田原市
CITY TAHARA

2020

環境に関する報告書

（令和元年度の環境状況 ）

Environmental Report

環境に関する報告書（令和元年度の環境状況 ）

目次　　項

Ⅰ 環境行政の概要

1	田原市の概要	1
2	環境行政機構	2
3	環境関係諸団体	3
4	たはらエコ・ガーデンシティ構想	6
5	公共施設新エネルギー導入状況	27
6	公害防止協定の締結状況	30
7	畜産施設等巡回指導状況	32
8	事業所等排出水調査	32

Ⅱ 補助金交付事業

1	太陽光発電システム設置整備事業	33
2	低公害車普及促進事業	34
3	電気自動車等普通充電設備設置補助金事業	35
4	住宅用地球温暖化対策設備設置補助事業	36
5	高効率給湯器導入補助事業	36
6	太陽熱利用施設補助事業	36
7	公害防除施設等整備事業	37
8	合併処理浄化槽設置整備事業	38
9	生ごみ処理容器等設置事業	38

Ⅲ 大気関係

1	大気汚染に係る環境基準	40
2	大気汚染測定局位置図	40
3	二酸化硫黄（SO_2）測定	41
4	二酸化窒素（NO_2）測定	43
5	一酸化窒素（ＮＯ）測定	45
6	窒素酸化物（$NO+NO_2$）測定	47
7	浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）測定	49
8	光化学オキシダント（ＯＸ）測定	51
9	降下ばいじん量測定　（デポジットゲージ法）	53
10	空間放射線量率測定	55

Ⅳ 水質関係

1	水質の汚濁に係る環境基準	56
2	河川水質調査	65
3	海域水質調査	80

Ⅴ 地下水関係

1	地下水の環境汚染に係る環境基準	89
2	地下水の水質調査結果	90
3	地下水位調査	96

Ⅵ 土壌関係

1	土壌環境基準	98
2	農用地土壌調査	99

Ⅶ 騒音・振動関係
1 騒音に係る環境基準 102
2 自動車騒音の要請限度 103
3 騒音の大きさのめやす 103
4 振動に係る規制基準 104
5 道路交通振動の要請限度 104
6 振動の大きさのめやす 104
7 環境騒音測定 105
8 自動車騒音測定 107
9 道路交通振動測定 108
10 騒音・振動に係る特定施設設置等届出状況 110
11 騒音・振動に係る特定建設作業届出状況 111

Ⅷ 悪臭関係
1 臭気指数規制 112
2 規制基準 112
3 悪臭関係工場等届出状況 114

Ⅸ 廃棄物処理の状況
1 ごみの収集 115
2 ごみ処理施設 116
3 ごみの量と資源化の状況 116
4 ごみ処理等経費とごみ処理手数料 117
5 普及啓発等 118
6 不法投棄防止対策 118
7 産業廃棄物処分場 118

Ⅹ 公害苦情の状況
1 苦情件数 119
2 年度別苦情件数 119

Ⅺ 自然環境保全関係
1 自然公園 120
2 有害鳥獣捕獲 121
3 特定外来生物の駆除 121

ⅩⅡ 公園緑地・緑化推進の状況
1 公園・緑地の状況 122
2 環境緑化の推進状況 124
3 里山保全その他の推進状況 124
4 公園緑地・緑化推進の成果と展望 124

資料編
1 臨海進出企業に対する公害防止指導基準 126
2 公害防止協定書（基本様式） 128
3 田原市環境保全条例 130
4 田原市環境基本条例 133
5 田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 136
6 用語説明 142

Ⅰ　環境行政の概要

１　田原市の概要

本市は、愛知県の南端に位置し、北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢湾と三方を海に囲まれた渥美半島のほぼ全域が市域となっており、唯一、東側を陸続きに豊橋市と接している。

市域のほとんどが三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園に指定されるなど風光明媚で、気候も太平洋の黒潮の影響により、年間を通して温暖（令和元年の平均気温 17.1℃ 、年間降水量 1852.0 ㎜）であるが、海に突き出た半島特有の地形のため、年間を通して大変風が強い地域（令和元年の平均風速 3.6㎧）となっている。

本市の総面積は 191.12 ㎢で、主な内訳は農用地が 32.9%、森林が 27.9%、宅地においては 12.0%で市街地や臨海部に集中している。10 年前と比較して農用地、森林は減少し、その一方で宅地開発、区画整理等により住宅地が増加している。

市民課調べによる令和 2 年 3 月 31 日現在の人口は 61,564 人となっている。人口推移をみると、昭和 35 年以降減少傾向にあったが、昭和 50 年頃から臨海部への企業進出や宅地開発の進展により増加に転じた。その後緩やかに増加を続けていたが平成 17 年度をピークに近年は減少傾向にある。

また、本市は全国有数の農業・工業などの産業と、寺社や文化財などの田原藩城下町の面影を残す歴史や伝統文化を併せ持ち、伊良湖岬をはじめとする多くの景勝地にも恵まれた豊かな地域資源を備えた地域であり、「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を将来像に、地域の個性と豊富な資源を生かしたまちづくりを推進している。

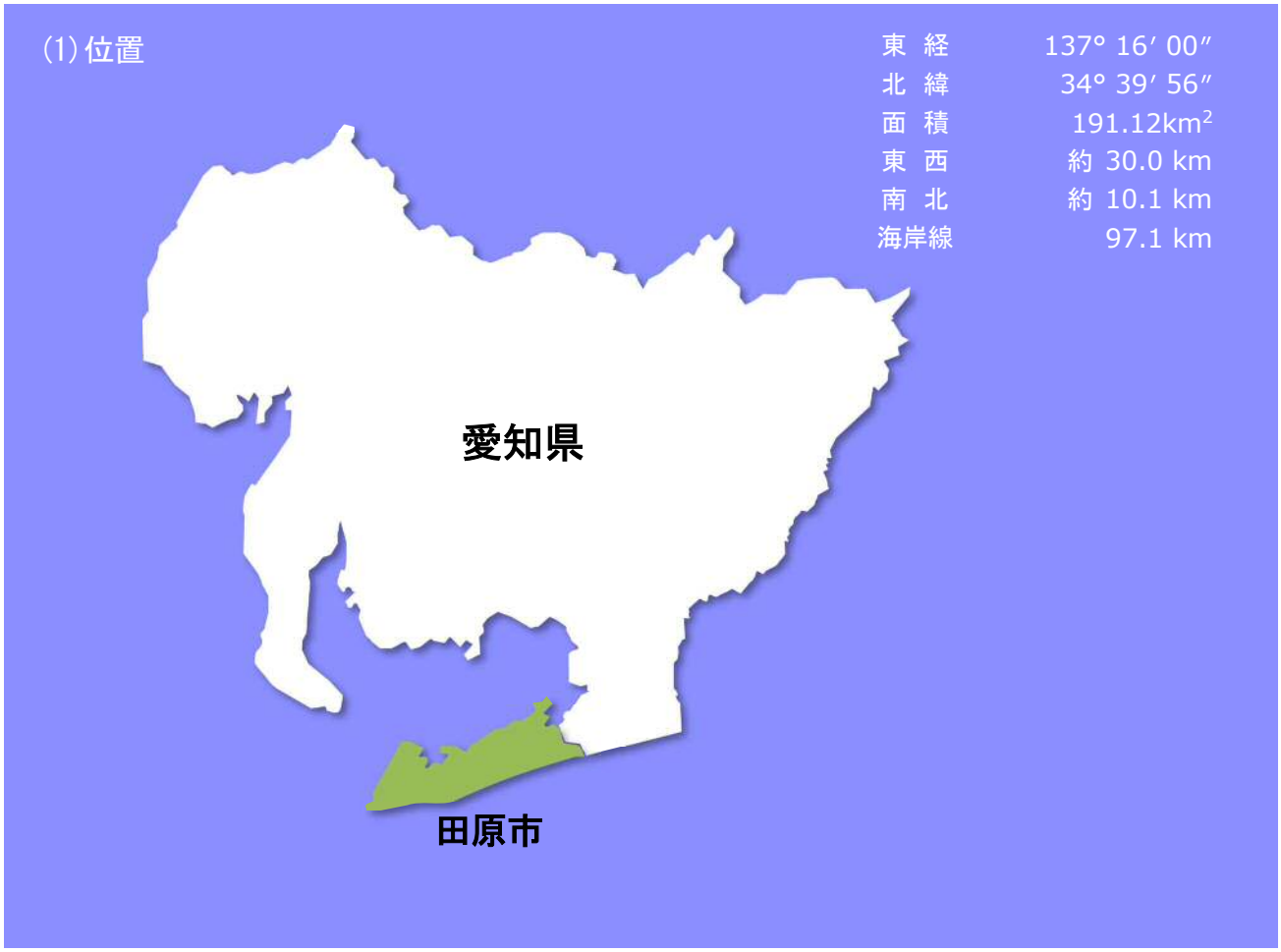

人口

年度	男（人）	女（人）	計（人）	世帯数(世帯)	備考
S50(1975)	27,202	29,431	56,633	12,434	国勢調査
S60(1985)	32,154	31,615	63,769	16,443	国勢調査
H7 (1995)	32,818	32,425	65,243	17,914	国勢調査
H17(2005)	34,509	31,881	66,390	21,761	国勢調査
H22(2010)	32,573	31,546	64,119	21,145	国勢調査
H27(2015)	31,908	30,456	62,364	21,433	国勢調査
R1(2019)	31,106	30,458	61,564	22,561	市民課調べ （R2.3.31 現在）

国勢調査:各年 10 月 1 日現在
市民課調:住民基本台帳及び外国人登録者の総数

2 環境行政機構（令和元年度）

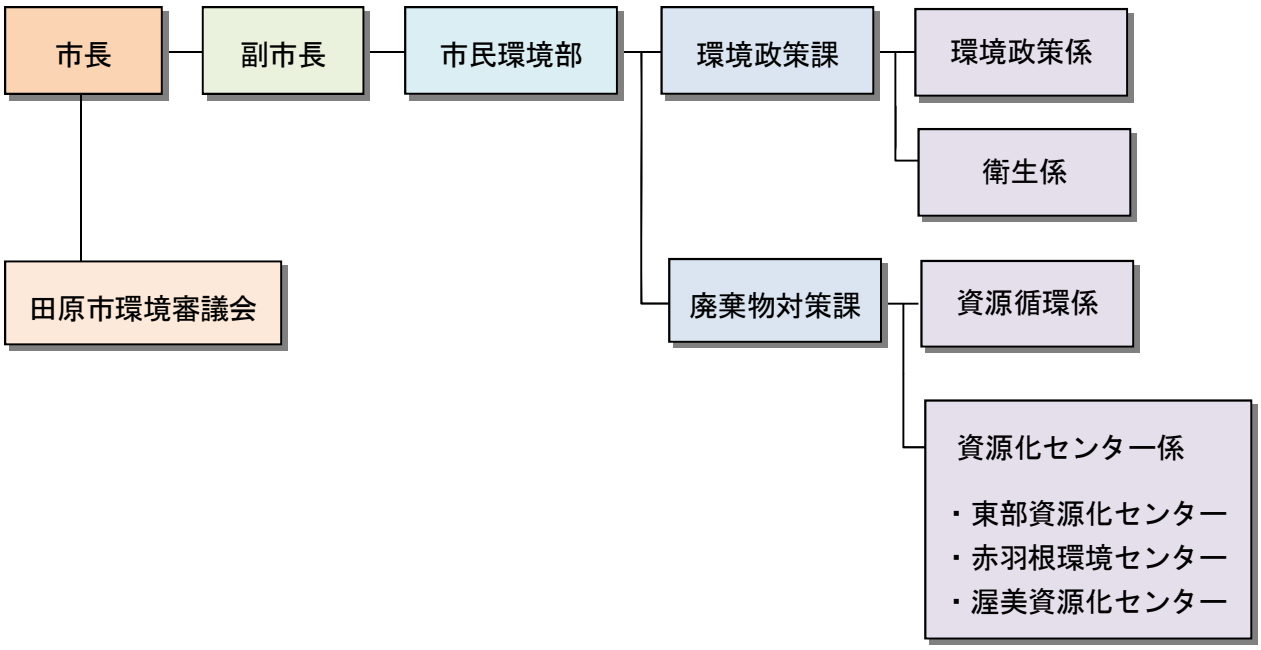

3 環境関係諸団体

⑴ 田原市環境審議会

ア 設置の根拠

環境基本法第４４条、田原市環境基本条例第１６条

イ 目　的

市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため。

ウ 構成員（委員 12 人以内）

（ア）学識経験のある者　（イ）地域の代表　（ウ）関係行政機関の職員

⑵ 豊かな海"三河湾"環境再生推進協議会（旧三河湾浄化推進協議会）

ア 目的

地域住民共有の財産である三河湾の浄化を推進し、美しく恵み多き三河湾を創造するための諸施策を実施することにより、三河湾の総合的な発展に資する。

イ 構成

正 会 員：豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、高浜市、田原市、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

賛助会員：愛知県

協力会員：新城市、湖西市、豊根村、岡崎市、豊田市、安城市、大府市、知立市、豊明市、みよし市、東郷町、阿久比町、幸田町、設楽町、東栄町、東三河懇話会

ウ 流域部会の設置

構成団体により三河湾へ流入する主要 3 河川（境川等、矢作川等、豊川等）の流域ごとに部会を設け、特色ある活動を推進する。

豊川等流域部会：豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、湖西市、豊根村、設楽町、東栄町、東三河懇話会　（令和元年度部会長：蒲郡市長）

⑶ 汐川干潟保全連絡会

ア 目的

汐川干潟の保全について、豊橋市と田原市との連携を確保し、関連する施策の円滑な推進を図る。

イ 構成

豊橋市、田原市

⑷ 東三河環境行政連絡協議会

ア 目的

東三河地域と湖西市との連携体制を確立して、環境保全に関する事項について情報交換及び連絡協議を行い、環境行政の円滑な推進を図る。

イ 構成

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、豊根町、設楽町、東栄町、湖西市

（事務局：豊橋市）

⑸ 東三河地域水循環再生地域協議会

ア 目的

東三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため。

イ 構成

座長、事業者・県民・民間団体、市町村（東三河地域内）、国、県

（事務局：愛知県環境局環境政策部水大気環境課　調整・計画グループ）

⑹ たはらエコ・ガーデンシティ構想推進協議会

ア 目的

環境と調和した活力ある地域を目指して田原市が策定し、環境共生まちづくり関係府省連絡会議によって、全国モデルに選定された「たはらエコ・ガーデンシティ構想（以下「構想」という。）」を実現するため、進捗状況把握、課題認識、解決策の検討などを行う。

イ 構成

（ア）市行政機関　（イ）国行政機関　（ウ）県行政機関　（エ）市民　（オ）事業者

ウ 設立　平成 15 年 9 月 29 日

⑺ たはらエコ･ガーデンシティ地域協議会

ア 目的

数値目標を掲げたエネルギー消費量の削減や推進計画の各プロジェクト達成のための環境共生まちづくりの推進役として、実施、達成度チェック、調整、啓発などを行い、地球温暖化対策を具体的に推進することを目的とする。

イ 構成

（ア）市行政機関　（イ）市民　（ウ）事業者　（エ）教育研究機関

ウ 設立　平成 17 年 2 月 8 日

⑻ 田原菜の花エコ推進協議会

ア 目的

地域の豊かな自然、社会環境を将来の世代に引継ぎ、資源循環型社会の構築に取り組むため、菜の花をキーワードとして遊休農地の有効利用を図るとともに、地域で生産・廃棄されるバイオマス資源の有効活用を推進し、持続可能な地域社会を形成することを目的とする。

イ 構成

田原市農業委員会をはじめとする 16 団体

ウ 設立　平成 15 年 10 月 2 日

⑼ 渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議

ア 目的

渥美半島菜の花浪漫街道は、環伊勢湾地域における主要幹線としての道の機能や役割を再認識し、道を舞台に三河湾、太平洋などに囲まれた渥美半島の魅力や美しさを発見、創出するとともに、市長、事業者、行政などが協働して、景観、自然、歴史、文化、産業、エコエネルギー等の地域資源を活かした原風景を創成する運動を促し、地域の活性化及び観光振興に寄与することを目的とする。

イ 構成

田原市農業委員会をはじめとする 23 団体

ウ 設立　平成 19 年 9 月 26 日

⑽ 豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議

ア 目的

豊橋市・田原市のごみ処理等の広域化を推進するため。

イ 構成

豊橋市、田原市

ウ 設立　平成 25 年 2 月 14 日

(11) 田原市ごみ処理対策推進協議会

1 目的

田原市ごみ処理基本計画に定めたごみの排出抑制等の施策を推進するとともに、ごみの排出量に応じた受益者負担の公平性を確保し、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築に資することを目的とする。

2 構成

（ア） 学識経験者　（イ）市民　（ウ）事業者

3 設立　　平成 25 年 7 月 1 日

4 たはらエコ・ガーデンシティ構想

本市が推進する「たはらエコ・ガーデンシティ構想」は、平成 15 年 6 月に環境共生まちづくり関係府省連絡会議において全国のモデルに選定されたものである。

この構想を実現するため、平成 16 年 3 月に推進計画を策定し、渥美町の編入合併に伴い平成 19 年 3 月に計画を改訂した。計画には地球温暖化対策地域推進計画も盛り込み、平成 22 年度温室効果ガス削減目標を定め、平成 20 年 11 月には、地球温暖化防止都市宣言を行った。

たはらエコ・ガーデンシティ構想

豊富な日射量をはじめ半島性の強い風、バイオマスなどの地域資源を活用した環境の改善と地域経済の活性化、市民生活の向上を目指すものです。

この構想は内閣官房、国土交通省、環境省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、総務省で組織する環境共生まちづくりの関係府省連絡会議において全国 167 の応募の中から全国モデルに選定されました。

また、平成 25 年 3 月には、田原市総合計画との整合や社会動向の変化、目標年の経過などにより、2 回目の推進計画の改訂を行い、平成 30 年 3 月に近年の状況を踏まえ、再度改訂が行われた。

なお、田原市総合計画では、環境先進都市としての自負を持って環境負荷の低減に向けたまちづくりを進める「環境と共生する地域づくりプロジェクト」内に位置付け、市の施策全般にわたって推進している。

＜実施体制＞

たはらエコ・ガーデンシティ構想推進協議会が進行管理を行うとともに、実施主体となる市民、事業者、行政、教育・研究機関などによって構成される地域推進組織として「たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会」において実施調整を行う。

＜分野別計画＞

分野別計画として平成 20 年 3 月に日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道基本構想及び田原市バイオマスタウン構想を策定、平成 21 年 3 月に日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道アクションプランを策定し、進むべき方向性を定め、事業推進を図っている。

また、平成 25 年 3 月に低炭素社会の実現を目指した推進計画の分野計画として整理した田原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定した。田原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、2005 年度を基準年度とし、2022 年度のあるべき姿として 15%削減シナリオと 20%削減シナリオの 2 つの削減パターンを削減の目安として定めた。

(1) 基本理念

環境と共生する豊かで持続する地域づくり

(2) 推進目的と主要施策

推進目的

環境負荷の少ない災害に強い地域づくり
- ⇒低炭素社会の実現
- ⇒循環型社会の形成
- ⇒地域環境の改善
- ⇒地域防災力の向上

地域資源の活用
- ⇒歴史・文化・自然環境資源の有効活用
- ⇒自然エネルギーの有効活用

活発な産業と豊かな生活の実現
- ⇒地域（市民活動）の活性化
- ⇒地域産業の活性化

世代を超えて引き継ぐ地域づくり
- ⇒エネルギー自給率の向上
- ⇒食の地産地消
- ⇒水資源の確保

主要施策

① 菜の花エコプロジェクト
② 資源循環プロジェクト
③ エコ・エネルギー導入プロジェクト
④ 省エネルギー推進プロジェクト
⑤ コンパクトシティプロジェクト
⑥ グリーン・ネットワークプロジェクト
⑦ エコ・インダストリープロジェクト

(3) 地球温暖化防止都市宣言

市民一人ひとりが環境に配慮したエコライフを実践するとともに、あらゆる活動を通じて地球温暖化防止に努め、環境と共生する豊かで持続可能な地域づくり「たはらエコ・ガーデンシティ構想」を推進することを目的に、平成 20 年 11 月 3 日に地球温暖化防止都市宣言を行った。さらに、平成 25 年 3 月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定したことで、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進している。

地球温暖化防止都市宣言

私たちのまち田原市は、太平洋と三河湾に囲まれ、豊かな自然の恵みを受けています。農業、工業、観光などの産業も盛んな活気あふれるまちで、田原市は、将来都市像として「うるおいと活力のあるガーデンシティ」をめざしています。

一方で、社会経済活動や生活様式の変化に伴って、地球規模の環境破壊が進んでいます。なかでも、温室効果ガスの増加による地球温暖化は、異常気象や海面の上昇、食糧不足などを引き起こし、動植物の絶滅や私たちの生命を脅かす深刻な問題です。

この問題を解決するために、世界の人々とともに、京都議定書が定められました。今、私たちは、温暖化防止に向けて、暮らしを見直し、自覚を持った環境行動をしていくことが必要です。

田原市は、市民一人ひとりが環境に配慮したエコライフを実践するとともに、あらゆる活動を通して地球温暖化対策に努め、環境との共生による豊かで持続するまちづくりを推進します。そして、市民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化防止に取り組むことをここに宣言します。

平成 20 年 11 月 3 日

田　原　市

(4) 主要施策の進捗状況

菜の花エコ　プロジェクト　◇＝ソフト事業　◆＝ハード事業

ア　菜の花の栽培

◇ 菜の花栽培面積

年度	27	28	29	30	1
菜の花（観賞用）	3.9	3.0	3.2	3.6	3.6
菜の花（搾油用）	2.3	1.4	0.7	1.1	1.0
渥美半島菜の花まつり	13	13	13	13	13
花壇緑化・企業緑化	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
計	20.5	18.7	18.2	19	18.9

◇ 観賞用草花栽培面積

年度	27	28	29	30	1
観賞用草花（ha）	5.5	4.7	4.0	4.4	4.6

◇ 新たな担い手に引き渡した農地面積　　合計 97 ヵ所 12.84ha

年度	27	28	29	30	1
引き渡し数（ヵ所）	4	9	1	0	4
引き渡し面積（ha）	0.38	0.94	0.1	0	0.31

◇ 企業ＣＳＲ（社会貢献・サスティナブル）活動

平成 27 年度　　4 社（愛知海運産業㈱、トヨタ自動車㈱、アイシン･エィ･ダブリュ㈱、翔運輸㈱）
平成 28 年度　　4 社（愛知海運産業㈱、トヨタ自動車㈱、アイシン･エィ･ダブリュ㈱、翔運輸㈱）
平成 29 年度　　3 社（トヨタ自動車㈱、アイシン･エィ･ダブリュ㈱、翔運輸㈱）
平成 30 年度　　3 社（トヨタ自動車㈱、アイシン･エィ･ダブリュ㈱、翔運輸㈱）
令和元年度　　3 社（トヨタ自動車㈱、アイシン･エィ･ダブリュ㈱、翔運輸㈱）

◇ 日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道

平成 19 年 9 月　渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議設立
平成 19 年 11 月　日本風景街道へのルート登録
平成 20 年 3 月　渥美半島菜の花浪漫街道基本構想策定
平成 21 年 3 月　渥美半島菜の花浪漫街道アクションプラン策定
平成 26 年 3 月　渥美半島菜の花浪漫街道第 2 次アクションプラン策定
平成 31 年 3 月　渥美半島菜の花浪漫街道第 3 次アクションプラン策定

臨海企業による菜の花の作付け

イ　菜種の利活用

◇ 菜種搾油量

年度	27	28	29	30	1
栽培面積（ha）	2.7	1.4	0.7	1.1	1.0
菜種収穫量（kg）	748	3,360	1,490	273	1,180
菜種搾油量（ℓ）	222	302	242	226	259

※菜種収穫量と菜種搾油量は前年度に種をまいた畑から収穫した量
（例）平成 18 年度に作付けした 3.5ha から、平成 19 年度 3,862kg の菜種を収穫し、1,004ℓ の油を搾った。
※平成 18 年 12 月に田原産 100％菜種油「たはらっこ」を商品化

◇ 環境学習・総合学習

年度	幼稚園	保育園	小学校	中学校
H27	1	10	2	0
H28	1	10	2	0
H29	1	10	2	0
H30	1	10	2	0
R1	1	10	2	0

遊休農地に菜の花の種をまく子どもたち

ウ　廃食用油の利活用

◇ 事業系廃食用油の回収

田原市給食センターから出る廃食用油をサーラエナジー（株）が6.4 円/ℓ（4 月～9 月）6.6 円/ℓ（10 月～3 月）で回収している。

◇ 家庭系廃食用油の回収

平成 18 年度、大久保地区で回収実験を実施。平成 23 年 7 月、回収実験の結果をふまえ、市内 9 箇所の拠点（公共施設・店舗）で本格実施を開始した。回収した廃食用油は 3.24 円/ℓ（4 月～9 月）3.30 円/ℓ（10 月～3 月）でサーラエナジー（株）へ売却している。

◇ 廃食用油燃料化・燃料利用

サーラエナジー（株）からバイオディーゼル燃料を 109 円/ℓ で購入し、市保有トラクターで利用している。

※ＢＤＦと軽油の混合利用では、軽油引取税（32.1 円/ℓ）が課税されるため、課税対象外の B100 を購入。

◇ 廃食用油燃料化事業実績

年度	菜種収穫量（kg）	菜種搾油量（ℓ）	事業系廃食用油回収量（ℓ）	家庭系廃食用油回収量（ℓ）	BDF 精製量（ℓ）	BDF 購入量（ℓ）
H27	748	222	5,700	6,289	-	1,400
H28	3,360	302	6,675	6,562	-	1,200
H29	1,490	242	7,960	6,047	-	1,600
H30	273	226	8,300	7,501	-	800
R1	1,180	259	7,540	7,436	-	2,400

エ　推進体制

◇ これまでの経緯

平成 15 年 10 月	田原菜の花エコ推進協議会設立 推進上の課題検討、関係機関への協力要請、先進地視察の実施
平成 18 年 4 月	特定非営利活動法人田原菜の花エコネットワーク設立 菜の花エコプロジェクトを市と協働で推進
平成 19 年 4 月	営農支援センター（平成 25 年 4 月「営農支援課」に変更） 農地の保全、農地の売買・貸借、営農支援業務

オ　その他

◇ 普及啓発

平成 20 年 2 月	菜の花エコ交流会ｉｎ田原開催
平成 20 年 11 月	ストップ温暖化「一村一品」大作戦全国大会 2009 愛知県代表
平成 22 年 2 月	第 10 回全国菜の花サミットｉｎ田原開催
平成 23 年 2 月	全国バイオディーゼルアドベンチャー環境講演会
平成 25 年 1 月	菜の花エコプロジェクト情報交換会開催
その他随時	菜の花エコプロジェクト感謝祭開催、たはらエコフェスタ、田原市民まつり・市民緑花まつり等のイベントへのブース出展、啓発パンフレット等の作成、取材対応等

課題

1 菜の花栽培

・ 搾油用菜の花の生育状況が市内全域で悪い。
・ 菜種がマイナー作物であることから、農薬の登録拡大が進まない。
・ 菜の花栽培によって農地が健全化しても、地主の意向で担い手に引き渡せないことがある。

2 菜種の利活用

・菜種油「たはらっこ」の販売量が伸び悩んでいる。

3 廃食用油の利活用

・市域内での循環ができていない。

資源循環　　プロジェクト

ア 一般廃棄物の資源化

田原リサイクルセンター「炭生館」

◆ （旧） 田原リサイクルセンター
- 昭和 61 年度完成の一般廃棄物固形燃料化施設
- 老朽化により平成 16 年度で休止

◆ 田原リサイクルセンター「炭生館」
- ＰＦＩ方式による一般廃棄物固形燃料化施設
- 炭化物製造施設（平成 17 年 3 月完成）
- 運営会社：グリーンサイトジャパン㈱
- 事業期間：平成 17 年 4 月から 15 年間（委託料 100 億円：建物費含む）
- 処理方式：流動床炭化炉方式
- 処理能力：60ｔ/日（30ｔ/24 時間×2 系）　　年間稼動日数：約 300 日/年

年度	回収量（t）	炭化物生産量（t）
H27	17,923.26	771.06
H28	17,130.74	713.57
H29	16,826.62	771.03
H30	16,115.78	620.88
R1	15,922.41	749.85

【表彰】 バイオマス利活用優良表彰農林水産大臣賞（平成 18 年 2 月）
愛知環境賞「金賞」（平成 18 年 2 月）

◆ 田原リサイクルセンター風力発電所
- 田原リサイクルセンター敷地内に 1,980 kW 風力発電が運転開始（平成 18 年 12 月）
  炭生館消費電力相当分を発電（発電量約 470 万 kW/年）
- 事業主体：㈱グリーンエナジーたはら（第 3 セクター）　※田原市が 51％出資

【経緯】
平成 16 年度　　事業化調査
平成 17～18 年度　建設工事（ＮＥＤＯ地域新エネルギー導入促進事業採択）

年間発電量等

年度	発電量（kWh）	平均風速（m/s）
H27	4,360,818	6.22
H28	4,962,087	6.69
H29	4,856,725	6.59
H30	4,733,846	6.51
R1	4,951,990	6.61

◇ 豊橋・田原ごみ処理広域化ブロック会議設立
豊橋市と田原市のごみ処理の広域化を推進するため、平成 25 年 2 月に設立

◇ 豊橋田原ごみ処理広域化計画の策定
豊橋市と田原市において環境保全、リサイクルの推進及びコスト縮減等から、ごみ処理を共同で行うため、平成 26 年 3 月に策定

◇ ３Ｒの推進

ごみの発生量　（単位：ｔ/年）

年度	収集ごみ				直接搬入ごみ				総計
	もやせるごみ	埋めるごみ	資源ごみ類	計	もやせるごみ	埋めるごみ	資源ごみ類	計	
H27	11,248	198	1,856	13,301	6,675	401	5,232	12,310	25,611
H28	10,758	157	1,936	12,851	6,373	320	6,037	12,730	25,580
H29	10,208	188	1,983	12,379	6,619	384	5,995	12,998	25,377
H30	9,620	416	1,977	12,014	6,496	846	5,814	13,156	25,169
R1	9,704	158	1,874	11,736	6,219	321	5,613	12,153	23,889

リサイクル率　（単位：ｔ/年）

年度	ごみ総排出量	資源回収量	リサイクル率（%）
H27	25,611	7,891	30.8
H28	25,580	8,721	34.1
H29	25,377	8,775	34.6
H30	25,169	8,443	33.5
R1	23,889	8,268	34.6

３Ｒに関する研修会、学習等　（単位：人）

年度	学校・保育園	一般
H27	872	1,159
H28	1,248	7,470
H29	841	7,838
H30	920	800
R1	425	3,339

東部資源化センター

イ　下水道汚泥の資源化

下水汚泥処理実績　（単位：ｔ）

年度	公共下水道	農業集落排水	し尿汚泥	コミュニティプラント	合計
H27	2,395	3,236	135	120	5,782
H28	2,328	3,265	151	121	5,445
H29	2,442	3,173	179	121	5,915
H30	2,490	2,697	220	121	5,528
R1	2,585	2,839	194	123	5,741

ウ　家畜排せつ物の資源化

畜産の現状　（令和元年度）R1.11.1 時点

畜種	戸数（戸）	飼育頭羽数（頭・羽）	年間排せつ物量（t）
乳用牛	55	5,818	81,975
肉用牛	56	8,267	76,597
豚	49	104,023	283,609
採卵鶏	15	1,002,643	36,295
ブロイラー	3	153,950	7,259
うずら	3	182,000	1,980

田原エコセンター

◆ 田原エコセンターの整備

平成 15 年 4 月稼動　家畜排せつ物堆肥化施設　（単位：ｔ）

年度	搬入量	販売量
H27	18,859	7,824
H28	20,697	8,320
H29	21,622	8,867
H30	20,625	8,905
R1	21,347	13,763

◆ 渥美エコセンターの整備

平成 11 年 4 月稼動　家畜排せつ物堆肥化施設　（単位：ｔ）

年度	搬入量	販売量
H27	9,359	3,961
H28	7,275	4,667
H29	6,902	4,878
H30	6,582	4,151
R1	7,230	2,420

◇ 畜産バイオマス利用設備・風力発電建設可能性調査（平成 15 年度）

◇ バイオマスタウン構想の策定

・平成 19 年度　構想策定（平成 20 年 3 月 国において公表）
・バイオマス利活用検討　（下水汚泥・家畜排せつ物等）
・下水汚泥基本構想策定　（平成 21 年 3 月）
・たはら畜産系バイオマス利活用研究会設置（平成 21 年 3 月～）

＜主な活動内容＞
臭気対策、汚泥の資源化及びエネルギー化を目的に先進地の視察などを実施
※平成 27 年 11 月に研究会活動は一時休止（ただし、情報収集は継続）

エ　農業用廃プラスチックなどの資源化

農業用廃プラスチックの現状（令和元年度）

区分	処理実績（t）	処理地	使用目的
塩化ビニル	196	高知市	製品の 95%は床材として使用
ポリエチレン	458	豊川市	固形燃料（ＲＰＦ）として使用

課題

1　一般廃棄物の資源化
・生ごみの分別収集を実施している豊橋市とごみ処理広域化を協議するにあたって生ごみの一層の減量が必要となるため、30･10 運動を始めとした施策について、啓発をしていく。

2　家畜排せつ物の資源化
・市内で使用する量以上に堆肥が出来上がるため、堆肥の利用先及び販路の拡充が必要である。

エコ・エネルギー導入　　プロジェクト

◇ たはらエコエネルギー導入ビジョン策定（平成 10 年）

◇ 田原市エコエネルギー導入ビジョン策定（平成 19 年 2 月）

ア　太陽光発電の導入

◆ 市民住宅用　　累計 1,736 件　7,382 kW（平成 11 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

年度	出力値（kW）	導入数（件）	建物区分（件）			買取価格（円/kWh）
			新築	既設	建売	
H24	742.94	160	75	85		42
H25	728.40	160	84	73	3	38
H26	734.67	152	73	66	13	37
H27	447.03	94	36	49	9	33
H28	494.33	98	38	54	6	31

※市内の持ち家世帯の約 12%が設置（持ち家数 14,877 軒：平成 27 国勢調査より）
※H28 年度で補助終了

◆ 事業所用　　計 21 件　145.01 kW（平成 16 年 6 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

年度	出力値（kW）	導入数（件）
H24	36.26	4
H25	29.73	5
H26	20.00	1

※H26 年度で補助終了

田原市役所（20kW）

（補助単価等）

年度	補助単価（万円/kW）	補助上限（kW）
H11	10	3
H12～H20	15	4
H21～H22	8	4
H23	6	4
H24～H26	5	4
H27	4	4
H28	2	4

◆ 公共施設等

区分	出力値（kW）	導入数（施設）
公共施設	330.648	63
公的施設	38.16	4
その他施設	52,910.05	4
計	53,278.858	71

◆ 愛知県グリーンニューディール基金地球温暖化対策事業（平成 22 年度）
田原市芦ヶ池農業公園：太陽光発電設備 8.1kW の設置
総事業費　10,710,000 円

◆愛知県再生可能エネルギー等導入推進基金事業（平成 28 年度）
田原市立田原福祉専門学校：太陽光発電設備 10kW 及び蓄電池 15kWh の設置
総事業費　27,270,000 円

◆田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（平成 28 年 4 月施行）

イ　太陽熱利用の導入

◆ 公共施設への導入
・ 渥美福祉センター（あつみライフランド）（平成 12 年度）
・ 田原福祉センター（平成 13 年度）
・ 赤羽根福祉センター　　（平成 13 年度）

◆ 民間施設への導入
・ 民間住宅、企業厚生施設・宿泊施設等への導入多数
・ 太陽熱利用施設導入補助事業実施　導入支援：1 施設あたり 3 万円
※平成 17～18 年度実績　9 件

ウ 風力発電の導入

◆ 市内全体　26 ヶ所　設置数 49 基　約 59,300 kW
・ 公共施設等　17 ヶ所　約 2,300kW（第３セクター含む）
・ 民間施設等　 9 ヶ所　約 57,000kW（小型は含まず）

蔵王山展望台風車年間発電実績

年度	発電量（kWh）	平均風速（m/s）
H27	747,192.0	7.41
H28	799,428.0	7.89
H29	500,866.0	6.90
H30	-	-
R1	658,055,0	7.09

※H30 は観測用機器の故障のため不明

※R1 は 4 月まで観測用機器故障であったため、5～3 月分実績

蔵王山展望台風力施設（300kW）

◇ 市が有望地点にて風況調査を実施（13 か所）

◇ 第 12 回全国風サミット（平成 17 年 5 月開催）

◇ 田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン（平成 25 年 5 月策定）

エ　低公害車の導入

◆ 公共施設への導入（令和 2 年 3 月 31 日現在）

車種	導入数（台）
ハイブリッド自動車	8
電気自動車	0
プラグインハイブリッド自動車	1
特定ディーゼル車	36
低排出ガス車及び低燃費車	87
計	132

※低公害車導入割合 59 ％（目標 29 ％）
愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例第８０条第２項」の規定より

◆ 市民・事業者等の導入支援

・ 低公害車購入費補助事業（平成 14 年度～平成 23 年度）
・ 田原市電気自動車等購入補助事業（平成 24 年度～平成 28 年度）

（個人用）　累計 721 台（平成 14 年度～平成 28 年度）　※平成 28 年度で補助事業終了

年度	導入数（台）	補助上限額	補助対象となる車
H23	115	5 万円	ハイブリッド自動車・電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車（平成 14 年度～平成 23 年度）
H24	10	10 万円	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（平成 24 年度～）
H25	8	10 万円	
H26	9	10 万円	
H27	11	10 万円	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車
H28	4	※②	

※①　平成 14 年度～平成 20 年度：補助上限額 12 万円
※②　補助上限額　電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：5 万円、燃料電池自動車：20 万円

（事業者用）　累計 46 台（平成 18 年度～平成 28 年度）　※平成 28 年度で補助事業終了

年度	導入数（台）	補助上限額	補助対象となる車
H23	9	5 万円	ハイブリッド自動車・電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車（平成 14 年度～平成 23 年度）
H24	1	10 万円	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車
H25	1	10 万円	
H26	1	10 万円	
H27	0	10 万円	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車
H28	1	※②	

※①　平成 18 年度～平成 20 年度：補助上限額 12 万円
※②　補助上限額　電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：5 万円、燃料電池自動車：20 万円

◆ 田原市電気自動車普通充電設備設置補助金（平成 25 年度～平成 28 年度）

※平成 28 年度で補助事業終了
・ 補助金額：設置費用の 2 分の 1 位内・15 万円上限
平成 25 年度　1 件
平成 26 年度　0 件
平成 27 年度　0 件
平成 28 年度　0 件

◆ 市内における充電施設設置状況（公共施設のみ掲載）　（単位：か所）

施設名	普通充電施設	中速充電施設
道の駅 田原めっくんはうす	1	1
サンテパルクたはら	1	-
道の駅 あかばねロコステーション	1	-
道の駅伊良湖クリスタルポルト	-	1
休暇村伊良湖	-	1

課題

1　太陽光発電の導入

・田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを無視して建設されることがある。

2　低公害車の導入

・ＥＶ用、ＰＨＶ用の充電インフラ整備が進まないと次世代自動車の普及が望めない。

省エネルギー推進　　プロジェクト

ア　省エネルギーの推進

◇ 田原市役所 ISO14001 推進
・ 平成 12 年 11 月 1 日 キックオフ　　平成 13 年 4 月 23 日　認証取得
・ サイト（市役所本庁舎・渥美支所・赤羽根市民センター）
・ 平成 22 年 4 月 1 日　自己宣言

◇ 田原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定（平成 24 年 3 月）

◆ 高効率給湯器設置導入支援
・ 設置対象経費×1/3　　補助上限額 5 万円（平成 17 年度～平成 20 年度）
・ 設置台数　累計 1,026 台
※平成 21 年度補助額＝1 施設当たり 3 万円

◆ 環境保全型省エネルギー推進事業
・ 農業用ヒートポンプ補助金（平成 20 年度～平成 21 年度）
平成 20 年度支援実績　個人 14 件、団体 2 件、ＪＡ18 件、田原市加温省エネ組合 12 件
平成 21 年度支援実績　個人 5 件

◆ 施設園芸熱効率対策事業補助金
・ ビニール等の被覆材保温材に対する補助（平成 20 年 9 月～3 月）
設置対象経費×1/3　　補助上限額 10 万円
平成 20 年度支援実績　508 件

◇ 低炭素施設園芸づくり協議会設立（平成 22 年 3 月）

◆ 低炭素園芸モデルハウス設置（平成 22 年 11 月）
・ 菊をターゲットとした低炭素施設園芸構想とCO_2削減
・ 施設園芸用太陽光発電、開花抑制用ＬＥＤ、ヒートポンプエアコン、複層化による断熱構造、低温栽培技術と品種

低炭素モデルハウス

◆ 複層ガラス等省エネ資材導入事業

年度	導入数（件）	補助上限額	備考
H17	9	10 万円	
H18	10	10 万円	
H19	19	5 万円	
H20	19	5 万円	
H21	20	5 万円	
H22	20	5 万円	
H23	14	5 万円	既存物件のみ対象

◆ 田原市役所公用車に燃費マネージャー（エコドライブ）5 機設置（平成 19 年度）

◆ 職員実践行動に伴うエコドライブモニター用として燃費マネージャー5 機購入（平成 20 年度）

◆ 愛知県グリーンニューディール基金地球温暖化対策事業（平成 21 年度）

◆ 省エネルギーセンターにおける節電診断の実施（平成 23 年度）
市役所本庁舎

◆ 省エネルギーセンターにおける省エネ診断の実施（平成 24 年度）
渥美福祉センター（あつみライフランド）、芦ヶ池農業公園（サンテパルクたはら）、渥美支所及び渥美文化会館、めっくんはうす、田原市文化広場、田原福祉センター

イ　省エネルギーの普及啓発

◇ エコライフデーの普及啓発

・ 毎月 1 日はエコライフデー（平成 18 年 8 月～）
・ 平成 19 年度エコライフ標語募集　応募総数　905 作品（平成 19 年 7 月～9 月）

◇ エコアクション 21 説明会（平成 21 年 6 月～）

年度	開催回数(回)	事業所数(社)	備考
H21	2	16	
H22	1	17	
H23	1	10	1 社認証取得
H24	1	5	

◇ ライトダウンキャンペーンの実施（平成 18 年度～令和元年度）

事業所や公共施設で実施　※R1 年度夏季で事業終了

年度	実施期間	実施日数	参加施設			二酸化炭素削減量 (kg－CO_2)
			事業所	公共	合計	
H26	H26.6.21 ～H26.7. 7	17	53	27	80	約 2,700
	H27.2. 2 ～H27.2.16	15	51	42	93	約 2,900
H27	H27.6.22 ～H27.7. 7	16	43	43	86	約 2,830
	H28.2. 1 ～H28.2.15	15	46	41	87	約 2,500
H28	H28.6.21 ～H29.7. 7	17	45	38	83	約 2,550
	H29.2. 1 ～H29.2.15	15	38	37	75	約 2,675
H29	H29.6.21 ～H29.7. 7	17	33	48	81	約 2,970
	H30.2. 1 ～H30.2.15	15	38	41	79	約 2,244
H30	H30.6.21 ～H30.7. 7	17	37	33	70	約 2,824
	H31.2. 1 ～H31.2.15	15	33	34	67	約 2,204
R1	R1.6.21 ～R1.7.7	17	37	35	72	約 1,563

◇ 省エネ実践家族・事業所認定（平成 16 年度～平成 19 年度）

6 家族、5 事業所　認定

◇ 省エネ教室等の開催

・ エコキッズ学習会参加者数実績（平成 18 年度～）
平成 22 年度　36 名　　平成 23 年度　11 名
平成 24 年度　24 名　　平成 25 年度　29 名
平成 26 年度　16 名　　平成 27 年度以降は、他イベントと統合
・ エコクッキング教室参加者数実績（平成 18 年度～）
平成 27 年度　20 名　　平成 28 年度　18 名
平成 29 年度　20 名　　平成 30 年度　20 名
令和元年度　20 名

親子エコクッキング教室

◇ たはらエコチャレンジ宣言登録の開始（平成 20 年 11 月 3 日～）

・ 市の温暖化防止都市宣言と同時に市民のチャレンジ宣言を募集

◇ たはらエコチャレンジ宣言見直し及び再登録開始（平成 27 年 2 月～）

・ たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会省エネ推進部会において登録用紙の見直しを行い、再登録を開始した。
登録者（個人・団体・グループ）　684 件（令和 2 年 3 月末現在）
登録者（学校・事業所）　45 件（令和 2 年 3 月末現在）

◇ **地球温暖化防止啓発ポスター募集**（平成 21 年度～）
・ 優秀者を表彰
・ 応募数　平成 27 年度　645 点　平成 28 年度　644 点　平成 29 年度　776 点
平成 30 年度　607 点　令和元年度　704 点

・ **エコエネルギーツアー**

年度	参加人数（人）	見学先
H27	13	蔵王山展望台、緑が浜エコパーク
H28	13	蔵王山展望台、低炭素モデルハウス、搾油体験
H29	13	蔵王山展望台、田原リサイクルセンター炭生館、種まき体験
H30	11	蔵王山展望台、田原リサイクルセンター炭生館、種まき体験
R1	-	不開催

◇ **たはらエコフェスタ**（平成 23 年度～「あつまれ得するサマーフェア」を「たはらエコフェスタ」に名称変更）
※「あつまれ得するサマーフェア」は、平成 15 年度から開催

◇ **公共施設の壁面緑化（緑のカーテン）の推進（平成 21 年度～）**

年度	参加施設						県費
	保育園	小学校	中学校	市民館	その他	合計	
H27	20	7	3	6	18	54	500,000
H28	20	6	1	7	13	47	191,816
H29	20	7	1	7	13	48	165,000
H30	20	5	2	5	13	45	195,026
R1	20	4	1	5	13	43	163,200

◇ **冬の省エネ普及啓発**
・令和 2 年 2 月　市内全戸配布　広報たはら誌面に掲載
※地域協議会普及啓発部会において作成

課題

エコライフの推進
・ 家庭の省エネ行動の促進として、行動面の対策効果の測定が難しい。
・ 家族構成やライフスタイルが多様化しているため、ターゲットを細分化し、それぞれに応じた戦略を検討する必要がある。

コンパクトシティ　　プロジェクト

◆ ウォーキングトレイル整備

◆ 市街地再開発ビル（セントファーレ）完成（平成 16 年 7 月）

田原市コミュニティバス（ぐるりんバス）

◆ 田原市コミュニティバス（ぐるりんバス）
平成 14 年 7 月　ぐるりんバスの運行開始（4 路線）
平成 15 年 7 月　大久保線・西浦循環線の運行開始
平成 15 年 10 月　赤羽根線の運行開始
平成 16 年 7 月　中山線の運行開始
平成 22 年 4 月　西浦循環線の廃止
平成 27 年 10 月　路線・ダイヤ・運賃など再編（8 路線）
平成 29 年 4 月　路線の統合・ダイヤの変更（7 路線）
平成 30 年 10 月　市街地東線・西線の統合（6 路線）
令和元年 10 月　サンテパルク線の新設・高松線を廃止し一部を表浜線に統合（5 路線）

◆ 田原市コミュニティバス（地域乗合タクシー（八王子線））
平成 22 年 10 月　八王子線の実証運行開始
平成 25 年 4 月　八王子線の運行開始（交通事業者の自主運行）
令和元年 10 月　八王子線の廃止（代替手段として泉おもいやりタクシー事業を開始）

◆ 田原駅南公共駐車場再整備（平成 22 年 4 月供用開始）　車 380 台　自転車 189 台　原付 10 台

◆ 三河田原駅周辺整備事業（平成 17 年度～）平成 26 年度完了

◆ 田原駅南線供用開始（平成 19 年度）

◆ 田原中部市街地地区安心安全まちづくり整備
（平成 17～21 年度　まちづくり交付金）

レンタサイクル

◆ 田原駅前通り線供用開始（平成 25 年度）

◆ 三河田原駅新駅舎供用開始（平成 25 年 10 月 27 日）

◆ LaLaGran（ララグラン）開業
平成 30 年 6 月 3 日　商業施設・まちなか広場
平成 31 年 4 月 22 日　親子交流館

◇ 田原市街地における自転車利用促進
・ 検討会開催（平成 19 年度）
・ レンタサイクル事業
平成 19 年度　社会実験実施（平成 19 年 8 月 1 日～10 月 31 日）
※社会実験実施期間中の延べ利用者数　301 人
平成 20 年度　本格実施（平成 20 年 8 月 1 日～）　ステーション　5 か所
貸出時間：9 時～17 時（セントファーレステーションのみ午前 10 時～）
市役所ステーション 5 台、田原文化会館ステーション 8 台、田原福祉センターステーション 5 台、
セントファーレステーション 8 台、三河田原駅ステーション 5 台　合計　31 台
・ レンタサイクル利用実績
平成 27 年度　1,856 件　平成 28 年度　1,360 件　平成 29 年度　1,330 件
平成 30 年度　1,480 件　令和元年度　1,757 件
平成 20 年度からの合計　19,877 件

令和元年度利用者内訳

ステーション名	利用数（件）
市役所	60
福祉センター	80
文化会館	206
セントファーレ	677
三河田原駅	734
計	1,757

◇ 田原市地域公共交通戦略計画の一部改訂（平成 27 年 3 月）

課題

公共交通の整備

世帯の 5 割で 3 台以上の車を所有するマイカー社会のため、公共交通の利用者が減少し全般的に事業収支が悪化している。

グリーン・ネットワーク　　プロジェクト

◇ シンボル公園ネットワーク計画策定（平成 16 年度）
・ 平成 19 年 3 月　　計画改訂

◆ 赤羽根海岸整備
・ 基本計画、実施計画(平成 16 年度～平成 18 年度)
・ 道の駅「あかばねロコステーション」（平成 21 年 3 月完成）
◇ 汐川自然トレイル整備計画策定（平成 16～17 年度）
・ 観察案内板等設置（平成 19 年度）

◆ 緑が浜エコパーク整備工事（平成 16 年度～平成 18 年度）
※民間風力発電用地となる市緑地を整備

◆ 田原加治地区緑住地域整備（平成 17 年度～平成 21 年度　まちづくり交付金）

◆ 中央公園整備工事（平成 15 年度～）

◆ その他公園緑地整備
大手公園　防災施設完備（平成 15 年度～平成 18 年度）
築出公園（平成 20 年度）
つばき公園（平成 20 年度～平成 21 年度）
大久保公園（平成 26 年度～平成 27 年度）
福江公園（平成 27 年度）
浦片 1 号公園（平成 27 年度）
浦片 2 号公園（平成 28 年度）
まるやま公園（平成 28 年度）
浦片 3 号公園（平成 28 年度）
浦片 4 号公園（平成 28 年度）

たはら里山の会

◆ 谷ノ口公園（表浜ほうべの森）整備（平成 21 年度～平成 29 年度）

◇ 水源地と各種交流拠点整備・交流事業実施

◇ あいち森と緑づくり事業
加治地区（平成 20 年度～平成 21 年度）
姫島地区（平成 22 年度～平成 23 年度）
笠山地区（平成 24 年度）

たはら里山の会（平成 20 年 11 月発足）会員数　42 人（令和元年度）

◇ 里山ガイドブック作成

年度	書籍名
H17	たはらの自然めぐりⅠ
H18	たはらの自然めぐりⅡ（巨木・名木）
H19	たはらの自然めぐりⅢ（たはらの海辺の博物誌）
H20	たはらの自然めぐりⅣ（渥美半島花暦）

里山ガイドブック

◇ 田原市公園ＭＡＰ作成（平成 23 年度）

課題

緑の回廊形成
・里山の荒廃や里山特有の生態系の衰退が進行している。
・景観に対する市民の意識は高まりつつあるが、無秩序な景観形成がなされてしまうおそれがある。

エコ・インダストリー　　プロジェクト

市内全域風力発電設置数　52 基　約 59,300 kW
(エコ・エネルギー導入プロジェクト分含む)

田原臨海風力発電所

◆ **田原風力発電所【1,980 kW】**
・ 平成 16 年 3 月稼動
設置会社：㈱ウインドテック田原
※現在の事業会社は㈱ジェイウインド（平成 23 年 4 月 1 日～）
売電事業、グリーン電力証書によって愛知万博内の愛知県館の電力を賄う（代替）

◆ **田原臨海風力発電所（愛称：田原かぜりん）　2,000 kW×11 基【22,000 kW】**
・平成 17 年 3 月稼動　設置会社：ジェイウインド田原㈱
※現在の事業会社は㈱ジェイウインド（平成 23 年 4 月 1 日～）
田原風力発電所と合せた出力 23,980 kW の風力発電は、年間約 53 百万 kWh（一般家庭 15,000 軒分）を発電する。
※一般家庭の年間電気使用量：3,600 kWh

渥美風力発電所（小中山地内）

◆ **伊良湖風力発電所　【990kW】**
・ 平成 17 年 6 月稼動　設置会社：㈱アイシーピー

◆ **田原リサイクルセンター風力発電所　【1,980kW】**
・ 平成 18 年 12 月稼動　設置会社：㈱グリーンエナジーたはら

◆ **渥美風力発電所（小中山地区）1,500 kW×7 基【10,500 kW】**
・ 平成 18 年 12 月稼動　設置会社：渥美風力開発㈱
※現在の事業会社は日本風力開発㈱（平成 25 年 12 月 1 日～）

◆ **渥美風力発電所（小塩津地区）2,000 kW×4 基【8,000 kW】**
・ 平成 18 年 12 月稼動　設置会社：渥美グリーンパワー㈱)

◆ **久美原風力発電所【1,500 kW】**
・ 平成 19 年 1 月稼動　設置会社：M&Dグリーンエネルギー㈱)
※現在の事業会社はミツウロコグリーンエネルギー㈱（平成 23 年 10 月 1 日～）

渥美風力発電所（小塩津地内）

◆ **田原４区風力発電所**
・ 事業主体：㈱関電エネルギーソリューション
※平成 26 年 4 月 1 日 関電エネルギー開発㈱と合併
・ 発電規模：風力 6 MW（2,000 kW×3 基）
・ 設置場所：田原市白浜２号１番３（田原４区　東京製鐵㈱田原工場敷地内)
・ 着工：平成 24 年 7 月　　完工：平成 26 年 5 月

◆ オリックス田原メガソーラー発電所
・ 事業主体：オリックス㈱
・ 発電規模：太陽光 2.9 MW
・ 設置場所：田原市豊島町当新田１８－１（約 5 万㎡）
・ 着工：平成 25 年 2 月　　完工：平成 25 年 12 月

◆ たはらソーラー・ウインド発電所
・ 事業主体：トランスバリュー信託㈱（三井化学㈱）、三井物産㈱、東亜合成㈱、㈱東芝、東レ㈱、三井造船㈱
・ 発電規模：太陽光 50 MW　風力 6 MW（2,000 kW×3 基）
・ 設置場所：田原市緑が浜（田原一区　三井化学所有地約 82 万㎡）
・ 着工：平成 24 年 10 月　完工：平成 26 年 10 月

たはらソーラー・ウインド発電所

◆ たはらソーラー第一発電所、第二発電所
・ 事業主体：たはらソーラー・ウインド合同会社（三菱商事㈱、㈱シーテック）
・ 発電規模：太陽光 80.9 MW
・ 設置場所：田原市緑が浜（田原１区４区約 98 万㎡）
・ 着工：平成 25 年 7 月　　完工：平成 27 年 4 月

◆ メガソーラーたはら発電所
・ 事業主体：㈱シーエナジー
・ 発電規模：太陽光 15 MW
・ 設置場所：田原市白浜２号１－３（田原４区約 23 万㎡）
・ 着工：平成 25 年 7 月　完工：平成 28 年 5 月頃

◆渥美なのはな第一・第二太陽光発電所
・ 事業主体：九電工新エネルギー㈱
・ 発電規模：太陽光 12MW
・ 設置場所：田原市和地町北山（約 23 万㎡）
・ 運転開始：平成 30 年 4 月

※田原市が把握しているもののみ掲載

課題

エコエネルギー産業の振興
・ エコエネルギー産業のノウハウが市内に蓄積されていない。
・ 新エネルギー分野における生産、物流、研究などに携わる企業の誘致が滞っている。

⑸ 普及啓発

ア　啓発

◇ たはらエコフェスタ開催
※平成 15 年度～夏休み期間に開催

イ　推進計画の進行管理

◇ たはらエコ・ガーデンシティ構想推進協議会（平成 15 年 9 月設置）

◇ たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会（平成 17 年 2 月設置）

◇ たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会役員会（平成 26 年 4 月設置）

◇ たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会活動部会（平成 26 年 4 月設置）
イベント部会、省エネ推進部会、資源循環部会

◇ たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会活動部会　再編（平成 29 年 4 月設置）
イベント部会、普及啓発部会

本庁舎オフィス事務における使用量の推移

区分		（単位）	CO_2 排出係数	H11（基準年度）	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
水道	使用量	(m³)		3,625	4,286	4,361	4,790	4,990	4,767	5,210	4,588	7,446	5,031	4,657
	増減量	(m³)			661	736	1,165	1,365	1,142	1,585	963	3,821	1,406	1,032
	比率	(%)		-	118.2	120.3	132.1	137.7	131.5	143.7	126.6	205.4	138.6	128.5
	二酸化炭素増減量	(Kg-CO_2)	0.36	-	238	265	419	491	411	571	346	1,376	506	372
電気量	使用量	(kWh)		604,631	1,354,944	1,178,676	1,164,674	1,147,572	1,146,616	1,134,476	1,191,699	1,238,494	1,174,391	1,219,148
	増減量	(kWh)		-	750,313	574,045	560,043	542,941	541,985	529,845	587,068	633,863	569,760	614,517
	比率	(%)		-	224.1	194.9	192.6	189.8	189.6	187.6	197.1	204.8	194.2	201.6
	二酸化炭素増減量	(Kg-CO_2)	0.378	-	283,618	216,989	211,696	205,232	204,870	200,281	221,911	239,600	215,369	232,287
公用車ガソリン	使用量	(ℓ)		19,886	35,917	30,408	26,958	27,887	24,647	24,534	24,632	24,704	26,595	255,574
	増減量	(ℓ)		-	16,031	10,522	7,072	8,001	4,761	4,648	4,746	4,818	6,709	5,688
	比率	(%)		-	180.6	180.6	135.6	140.2	123.9	123.4	123.9	124.2	133.7	128.6
	二酸化炭素増減量	(Kg-CO_2)	2.32	-	37,192	24,411	16,408	18,562	11,046	10,783	11,010	11,178	15,565	13,196
公用車軽油	使用量	(ℓ)		7,708	5,733	5,503	5,559	5,897	5,328	6,016	6,487	6,231	7,145	6,146
	増減量	(ℓ)		-	▲ 1,975	▲ 2,205	▲ 2,149	▲ 1,811	▲ 2,380	▲ 1,692	▲1,221	▲1,477	▲563	▲1,562
	比率	(%)		-	74.4	74.4	72.1	76.5	69.1	78.0	84.2	80.8	92.7	79.7
	二酸化炭素増減量	(Kg-CO_2)	2.62	-	▲ 5,175	▲ 5,777	▲ 5,630	▲ 4,745	▲ 6,236	▲ 4,433	▲3,199	▲3,870	▲1475	▲4,092
コピー用紙	使用量	(Kg)		14,880	22,180	20,920	23,280	23,180	24,540	23,110	26,740	27,690	25,850	26,370
	増減量	(Kg)		-	7,300	6,040	8,400	8,300	9,660	8,230	11,860	12,810	10,970	11,490
	比率	(%)		-	149.1	140.6	156.5	155.8	164.9	155.3	179.7	186.1	173.7	177.2
	二酸化炭素増減量	(Kg-CO_2)	0.84	-	6,132	5,074	7,056	6,972	8,114	6,913	9,962	10,760	9,215	9,652

（備考）
（1） 二酸化炭素排出量は、使用量にCO_2排出係数をかけたもの
（2） 平成 15 年 8 月 20 日に田原町と赤羽根町が合併し、「田原市」となる。
（3） 平成 17 年 10 月 1 日に田原市と渥美町が合併し、新「田原市」となる。
（4） 平成 19 年 7 月に新庁舎（南庁舎）が完成。
（5） 平成 20 年 4 月 1 日から福祉部（福祉課、児童課、健康課）、環境部（清掃管理課）、教育委会事務局（管理課、指導課、生涯学習課、文化振興課）が本庁舎に移転。

５ 公共施設新エネルギー導入状況

田原市エコエネルギーの導入状況（太陽光発電）

公共施設

年度	施設名称	規模等（kW）	備考
10	県立渥美農業高等学校	3.24	
11	光崎団地集会場	3	
12	渥美福祉センター（あつみライフランド）	20	
	市立東部中学校	40	
13	田原文化会館	20	
14	市立中山小学校	10	
	市役所本庁舎	20	10kW×1 基　5kW×2 基(1,890 万円)
	波瀬東池ふれあい公園（園内照明）	0.05	18W×3 基=54W
	避難誘導看板（一色神社前）	0.08	
	避難誘導看板（赤羽根漁港）	0.08	
15	セントラルコート	10	
	田原児童センター	3	
	田原斎場駐車場（歩道照明）	0.07	35W×2 基
	赤松地区景観道路（景観道照明）	0.11	ハイブリッド型（78W 小型風力発電）
16	田原市観光情報サービスセンター 道の駅田原めっくんはうす（観光案内看板照明）	0.1	ハイブリッド型（760W 小型風力発電）
	市立衣笠小学校（防犯灯）	0.07	ハイブリッド型（200W 小型風力発電）
	田原市消防署	5	
	漆田保育園	3	
	田原市交通公園（園内照明）	0.06	ハイブリッド型（64W 小型風力発電）
17	エコパーク（緑が浜２号緑地）（照明灯）	0.06	
	白谷海浜公園管理棟太陽光発電	5	
	市立田原中部小学校	5	
	外来者対応施設	3.14	
	高松市民館	10	
	赤羽根市民館	10	
	若戸市民館	10	
	市立童浦小学校	3.3	
	市立田原中学校	0.03	ソーラー照明灯
18	避難誘導灯（堀切町）	0.13	常光寺
	避難誘導灯（堀切町）	0.13	寅之神社
	避難誘導灯（田原町）	0.13	新町会館
	避難誘導灯（田原町）	0.13	神明社
	避難誘導灯（豊島町）	0.13	中央公園
	中央公園整備事業ハイブリッド照明	0.066	22W×3 基＋風力発電
	第二東部最終処分場管理棟	4.32	
	東部里山公園東屋（第二東部最終処分場）	0.18	
	東部里山公園（第二東部最終処分場）	0.14	ソーラー照明灯
	市立福江中学校	0.06	ソーラー照明灯
	伊良湖岬保育園	3	
	大手公園照明	0.08	20W×4 基
	片西公園時計塔	0.00053	風力発電とのハイブリッド
19	市立赤羽根中学校	7.1	
	市立大草小学校	0.06	風力発電とのハイブリッド
	市立中山小学校	0.06	風力発電とのハイブリッド
20	市立野田小学校	5.5	
	築出公園照明	0.08	風力発電とのハイブリッド
	田原市役所	0.17	風力発電とのハイブリッド

年度	施設名称	規模等(kW)	備考
21	福江市民館	10	
	田原駅南公共駐車場照明（ＬＥＤ）	0.34	0.17kW×2 基 風力発電とのハイブリッド
	緑ヶ丘住宅集会場	5.5	
22	市立神戸小学校	10	
	市立赤羽根小学校	10	
	市立若戸小学校	10	
	市立田原中学校	10	
	市立福江中学校	10	
	水位・雨量監視システム供給電源	0.04	13W×3 か所
	市立田原中学校（ハイブリッドＬＥＤ）	0.13	
	サンテパルクたはら体験工房	8.1	
23	谷ノ口公園照明灯	0.42	70W×6 か所
	渥美運動公園入口	0.126	
24	市立伊良湖小学校	0.085	
	市立亀山小学校	0.085	
25	伊良湖岬中学校避難誘導灯	0.085	
	赤羽根中学校避難誘導灯	0.085	
	中山小学校避難誘導灯	0.085	
26	田原市給食センター	50	
	避難誘導灯（日出町）	0.01	
30	ほりきり広場（照明灯）	1.078	
	（フットライト）	0.036	
	計	332.068	

公的施設

年度	施設名称	規模等(kW)	備考
11	中部電力㈱田原サービスステーション	6	
15	加治自治区	6	
16	谷熊集会場	6.12	
	蔵王幼稚園	20.04	学校法人
	計	38.16	

民間等（市把握分のみ）

年度	施設名称	規模等(kW)	備考
20	新英金属	8.93	※補助対象外
22	低炭素施設園芸モデルハウス	7.84 2.28	売電　※補助対象外 自家消費　※補助対象外
25	オリックス田原メガソーラー発電所	2,891	※補助対象外
26	たはらソーラー・ウインド発電所	50,000	※補助対象外
27	たはらソーラー第一・第二発電所	80,900	※補助対象外
28	メガソーラーたはら発電所	15,000	※補助対象外
29	渥美なのはな第一・第二太陽光発電所	12,000	※補助対象外
	計	160,810.05	

- 住宅用太陽光発電補助事業 1,736 件　7,382 kW（平成 11 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）
  事業所用太陽光発電補助事業　21 件　145.01kW（平成 16 年 6 月 1 日～平成 27 年 2 月 28 日）

田原市エコエネルギーの導入状況（風力発電）

公共施設等（第３セクター含む）

年度	施設名称	規模等(kW)	備考
13	蔵王山展望台風力発電設備	300	田原市
15	赤松地区景観道（景観道照明）	0.78	太陽光発電とのハイブリッド
16	田原市観光情報サービスセンター 道の駅田原めっくんはうす（観光案内看板照明）	0.76	ハイブリッド型(100W 太陽光発電) ※パシフィックロータリー寄贈
	市立衣笠小学校（防犯灯）	0.2	ハイブリッド型(70W 太陽光発電) ※ＰＴＡ寄贈
	田原市交通公園（園内照明）	0.06	ハイブリッド型（64W 太陽光発電）
17	エコパーク（緑が浜 2 号緑地）	0.76	田原市
18	田原リサイクルセンター風力発電所	1,980	1,980kW×1 基（緑が浜２区） ※第３セクター
	中央公園整ハイブリッド照明	0.081	風車 27W×3 基
	片西公園時計塔	0.04	太陽光発電とのハイブリッド
	東部里山公園（第二東部最終処分場）	0.45	最大出力 0.9kW
19	市立大草小学校小型風力発電	0.4	最大出力 0.45kW 太陽光発電とのハイブリッド
	市立中山小学校小型風力発電	0.4	最大出力 0.45kW 太陽光発電とのハイブリッド
20	築出公園照明	0.062	太陽光発電とのハイブリッド
	田原市役所照明	0.03	太陽光発電とのハイブリッド
21	田原駅南公共駐車場照明（ＬＥＤ）	0.06	0.03kW×2 基 太陽光発電とのハイブリッド
22	田原市給食センター	1	1kW×1 基　平成 26 年 4 月稼動
	計	2,285.443	16 か所　19 基

事業所、民間等（市把握分のみ）

年度	施設名称	規模(kW) (定格出力)	基数	合計出力	備考
15	田原風力発電所	1,980	1	1,980	平成 16 年 3 月稼動
	民間住宅	0.76	1	0.76	
16	田原臨海風力発電所	2,000	11	22,000	平成 17 年 3 月稼動
17	伊良湖風力発電所	990	1	990	平成 17 年 6 月稼動
18	渥美風力発電所（小中山地区）	1,500	7	10,500	平成 18 年 12 月稼動
	渥美風力発電所（小塩津地区）	2,000	4	8,500	平成 18 年 12 月稼動
	久美原風力発電所	1,500	1	1,500	平成 19 年 1 月稼動
26	田原４区風力発電所	2,000	3	6,000	平成 26 年 5 月稼動
	たはらソーラー・ウインド発電所	2,000	3	6,000	平成 26 年 10 月稼動
	計		32	57,470.76	9 か所　32 基

● **市内への導入状況**　26 箇所　52 基　合計出力　59,756.2kW
（うち 300kW 以上　10 か所　33 基　合計出力　59,250kW）
市内風力発電量の計　約 130,000 MWh/年

6 公害防止協定の締結状況

田原市は、臨海部に広大な工業用地を有し、多数の企業が進出しており、こうした企業進出に伴う産業公害の未然防止や公害防止対策の強化が重要課題となっている。そのため「臨海進出企業に対する指導基準」に基づき、基本的に全ての進出企業と公害防止協定を締結し、公害の未然防止を図っている。

番号	工場事業所名	業種	協定締結年月日	一般的公害対策	原料・燃料規制	ばい煙規制	排水規制	騒音・振動規制	悪臭規制	産業廃棄物規制	その他の公害規制	立入調査関係	緑化等環境整備	違反時の制裁措置	公害発生時の措置	操業停止・損害賠償	無過失損害賠償	住民関与当事者	住民関与立会人	財産被害
1	日鉄カーボン株式会社	9	S47. 9.25	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○				○
2	トヨタ自動車株式会社	15	S53. 1.26	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○				○
3	豊田スチールセンター株式会社	17	S55. 3.26	○			○	○		○		○	○		○	○				○
4	フタバ産業株式会社	14	S55. 9.29	○			○	○		○		○	○		○	○				○
5	株式会社 FTS	14	S56. 7.13	○			○	○		○		○	○		○	○				○
6	株式会社協豊製作所	14	S56.11.16	○			○	○		○		○	○		○	○				○
7	豊通石油販売株式会社	9	S57.4.20	○		○	○			○		○	○		○	○				○
8	田原臨海工業団地振興会	17	S58. 1.24	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
9	太平洋セメント株式会社	11	S58. 9.12	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
10	武田機工株式会社	17	S59.10.24	○			○	○		○		○	○		○	○				○
11	フタムラ化学株式会社	4	S59.10.24	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○				○
12	岡谷鋼機株式会社	17	S60. 6. 5	○			○			○		○	○		○	○				○
13	株式会社陣内工業所	17	S60. 6. 5	○			○	○		○		○	○		○	○				○
14	日本オールメンテナンスサービス株式会社	17	S60.12.18	○			○			○		○	○		○	○				○
15	長谷虎興業株式会社	17	S60.12.19	○			○			○		○	○		○	○				○
16	株式会社伊藤工務店	3	S61. 3. 5	○			○			○		○	○		○	○				○
17	新明工業株式会社	15	S61. 3. 5	○			○	○		○		○	○		○	○				○
18	株式会社トステック	15	S61. 3. 5	○			○			○		○	○		○	○				○
19	トリニティ工業株式会社	15	S61. 3. 5	○			○			○		○	○		○	○				○
20	トヨタ自動車株式会社（田原試験場）	15	S61. 6.17	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
21	トヨキン株式会社	17	S61.10. 9	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
22	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社	15	H2.10.18	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○				○
23	杉山工業株式会社	15	H2.10.18	○			○	○		○		○	○		○	○				○
24	株式会社シンワ	17	H3. 3.30	○			○	○		○		○	○		○	○				○
25	有限会社豊誠設備	15	H 8.12.10	○			○	○		○		○	○		○	○				○
26	株式会社アマノ機工	17	H8.12.10	○			○	○		○		○	○		○	○				○
27	愛知海運産業株式会社	17	H10.2.19	○			○	○		○		○	○		○	○				○

※ 業種　1：農業等、2：鉱業、3：建設、4：食料品、5：衣服・繊維、6：木材・木製品、7：紙・パルプ、8：化学、9：石油、10：ゴム・皮革、11：窯業・土石、12：鉄鋼、13：非鉄金属、14：金属、15：機械、16：電気供給、17：その他

番号	工場事業所名	業種	協定締結年月日	一般的公害対策	原料・燃料規制	ばい煙規制	排水規制	騒音・振動規制	悪臭規制	産業廃棄物規制	その他の公害規制	立入調査関係	緑化等環境整備	違反時の制裁措置	公害発生時の措置	操業停止・損害賠償	無過失損害賠償	住民関与当事者	住民関与立会人	財産被害
28	田原運輸株式会社	17	H10. 2.19	○			○	○		○		○	○		○	○				○
29	株式会社菰田建設	3	H10.11.20	○			○			○		○	○		○	○				○
30	加藤電機株式会社	17	H10.11.20	○			○	○		○		○	○		○	○				○
31	三河湾ガスターミナル株式会社	17	H11. 3.29	○		○	○	○		○		○	○		○	○				○
32	トヨタ紡織株式会社	5	H14. 3.20	○			○	○		○		○	○		○	○				○
33	株式会社シーヴイテック	15	H14. 7.25	○		○	○	○	○	○		○	○		○	○				○
34	岡村運送株式会社	17	H14. 7.27	○			○			○		○	○		○	○				○
35	グリーンサイトジャパン株式会社	17	H15.9.24	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
36	マルアイ株式会社	15	H15.10.22	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○				○
37	株式会社ジェイウインド	17	H15.12.24	○				○		○	○	○	○		○	○				○
38	大興運輸株式会社	17	H16. 3.24	○			○			○	○	○	○		○	○				○
39	翔運輸株式会社	17	H16.10. 1	○			○			○	○	○	○		○	○				○
40	カリツー株式会社	17	H16.12.20	○			○			○	○	○	○		○	○				○
41	渥美交通株式会社	17	H17.11.14	○			○			○			○		○	○				○
42	豊通スメルティングテクノロジー株式会社	15	H17.11.14	○		○	○	○		○	○		○		○	○				○
43	愛知陸運株式会社	17	H18.1.30	○			○			○	○	○	○		○	○				○
44	株式会社豊通樹脂	17	H18.12.6	○			○	○		○	○	○	○		○	○				○
45	東京製鐵株式会社	12	H19.3.22	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○				○
46	新英金属株式会社	14	H19.9.25	○			○	○		○	○	○	○		○	○				○
47	株式会社ユーネットランス	17	H19.11.7	○			○			○	○	○	○		○	○				○
48	豊通マシナリー株式会社	17	H20.11.28	○			○			○	○	○	○		○	○				○
49	日本エア・リキード株式会社	17	H21.6.24	○			○	○		○	○	○	○		○	○				○
50	日本通運株式会社	17	H22.1.20	○			○			○	○	○	○		○	○				○
51	たはらソーラー・ウィンド共同事業　幹事会社　三井化学株式会社	16	H24.10.23	○				○				○	○		○	○				○
52	関電エネルギー開発株式会社	16	H25.5.22	○				○				○	○		○	○				○
53	株式会社シーエナジー	16	H25.5.22	○				○				○	○		○	○				○
54	たはらソーラー合同会社	16	H25.5.22	○				○				○	○		○	○				○
55	K‘s株式会社	16	H28.5.26	○				○				○	○		○	○				○
56	株式会社ミケン	17	H30.6.1	○			○	○		○		○	○		○	○				○

以下は、臨海進出企業ではないが、合併前の渥美町が結んだ公害防止協定である。

	株式会社 JERA	16	S49.7.24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				

※ 業種　1：農業等、2：鉱業、3：建設、4：食料品、5：衣服・繊維、6：木材・木製品、7：紙・パルプ、8：化学、9：石油、10：ゴム・皮革、11：窯業・土石、12：鉄鋼、13：非鉄金属、14：金属、15：機械、16：電気供給、17：その他

7 畜産施設等巡回指導状況

毎年、市内にある畜産事業施設を巡回し、施設の維持管理、排出水、堆肥の処理状況等の調査・指導を行っている。

今回の調査は、ＣＳＦ（豚熱）の影響で養豚事業所に立ち入ることが困難であったことから、肉牛、酪農の事業所を巡回した。

評価としては、９０％を超える事業所で問題は無かったが、事業所においては糞の処理方法などに改善が必要となるものもあった。改善が必要であると考えられた事業所については改善依頼を行い、適正管理を促した。今後も市役所農政課、東部家畜保健衛生所などの関係機関とともに巡回を行い、指導を続けていく。

(1) 調査機関

市民環境部環境政策課・産業振興部農政課、東三河総局環境保全課
東三河農林水産事務所農政課・田原農業改良普及課、東部家畜保健衛生所

(2) 調査結果

区分	評定結果			計
	A	B	C	
養豚	-	-	-	-
肉用牛	6	2	0	8
酪農	5	9	0	14
養鶏	-	-	-	-
養鶉	-	-	-	-
個人堆肥舎	1	6	1	8
計	12	17	1	30

※評定基準　A‥特に問題なし　B‥適切な管理を行えば改善できる　C‥適切な施設の設置が必要

8 事業所等排出水調査

工場や畜産事業場からの排出水は、河川だけでなく、閉鎖性海域である三河湾の水質汚濁の原因となるため、工場事業場については、8 事業所から年 4 回、基本項目（水温、透視度、ｐＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、大腸菌群数）を調査し、水質汚濁の防止を図った。

Ⅱ補助金交付事業

１太陽光発電システム設置整備事業

(1) 目的

田原市環境基本条例第１０条の規定に基づき、市民等のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境と共生する豊かで持続する地域「たはらエコ・ガーデンシティ」を実現するため、たはらエコチャレンジ宣言に登録している者が行う太陽光発電システムの設置に対して補助金を交付する。

(2) 補助対象

・ 市内の住宅に対象システムを設置しようとする者で市内に住所を有し、現に居住している者又は居住しようとする者（店舗兼併用住宅を含む）
・ 市内にある対象システム付き建売住宅を購入し、居住しようとする者

(3) 補助実績

（住宅用）※平成 11 年度は上限 3kw、それ以外はすべて上限 4kw
※家庭用の補助金制度は平成 28 年度で終了

年度	設置（kw）	補助件数	補助総額（円）	補助金額（/kw）
H11～H14	316.22	92	43,106,000	H11：10 万円 H12～H14：15 万円
H15	339.85	88	46,406,000	15 万円
H16	330.70	79	42,064,000	15 万円
H17	468.71	116	62,164,000	15 万円
H18	388.72	98	51,795,000	15 万円
H19	230.40	65	32,650,000	15 万円
H20	401.73	110	57,534,000	15 万円
H21	424.57	106	30,567,000	8 万円
H22	692.37	170	49,423,000	8 万円
H23	641.72	148	32,456,000	6 万円
H24	742.94	160	29,454,000	5 万円
H25	728.40	160	29,710,000	5 万円
H26	734.76	152	28,549,000	5 万円
H27	447.03	94	14,083,000	4 万円
H28	494.33	98	7,376,000	2 万円
計	7382.45	1,736	557,337,000	

（事業所用）※すべて上限 4kw　※事業所用の補助金制度は平成 26 年度で終了

年度	設置（kw）	補助件数	補助総額（円）	補助金額（/kw）
H18	0	0	0	15 万円
H19	3.51	1	526,000	15 万円
H20	0.00	0	0	15 万円
H21	3.84	1	307,000	8 万円
H22	14.01	2	640,000	8 万円
H23	43.18	5	1,200,000	6 万円
H24	36.26	4	800,000	5 万円
H25	29.73	5	1,000,000	5 万円
H26	5.53	1	200,000	5 万円
計	136.06	19	4,673,000	

(4) 効果

田原市はかつて全国でも高い補助率で市民への設置支援を行い、平成 28 年度末現在では持ち家世帯 14,877 戸（平成 22 年国政調査より）に対し約 12 %の世帯が太陽光発電システムを設置している。これは全国でもトップクラスの普及率である。

また、2010 年度市内導入目標 3,300 kW を掲げた「たはらソーラールーフにこにこプラン」（平成 22 年度で終了）について、導入結果としては 3,922.26 kW であり、目標を達成した。

現在は、2022 年度市内導入目標 11,400 kW を新たな目標として設定している。

２ 低公害車普及促進事業

(1) 目的

田原市環境基本条例第１０条に基づき、市民等のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境と共生する豊かで持続する地域「たはらエコ・ガーデンシティ」を実現するため、たはらエコチャレンジ宣言に登録している個人又は事業者が行う電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の導入に対して補助金を交付する。

(2) 補助対象

ア 個人用：道路運送車両法第９条の規定による登録が初めて行われ、自ら使用する目的で電気自動車、プラグインハイブリッド車を購入する者で、新車登録をする時点において 1 年以上田原市内に居住している者

イ 事業者用：道路運送車両法第９条の規定による登録が初めて行われ、事業に使用する目的で電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を購入する事業者で、新車登録をする時点において 1 年以上市内に本社等を有しており、宗教法人法第２条に該当しない者

(3) 補助対象となる自動車

区分	定義
電気自動車	掲載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車で内燃機関を併用するものを除いたもの
プラグインハイブリッド自動車	外部電源からの充電を可能としたハイブリッド自動車

(4) 補助金額

車両本体価格に 5%を乗じた額（上限 5 万円）※平成２７年度までは上限１０万円

(5) 補助実績

（個人用）　※平成 28 年度で補助金制度は終了

年度	補助台数	補助総額(円)	備考
H14～H15	17	1,974,000	ハイブリッド自動車 17 台
H16	35	4,078,000	ハイブリッド自動車 35 台
H17	26	3,059,000	ハイブリッド自動車 26 台
H18	49	5,820,000	ハイブリッド自動車 49 台
H19	34	4,005,000	ハイブリッド自動車 34 台
H20	36	4,295,000	ハイブリッド自動車 36 台
H21	170	8,500,000	ハイブリッド自動車 170 台
H22	197	9,850,000	ハイブリッド自動車 197 台
H23	115	5,750,000	ハイブリッド自動車 114 台、電気自動車 1 台
H24	10	1,000,000	プラグインハイブリッド自動車 7 台、電気自動車 3 台
H25	8	800,000	プラグインハイブリッド自動車 4 台、電気自動車 4 台
H26	9	900,000	プラグインハイブリッド自動車 3 台、電気自動車 6 台
H27	11	1,082,000	プラグインハイブリッド自動車 10 台、電気自動車 1 台
H28	4	200,000	電気自動車 4 台
計	721	51,313,000	

（事業者用）　※平成 28 年度で補助金制度は終了

年度	補助台数	補助総額（円）	備考
H18	1	120,000	ハイブリッド自動車 1 台
H19	3	360,000	ハイブリッド自動車 3 台
H20	4	480,000	ハイブリッド自動車 4 台
H21	12	600,000	ハイブリッド自動車 12 台
H22	14	700,000	ハイブリッド自動車 14 台
H23	9	450,000	ハイブリッド自動車 9 台
H24	1	100,000	電気自動車1台
H25	1	100,000	電気自動車1台
H26	1	100,000	プラグインハイブリッド自動車1台
H27	0	0	
H28	1	50,000	プラグインハイブリッド自動車1台
計	47	3,060,000	

※ 平成 14 年度～平成 23 年度はハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車対象、平成 24 年度からは電気自動車、プラグインハイブリッド自動車対象

(6) 効果

田原市は、車の保有台数が多い地域であるが、補助事業により環境にやさしい低公害車への買い換えが進み、環境負荷の低減が図られている。

また、平成 18 年度からは事業用の低公害車導入補助事業も開始し、ガソリンの使用量削減や、環境に配慮した企業を目指す事業所等にも活用されている。

3 電気自動車等普通充電設備設置補助金事業

(1) 目的

田原市環境基本条例第１０条に基づき、電気自動車等の普及促進による温室効果ガスの排出抑制を図り、環境と共生する豊かで持続する地域「たはらエコ・ガーデンシティ」を実現するため、たはらエコチャレンジ宣言に登録している事業者が行う電気自動車等用普通充電設備の設置に対して補助金を交付する。

(2) 補助対象

不特定多数の者が利用可能で、かつ電気自動車等の普及促進に資すると市長が認める普通充電設備の設置行う事業者で、田原市内に本社等を有し、宗教法人法第２条に該当しない者

(3) 補助金額

補助対象経費の 1/2 以内（上限 15 万円）

(4) 補助実績　※平成 28 年度で補助金制度は終了

年度	補助台数	補助総額（円）	備考
H25	1	95,000	宿泊事業者 1 件
H26	0	0	
H27	0	0	
H28	0	0	
計	1	95,000	

(5) 効果

不特定多数の者が利用可能な普通充電設備の普及が進み、電気自動車等の普及が進むことで環境負荷の低減が図られる。

4 住宅用地球温暖化対策設備設置補助事業

(1) 目的

田原市環境基本条例第１０条の規定に基づき、市民のエネルギーの効率的な利用を積極的に支援し、環境と共生する豊かで持続する地域「たはらエコ・ガーデンシティ」を実現するため、住宅用地球温暖化対策設備を導入する者に対して補助金を交付する。

(2) 補助対象

・自らが居住し、又は居住予定である市内の住宅に補助対象設備を設置する者

・自ら居住するため、建売住宅供給者等から市内の補助対象設備付建売住宅を購入する者

(3) 補助金額

・補助対象経費の 1/4 以内

（家庭用燃料電池システム・定置型リチウムイオン蓄電システム：上限 10 万円）

（電気自動車等充給電設備：上限 5 万円）

(4) 補助実績

（家庭用燃料電池システム）

年度	発電出力（kw）	補助件数	補助総額（円）
R1	3.5	5	500,000
計	3.5	5	500,000

（定置用リチウムイオン蓄電システム）

年度	蓄電容量（kWh）	補助件数	補助総額（円）
R1	222.69	35	3,500,000
計	222.69	35	3,500,000

（電気自動車等充給電設備）

年度	補助件数	補助総額（円）
R1	0	0
計	0	0

5 高効率給湯器導入補助事業

市民の省エネルギー機器導入を積極的に支援し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目的とした高効率給湯器導入補助事業（補助金額：設置費の 3 分の 1 の金額 上限 5 万円）は、平成 17 年度から平成 21 年度に実施し、補助件数は 1,026 件であった。

※補助金制度は平成 22 年 3 月で終了

6 太陽熱利用施設補助事業

市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目的とした太陽熱利用施設補助事業（補助金額：1 施設につき 3 万円）は、平成 17 年度と平成 18 年度に実施し、補助件数は 9 件であった。

※補助金制度は平成 19 年 3 月で終了

7 公害防除施設等整備事業

(1) 目的

中小企業者等が行う公害防除施設等の整備事業に対して補助金を交付することにより、公害の防止を促進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(2) 補助金額

補助対象施設の設置等経費の 15%とし、限度額は 200 万円とする。

(3) 補助対象施設等

ア 公害を防止するために必要な別表に定める施設の設置又は改善
イ 現在地で公害を防止することが困難なため、移動し移転先（市内に限る。）で公害を防止するに必要な施設
ウ 公害を防止する施設等の管理に必要な測定機器類
エ その他市長が認めた施設

補助対象施設

種類	対象	施設の内容
水質汚濁防止関係	全ての工場又は事業場	(1) 沈殿浮上等による処理施設 (2) 中和又は酸化還元による処理施設 (3) 微生物等を利用した処理施設 (4) これら施設の付属施設 (5) その他市長が適当と認めた施設
畜産環境汚染防止関係	畜産関係事業場	農地還元を目的とした処理施設（家畜の糞尿等） (1) 乾燥脱水等による処理施設 (2) 微生物を利用した処理施設 (3) これら施設の付属施設 (4) その他市長が適当と認めた施設
悪臭防止関係	全ての工場又は事業場	(1) 洗浄、吸収、吸着等による処理施設 (2) 酸化還元、電気補集等による処理施設 (3) 微生物を利用した処理施設 (4) 密閉の方法で防止するもの (5) これら施設の付属施設

(4) 補助実績

年度	補助件数	補助金額（千円）	畜産環境汚染防止関係	金額（千円）	悪臭防止関係件数	金額（千円）
H21	0	0				
H22	1	738	1	738		
H23	4	10,006	3	5,006	1	5,000
H24	5	4,271	5	4,271		
H25	0	0				
H26	3	4,956	3	4,956		
H27	1	5,000	1	5,000		
H28	4	12,869	4	12,869		
H29	1	2,000	1	2,000		
H30	2	860	2	860		
R1	1	2,000	1	2,000		

令和元年度は、食品製造業の水質汚濁防止施設が 1 件であった。

8 合併処理浄化槽設置整備事業

(1) 目的

浄化槽等の設置整備事業を行う者に対して補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(2) 補助対象浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の除去率 90%以上、放流水のＢＯＤが 20 ㎎/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもの。

(3) 補助対象地域

田原市のうち、次の区域を除く地域とする。

ア　下水道法に基づく公共下水道事業認可区域
イ　農業集落排水事業整備区域（事業採択区域を含む）
ウ　その他市長が指定する地域（臨海工業地域ほか）

(4) 補助金額

補助金の額は、浄化槽等の設置に要する費用の 2 分の 1 以内とし、設置する浄化槽の処理対象人員ごとに限度額を定める

処理対象人員（人槽）	限度額（千円）
5	332
7	414
10 以上	548

(5) 補助実績

年度	処理対象人員別基数（人槽）									計	補助金額（千円）
	5	6	7	8	10	11～20	21～30	31～50	51 以上		
H19	7		8		1					16	6,216
H20	5		12		1					18	7,215
H21	2		6			1				9	4,077
H22	8		6		2					16	6,154
H23	1		8		2					11	4,740
H24	6		10		1					17	6,680
H25	5		9		1					15	5,824
H26	2		4		1					7	2,771
H27	3		3		1					7	2,786
H28	1		4		1					6	2,335
H29	2		6		1					9	3,696
H30	7		1		2					10	3,759
R1	8		3		1					12	4,446

(6) 効果

公共下水や農業集落排水の整備区域外等での排水処理を補完するものとして、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換等による合併処理浄化槽の設置に対して補助することで、公共水域の水質改善に役立っている。

9 生ごみ処理容器等設置事業

(1) 目的

家庭から出る生ごみの自家処理を推進することを目的とする。

(2) 補助金額

ア　生ごみ処理容器

購入金額の 2 分の 1 以内（市内在住者で 1 世帯 2 基まで補助）
市内での購入の場合：1 基につき 3,500 円が補助限度額
市外での購入の場合：1 基につき 3,000 円が補助限度額
（平成 20 年度までは、補助限度額 5,000 円）

イ　電気式生ごみ処理機

購入金額の 2 分の 1 以内（市内在住者で 1 世帯 1 台まで補助）
市内での購入の場合：1 基につき 30,000 円が補助限度額
市外での購入の場合：1 基につき 20,000 円が補助限度額
（補助限度額：平成 20 年度までは 20,000 円、平成 21 年度～平成 26 年度は 10,000 円）

(7) 補助実績（単位：個）

種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
生ごみ処理容器	12	11	12	27	15	10	11	37	27	31	20
電気式生ごみ処理機	11	11	3	4	7	6	6	13	22	26	6

(4) 効果

生ごみ処理容器等を利用することで生ごみを自家処理し、「もやせるごみ」として出す量が減った。また、生ごみ処理容器等で処理されたものは、堆肥として有効利用されている。

Ⅲ 大気関係

大気汚染測定における、二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、一酸化窒素（NO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（O_X）については、東部中学校にて測定した。

降下ばいじんについては、中山市民館において連続測定を実施した。

汚染物質は、ここ数年横ばいあるいはやや減少傾向にある。環境基準との比較では低い数値を示しており、良好な環境といえる。しかし光化学オキシダントについては、環境基準を達成しなかった。

また、市民への情報提供と不安の軽減のため平成23年10月から3地点で空間放射線量の測定を実施しており、これまでほぼ横ばいの結果とおり、特出した結果は確認されていない。

1 大気汚染に係る環境基準

物質名（告示日）	環境基準			備考
	環境上の条件	達成期間	適用除外	
1 一酸化炭素（昭和48.5.8）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	早期に達成	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所	
2 浮遊粒子状物質（昭和48.5.8）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m^3以下であること。	同　上	同　上	浮遊粒子状物質とはその粒径10μm以下の大気の浮遊粉じんを示す。
3 二酸化窒素（昭和53.7.11）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、原則として7年以内に達成	同　上	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めること。
4 光化学オキシダント（昭和48.5.8）	1時間値が0.06ppm以下であること。	早期に達成	同　上	光化学オキシダントとはオゾン、PAN等光化学反応により生成される酸化物質をいう。
5 二酸化硫黄（昭和48.5.16）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下でありかつ1時間値が0.1ppm以下であること。	原則として5年以内に達成	同　上	

2 大気汚染測定局位置図

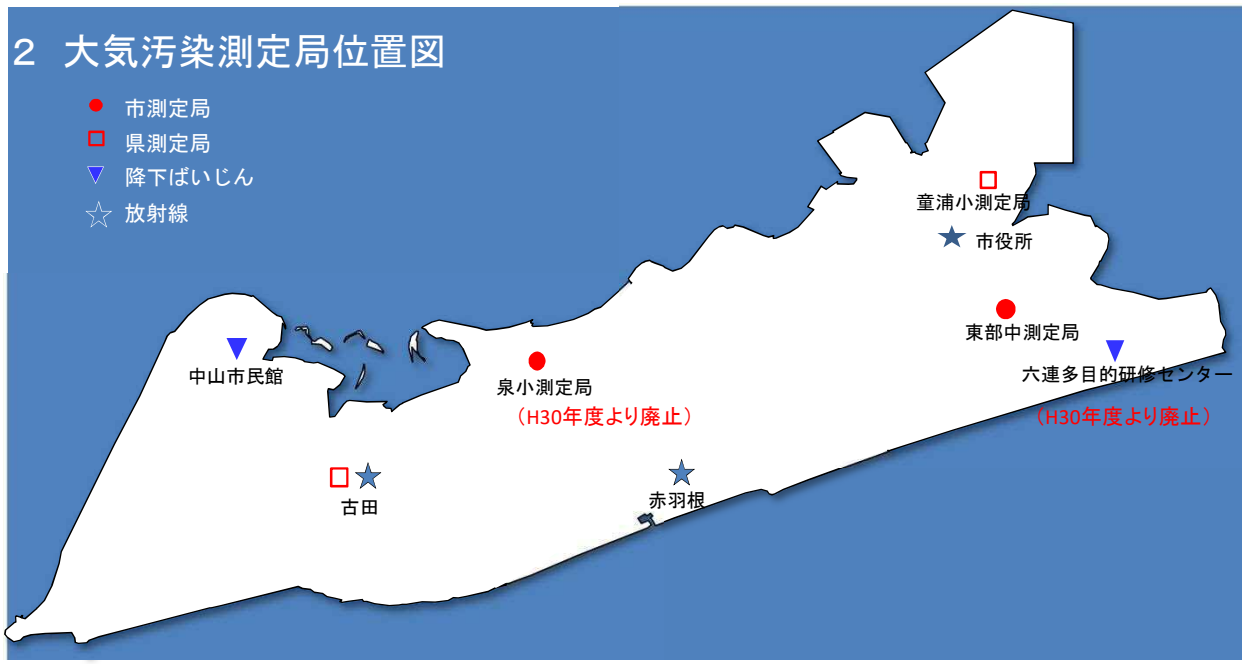

3 二酸化硫黄（SO_2）測定

(1) 年間値

項目	単位	測定局 東部中学校
用途地域	–	未
年平均値	ppm	0.001
1時間値が0.1ppmをこえた時間数とその割合	時間 %	0 0.0
日平均値が0.04ppmをこえた日数とその割合	日 %	0 0.0
1時間値の最高値	ppm	0.009
日平均値の2%除外値	ppm	0.001
日平均値が0.04ppmをこえた日数が2日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の長期的評価による日平均0.04ppmをこえた日数	日	0

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
H22	0.003	0.004	0.001	0.002	0.001
H23	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001
H24	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001
H25	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001
H26	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001
H27	－	0.003	0.000	0.001	0.001
H28	－	0.001	0.001	0.000	0.001
H29	－	0.002	0.001	0.001	0.001
H30	－	0.001	－	0.001	0.001
R1	－	0.001	－	0.001	0.001

※童浦小学校測定局は、H27年度から県に移譲

※泉小学校測定局は、H30年度より廃止

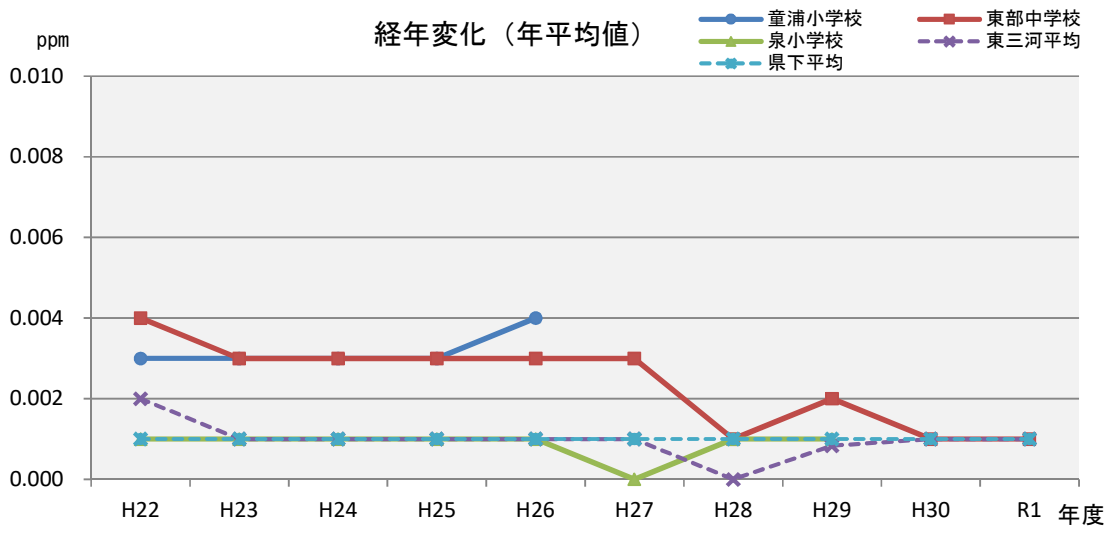

(3) 経月変化

測定局	項目	単位	R1年									R2年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東部中学校	月平均値	ppm	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	1時間値の最高値	ppm	0.005	0.009	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.006
	日平均値の最高値	ppm	0.002	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001
	1時間値が0.1ppmを越えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が0.04ppmを越えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

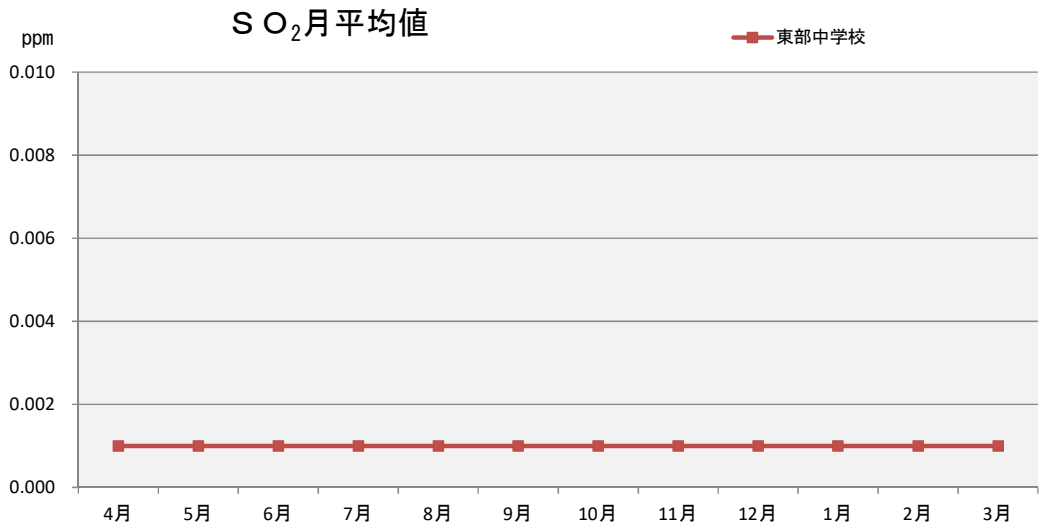

4 二酸化窒素（NO_2）測定

(1) 年間値

項目	単位	測定局 東部中学校
年平均値	ppm	0.004
1時間値の最高値	ppm	0.046
日平均値が0.06ppmをこえた日数とその割合	日	0
	%	0.0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日	0
	%	0.0
日平均値の年間98%値	ppm	0.011
環境基準の適否	適○・否×	○

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
H22	0.009	0.008	0.008	0.011	0.014
H23	0.010	0.006	0.008	0.010	0.013
H24	0.009	0.008	0.008	0.010	0.013
H25	0.010	－	0.007	0.010	0.013
H26	0.006	0.005	0.004	0.009	0.012
H27	－	0.007	0.007	0.010	0.012
H28	－	0.007	0.006	0.009	0.012
H29	－	0.007	0.006	0.009	0.012
H30	－	0.006	－	0.008	0.012
R1	－	0.004	－	0.008	0.011

※童浦小学校測定局は、H27年度から県に移譲

※泉小学校測定局は、H30年度より廃止

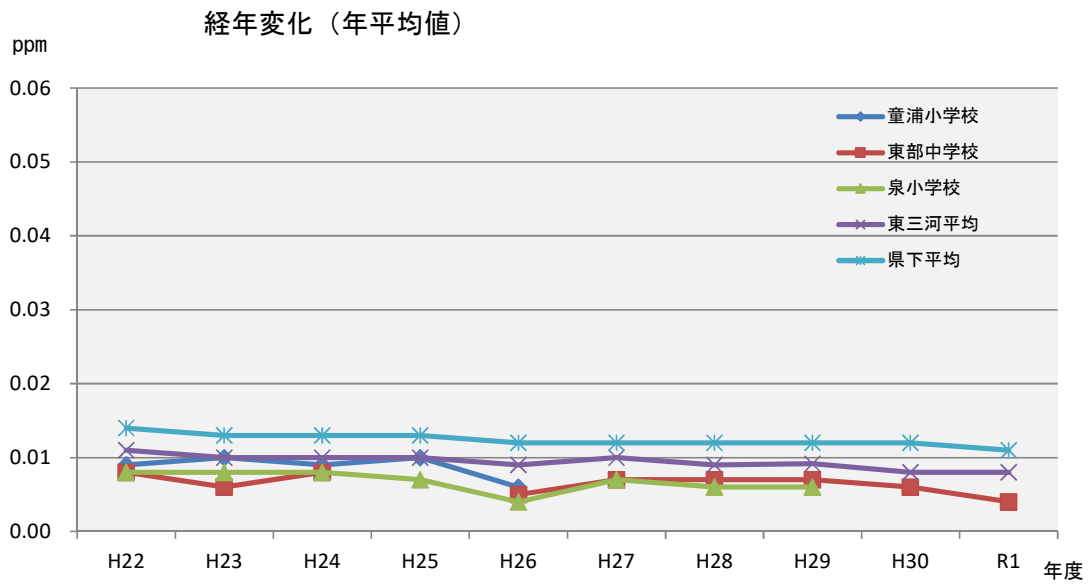

(3) 経月変化

測定局	項目	単位	R1年									R2年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東部中学校	月平均値	ppm	0.005	0.004	0.004	0.003	0.001	-	-	-	-	-	0.008	0.006
	1時間値の最高値	ppm	0.028	0.019	0.015	0.013	0.005	-	-	-	-	-	0.046	0.026
	日平均値の最高値	ppm	0.010	0.009	0.008	0.006	0.002	-	-	-	-	-	0.021	0.011
	1時間値が0.2ppmをこえた時間数	時間	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0
	日平均値が0.06ppmをこえた日数	日	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0
	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0

※9月～1月：欠測

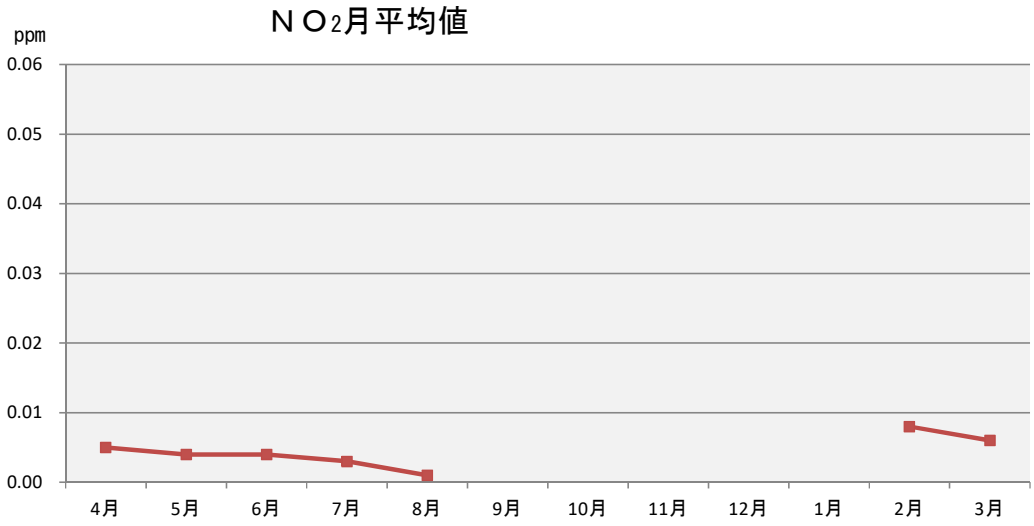

5 一酸化窒素（ＮＯ）測定

(1) 年間値

（単位：ppm）

項目	測定局
	東部中学校
年平均値	0.002
1時間値の最高値	0.047
日平均値の年間98%値	0.012

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
H22	0.001	0.002	0.001	0.003	0.005
H23	0.002	0.001	0.002	0.004	0.005
H24	0.001	－	0.001	0.003	0.004
H25	0.002	－	0.001	0.003	0.004
H26	0.000	0.002	0.002	0.003	0.003
H27	－	0.002	0.001	0.002	0.003
H28	－	0.001	0.002	0.002	0.003
H29	－	0.001	0.001	0.002	0.003
H30	－	0.001	－	0.002	0.002
R1	－	0.002	－	0.002	0.002

※童浦小学校測定局は、H27年度から県に移譲

※泉小学校測定局は、H30年度より廃止

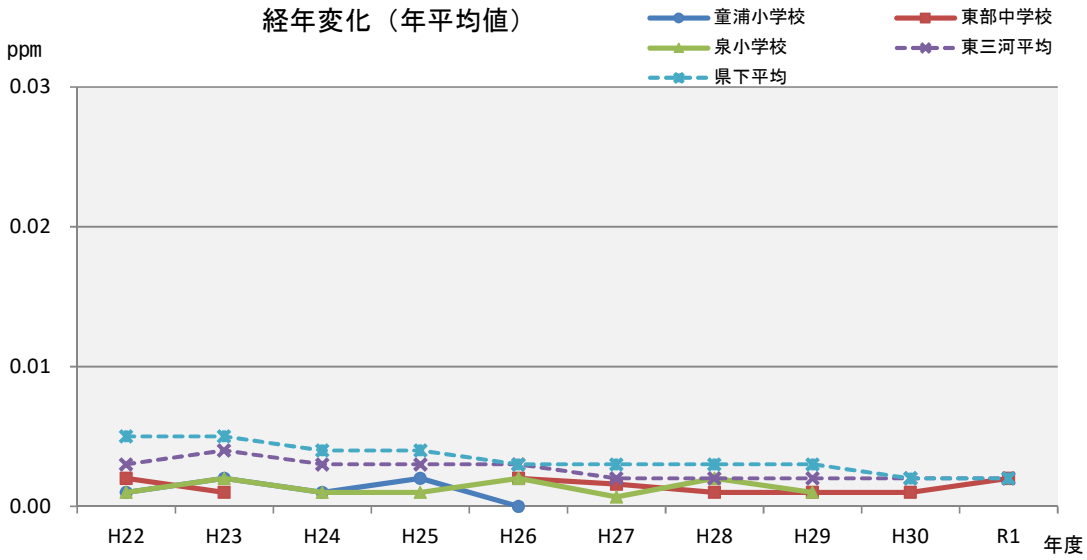

(3) 経月変化

（単位：ppm）

測定局	項目	R1年									R2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東部中学校	月平均値	0.001	0.001	0.001	0.003	0.008	-	-	-	-	-	0.001	0.001
	1時間値の最高値	0.012	0.008	0.009	0.011	0.020	-	-	-	-	-	0.047	0.012
	日平均値の最高値	0.002	0.002	0.003	0.006	0.014	-	-	-	-	-	0.011	0.002

※9月～1月：欠測

6 窒素酸化物（ＮＯ＋ＮＯ2）測定

(1) 年間値

（単位：ppm）

項目	測定局
	東部中学校
年平均値	0.007
1時間値の最高値	0.093
日平均値の年間98%値	0.012

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
H22	0.011	0.011	0.008	0.014	0.018
H23	0.012	0.007	0.010	0.014	0.018
H24	0.010	－	0.009	0.013	0.017
H25	0.012	－	0.008	0.013	0.016
H26	0.007	0.011	0.004	0.012	0.015
H27	－	0.009	0.008	0.012	0.015
H28	－	0.008	0.008	0.011	0.014
H29	－	0.009	0.007	0.012	0.014
H30	－	0.007	－	0.011	0.013
R1	－	0.007	－	0.011	0.012

※童浦小学校測定局は、H27年度から県に移譲

※泉小学校測定局は、H30年度より廃止

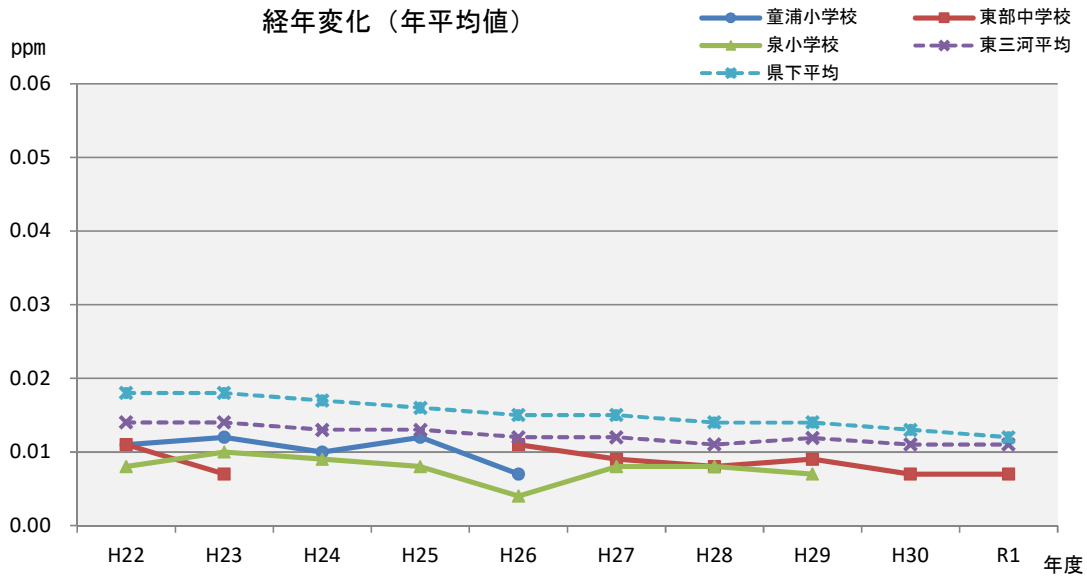

(3) 経月変化

（単位：ppm）

測定局	項目	R1年									R2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東部中学校	月平均値	0.005	0.005	0.005	0.006	0.010	-	-	-	-	-	0.009	0.007
	1時間値の最高値	0.036	0.027	0.021	0.022	0.023	-	-	-	-	-	0.093	0.032
	日平均値の最高値	0.012	0.011	0.011	0.011	0.015	-	-	-	-	-	0.031	0.013

※9月～1月：欠測

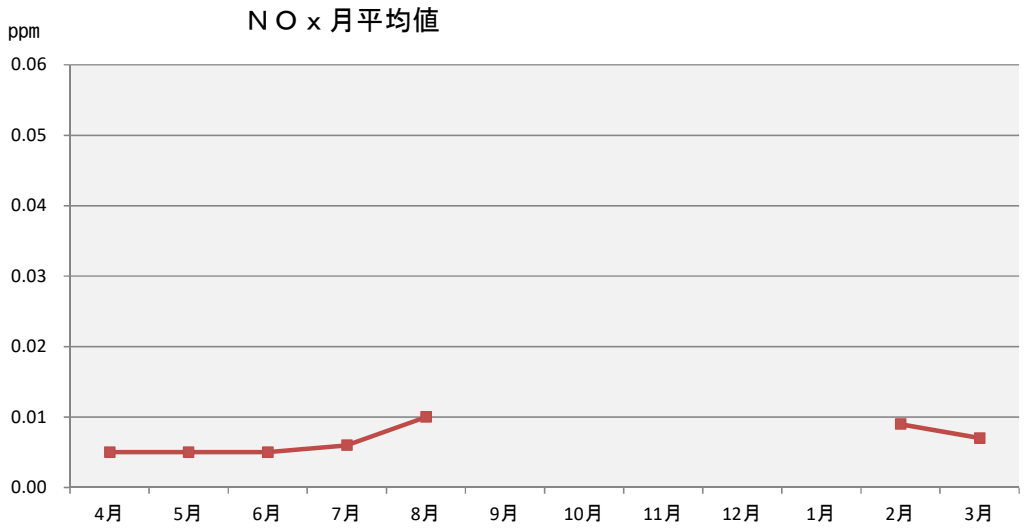

7 浮遊粒子状物質（SPM）測定

(1) 年間値

（単位：mg/㎥）

項目	測定局
	東部中学校
年平均値	0.018
1時間値の最高値	0.104
日平均値の2%除外値	0.038

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：mg/㎥）

年度	童浦小学校	東部中学校	泉小学校	東三河平均	県下平均
H22	0.021	0.026	0.025	0.022	0.022
H23	0.017	0.019	0.016	0.021	0.022
H24	0.020	0.018	0.019	0.021	0.021
H25	0.016	0.018	0.023	0.022	0.022
H26	0.020	0.019	0.013	0.021	0.022
H27	－	0.021	0.017	0.021	0.021
H28	－	0.018	0.019	0.018	0.018
H29	－	0.018	0.020	0.016	0.017
H30	－	0.020	－	0.017	0.017
R1	－	0.018	－	0.015	0.015

※童浦小学校測定局は、H27年度から県に移譲

※泉小学校測定局は、H30年度より廃止

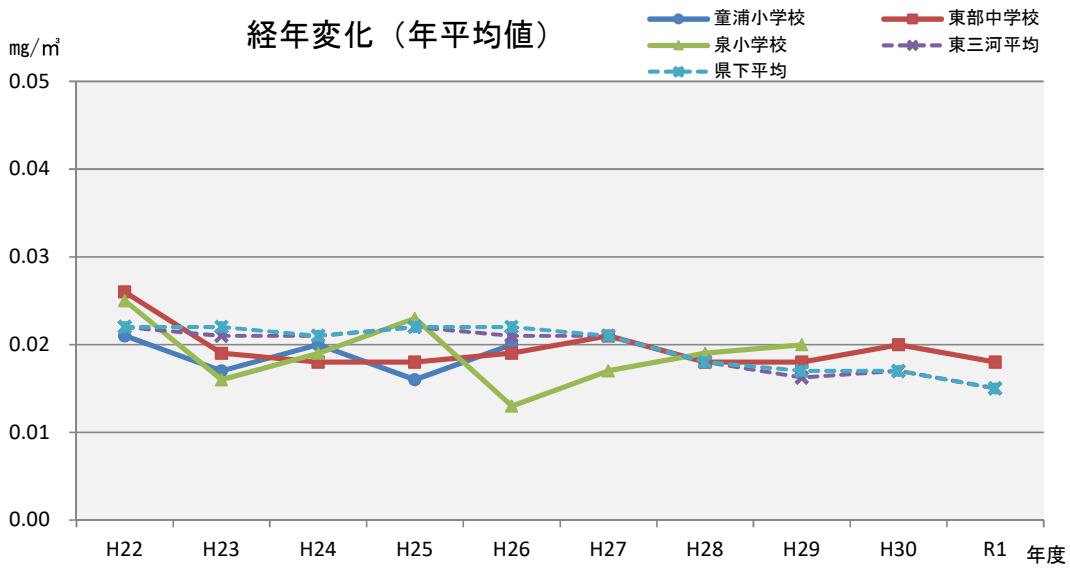

(3) 経月変化

（単位：mg/㎥）

測定局	項目	R1年									R2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東部中学校	月平均値	0.017	0.022	0.024	0.021	0.030	0.022	0.015	0.014	0.013	0.011	0.014	0.015
	1時間値の最高値	0.051	0.097	0.083	0.077	0.102	0.104	0.052	0.054	0.053	0.040	0.054	0.076
	日平均値の最高値	0.036	0.055	0.043	0.046	0.081	0.038	0.041	0.036	0.025	0.026	0.036	0.030

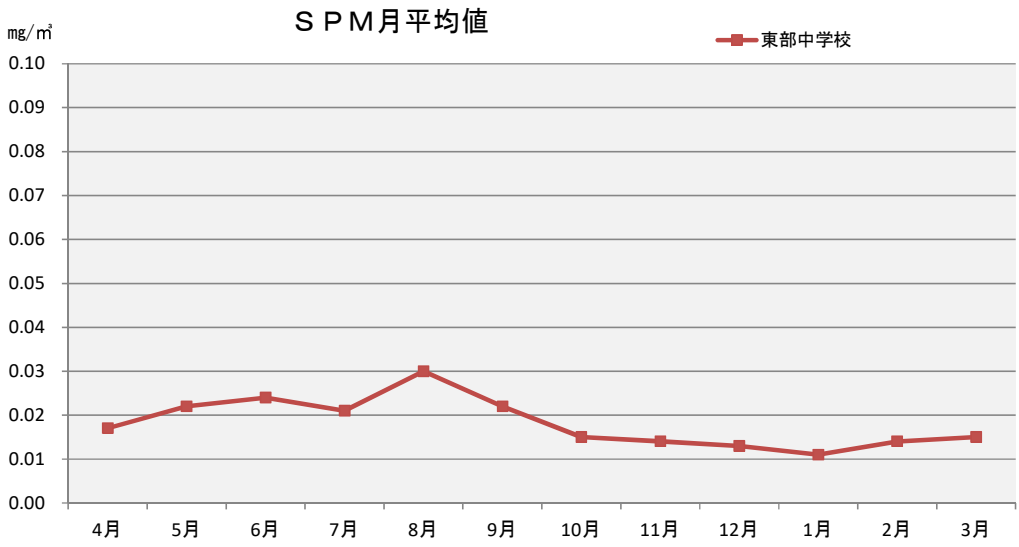

8 光化学オキシダント（Ox）測定

(1) 年間値

（単位：ppm）

項目	測定局 東部中学校
昼間の年平均値	0.036
昼間の1時間値の最高値	0.099
昼間の日最高1時間値の年平均値	0.048

(2) 経年変化（年平均値）

（単位：ppm）

年度	童浦小学校	東部中学校	東三河平均	県下平均
H22	0.021	0.034	0.034	0.032
H23	0.027	0.029	0.031	0.029
H24	0.029	0.032	0.034	0.032
H25	0.030	0.032	0.036	0.033
H26	0.036	0.044	0.036	0.033
H27	－	0.034	0.033	0.032
H28	－	0.037	0.036	0.033
H29	－	0.038	0.036	0.033
H30	－	0.032	0.036	0.032
R1	－	0.036	0.036	0.033

※童浦小学校測定局は、H27年度から県に移譲

※泉小学校測定局は、H30年度より廃止

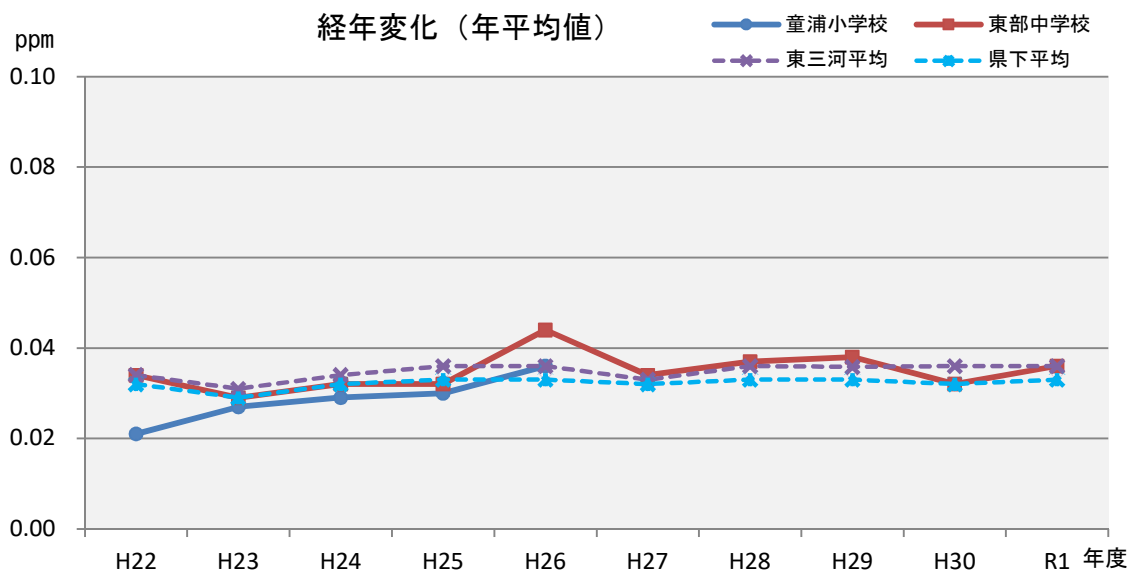

(3) 経月変化

（単位：ppm）

測定局	項目	R1年									R2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東部中学校	昼間の月平均値	0.050	0.054	0.052	0.035	0.026	0.035	0.031	0.029	0.022	0.024	0.033	0.039
	昼間の1時間値の最高値	0.085	0.099	0.098	0.088	0.097	0.087	0.079	0.056	0.041	0.047	0.096	0.067
	昼間の日最高1時間値の月平均値	0.061	0.070	0.065	0.052	0.044	0.053	0.044	0.038	0.030	0.030	0.043	0.049

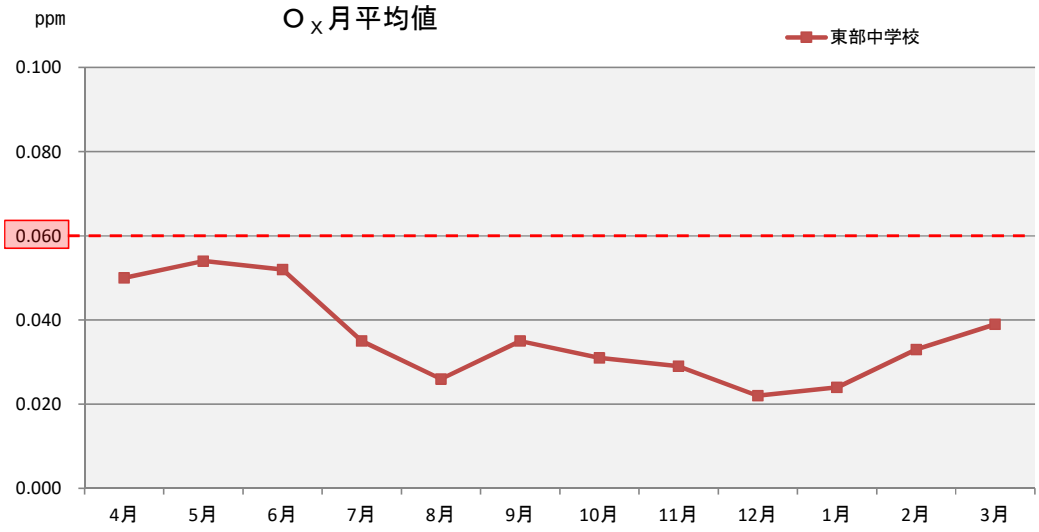

(4) 光化学スモッグ予報等の発令状況

発令日	発令区域	発令区分	オキシダント最高濃度(ppm)
令和元年9月10日	田原	注意報	0.099

(5) 光化学スモッグによる被害届出状況

田原市：なし

9 降下ばいじん量調査（デポジットゲージ法）

(1) 年間値

（単位： t /㎢）

項目	中山市民館
降下ばいじん総量	18.40
不溶解性成分	3.43
溶解性成分	14.97

(2) 経年変化（総量）

（単位： t /㎢）

年度	六連多目的研修センター	中山市民館
H22	35.22	30.57
H23	39.61	24.26
H24	36.55	22.29
H25	32.95	24.39
H26	25.78	22.78
H27	30.49	23.04
H28	33.35	27.03
H29	26.79	18.38
H30	-	27.14
R1	-	18.40

※ 平成25年度の中山市民館は1月と2月が欠測

※ 六連多目的研修センターはH30年度より廃止

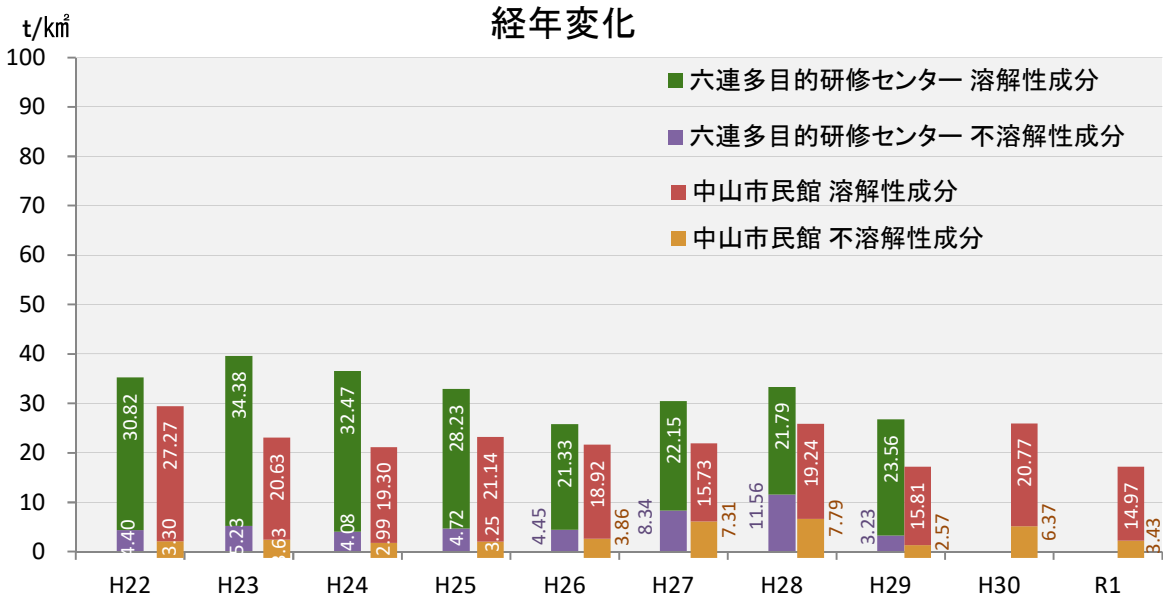

(3) 経月変化

（単位： t /㎢）

場所	項目		R1年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2年 1月	2月	3月
中山市民館	降下ばいじん総量(A)		1.59	2.53	1.93	1.64	3.31	0.93	–	0.64	1.12	1.04	1.45	2.23
	不溶解性成分（B）	灰分	0.10	0.37	0.09	0.06	0.20	0.04	-	0.03	0.07	0.09	0.11	0.35
		灼熱減	0.04	0.93	0.07	0.07	0.15	0.03	-	0.04	0.05	0.01	0.02	0.51
		計	0.14	1.30	0.16	0.13	0.35	0.07	-	0.07	0.12	0.10	0.13	0.86
	溶解性成分（C）		1.44	1.23	1.77	1.51	2.96	0.87	-	0.56	1.00	0.94	1.32	1.37
	構成比	（B/A）	8.8	51.4	8.3	7.9	10.6	7.5	-	10.9	10.7	9.6	9.0	38.6
	（%）	（C/A）	91.2	48.6	91.7	92.1	89.4	92.5	-	89.1	89.3	90.4	91.0	61.4
	イオン	Cl^-	0.25	0.23	0.20	0.21	0.63	0.18	-	0.12	0.24	0.28	0.28	0.27
		SO_4^{2-}	0.40	0.21	0.32	0.28	0.98	0.21	-	0.10	0.32	0.36	0.30	0.33
	pH		5.8	5.7	5.0	5.0	6.1	5.3	-	5.8	5.5	5.4	5.7	5.7

※10月分は貯水量僅少のため分析不可

10 空間放射線量率測定

可搬型簡易測定器（サーベイメータ）を用いて空間放射線量率（ガンマ線）を地上1mで5回測定し、その平均値を算出（1か月2回測定）。
平成23年度から測定を実施しているが、特出して放射線量率が上がったことはない。

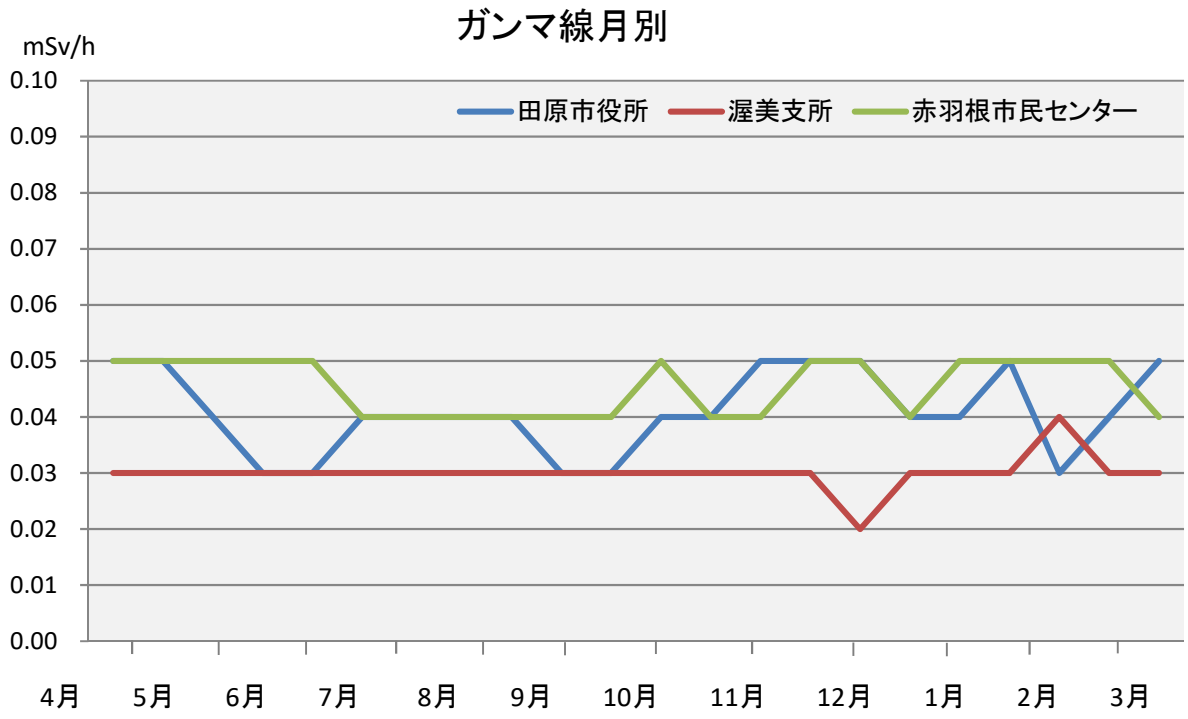

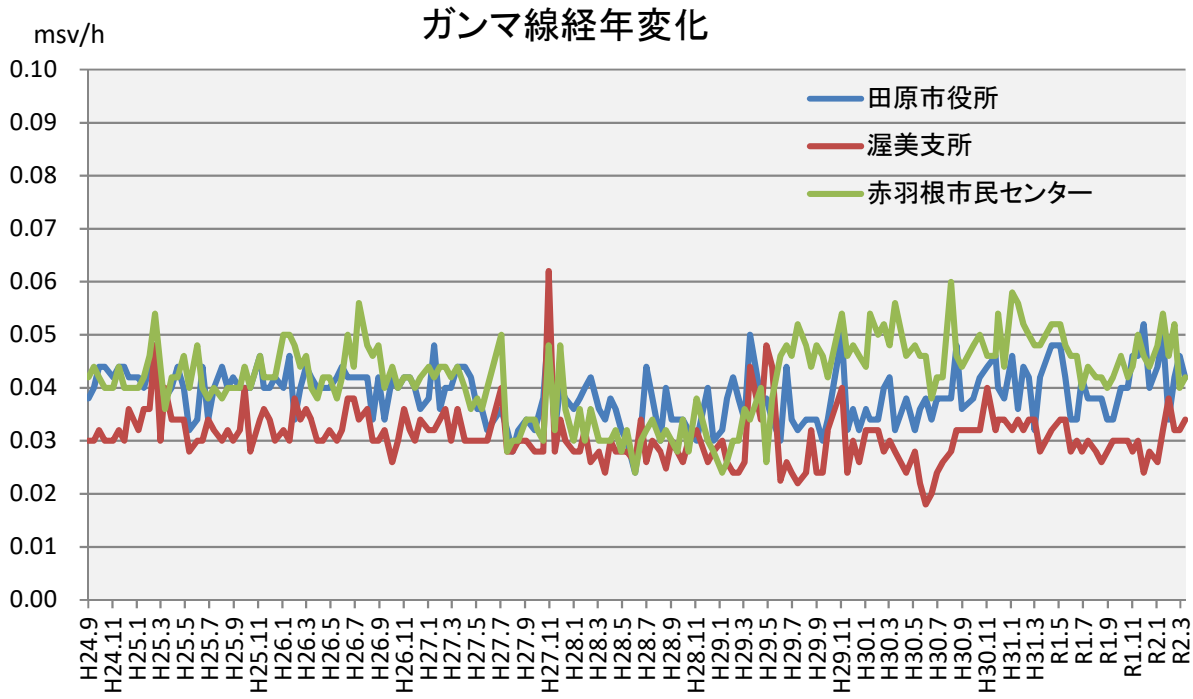

Ⅳ　水質関係

公共用水域の汚濁状況把握のため、主要河川 25 地点及び海域 11 地点において定点観測を実施した。

河川の水質は、一部が悪化したが、環境基準地点である汐川（船倉橋）は、昨年度に引き続き環境基準（ＢＯＤ＝8㎎/ℓ以下）を達成した。

その一方で越水川、蜆川、五十鈴川、池尻川、堺川、後田川でＢＯＤの値が環境基準を満たしていなかった。引き続き付近施設からの排水に注視し、監視していく必要がある。

海域の水質について、ＣＯＤが半数以上の地点において環境基準を満たしていなかった。

１　水質の汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒（ひ）素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
ＰＣＢ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

（備考）

1　基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

・河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物的科学酸素要求量（BOD）(mg/ℓ)	浮遊物質量（SS）(mg/ℓ)	溶存酸素量（DO）(mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
AA	水道１級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道２級・水産１級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道３級・水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産３級・工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5 以下	50 以下	5 以上	―
D	工業用水２級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8 以下	100 以下	2 以上	―
E	工業用水３級 環境保全	6.0～8.5	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	―

（備考）

1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

（注）1 自然環境保全：　自然探勝等の環境保全

2 水　道　1　級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水　道　2　級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水　道　3　級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水　産　1　級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

水　産　2　級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

水　産　3　級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

・湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立法メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
AA	水道 1 級・水産 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2、3 級・水産 2 級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水産 3 級・工業用水 1 級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5～8.5	5 以下	15 以下	5 以上	―
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0～8.5	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	―

（備考）水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

（注）
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値 全窒素 (mg/ℓ)	基準値 全りん (mg/ℓ)
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
Ⅱ	水道 1，2，3 級（特殊なものを除く） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
Ⅴ	水産 3 種・工業用水・農業用水・環境保全	1 以下	0.1 以下

（備考）1　基準値は、年間平均値とする。

2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3　農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

（注）1　自然環境保全：　自然探勝等の環境保全

2　水　道　1　級：　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水　道　2　級：　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水　道　3　級：　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）

3　水　産　1　種：　サケ科魚類及びアユ等の水産生物並びに水産２種及び水産３種の水産生物用

水　産　2　種：　ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用

水　産　3　種：　コイ、フナ等の水産生物用

4　環　境　保　全：　国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

・海域

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	COD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産１級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8～8.3	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	水産２級・工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8～8.3	3 以下	5 以上	―	検出されないこと
C	環境保全	7.0～8.3	8 以下	2 以上	―	―

（備考）１　水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mℓ以下とする。

（注）１　自然環境保全：　自然探勝等の環境保全
２　水　産　１　級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
水　産　２　級：ボラ、ノリ等の水産生物用
３　環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/ℓ)	全りん (mg/ℓ)
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.2 以下	0.02 以下
Ⅱ	水産１種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.3 以下	0.03 以下
Ⅲ	水産２種及びⅣ以下の欄に掲げるもの（水産３種を除く）	0.6 以下	0.05 以下
Ⅳ	水産３種・工業用水・生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下

（備考）１　基準値は、年間平均値とする。
２　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水　産　１　種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水　産　２　種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水　産　３　種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
３　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 東三河地方の公共用水域に係る環境基準

① 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水域	該当類型	達成期間	水域区分	備考
豊川上流（宇連川合流点より上流）	AA	イ	豊川等水域	昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
宇連川（全域）	AA	イ		
豊川中流（宇連川合流点から豊橋市下条上水道取水地点まで）	A	イ		平成 11 年 3 月 31 日 愛知県告示 昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
豊川下流（下条上水道取水地点より下流）	A	イ		平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示 昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
豊川放水路（全域）	B	イ		
梅田川（全域）	C	イ		平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示 昭和 50 年 3 月 31 日 愛知県告示
音羽川（全域）	B	イ		平成 29 年 3 月 31 日 愛知県告示 昭和 62 年 3 月 30 日 愛知県告示
佐奈川（全域）	C	イ		
汐川（全域）	D	イ		
蒲郡地先海域	海域C	ロ	渥美湾水域	昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定
神野・田原地先海域	海域C	ロ		
渥美湾（甲）	海域B	イ		
渥美湾（乙）	海域A	イ		

（注）達成期間の分類は次のとおりとする。

1 「イ」は、直ちに達成

2 「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成

3 「ハ」は、5 年を越える期間で可及的速やかに達成

② 全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定

水域	該当類型	達成期間	備考
三河湾（ロ）	Ⅲ	直ちに達成する	平成 17 年 3 月 25 日 愛知県告示
三河湾（ハ）	Ⅱ	5 年以内で可及的速やかに達成	

三河湾の環境基準指定状況

(4) 県条例による渥美湾・豊川等水域に係る上乗せ排水基準

工場又は事業場		業種			項目及び許容限度（単位一リットルにつきミリグラム）						
					生物化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	浮遊物質量（括弧内は日間平均）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類	フェノール類含有量	銅含有量
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種			25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1
	その他の地域に所在するもの	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの		130 (110)		160 (120)				
			一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの		160 (120)		200 (150)				
		畜産食料品製造業	乳製品製造業		80 (60)		30 (20)		10		
			その他		120 (100)		90 (70)		10		
		水産食料品、調味料、米菓、ぶどう糖又は水あめの製造業			120 (100)		90 (70)		10		
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			120 (100)		40 (30)		10		
		小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業			80 (60)		80 (60)				
		清酒製造業			120 (100)		90 (70)		10		
		蒸留酒又は混成酒の製造業			160 (120)		120 (100)		10		
		動物系飼料又は有機質肥料の製造業			160 (120)		200 (150)		10		
		動植物油脂製造業			100 (80)		80 (60)		20		
		でん粉製造業			160 (120)		90 (70)		5		
		豆腐製造業			160 (120)		200 (150)		10		
		繊維工業又は繊維製品製造業	毛紡績業又は整毛業（洗毛施設を有するものに限る。）		120 (100)		180 (150)		30		
			染色整理業	毛繊維加工業	50 (40)		50 (40)		10	1	
				その他	100 (80)		100 (80)		10	1	
			その他		100 (80)		100 (80)		10		

工場又は事業場		業種			項目及び許容限度（単位一リットルにつきミリグラム）						
					生物化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	浮遊物質量（括弧内は日間平均）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量
								鉱油類	動植物油脂類		
既設の工場又は事業場	その他の地域に所在するもの	一般資材業、木製チップ製造業、合板製造業又はパーティクルボード製造業			70 （50）	70 （50）	90 （70）				
		紙製造業			120 (100)		180 (150)				
		新聞業、出版業、印刷業又は製版業			25 (20)		30 (20)				1
		化学工業			30 (20)		40 (30)	3			
		窯業、土石製品製造業又は非金属鉱業	窯業原料（うわ薬原料を含む）精製業	一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの	25 (20)		200 (150)	2			
				一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上五十立方メートル未満のもの	25 (20)		300 (250)	2			
			その他		25 (20)		150 (120)	2			
		鉄鋼業			25 (20)	20 (15)	40 (30)	2		1	1
		非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）			25 (20)		30 (20)				1
		水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの			25 (20)		30 (20)				
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めつき施設を有するもの			25 (20)		30 (20)				1
		旅館業			90 (70)	90 (70)	90 (70)				
		病院			40 (30)		90 (70)				
		と畜業			80 (60)		80 (60)				
		地方卸売市場			50 (40)		70 (50)		10		
		自動式車両洗浄施設を有するもの			25 (20)		70 (50)				
		科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行うもの			40 (30)	40 (30)	90 (70)				
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの			40 (30)		50 (40)				
		し尿処理施設を有するもの			(30)	(30)	(70)				
		下水道終末処理施設を有するもの	豊橋市中島処理場		(20)		(70)				
			その他		60 (20)		120 (70)				

工場又は事業場		業種		項目及び許容限度（単位一リットルにつきミリグラム）						
				生物化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	化学的酸素要求量（括弧内は日間平均）	浮遊物質量（括弧内は日間平均）	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉱油類	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 動植物油脂類	フェノール類含有量	銅含有量
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種		25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
	その他の地域に所在するもの	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食料品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）		25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）		90 (70)	90 (70)	100 (80)				
		食料品製造業（冷凍調理食品製造業を除く。）	乳製品製造業	50 (40)	50 (40)	30 (20)		10		
			野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)		10		
			でん粉製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)		5		
			その他	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10		
		繊維工業又は繊維製品製造業		50 (40)	50 (40)	40 (30)		10	1	
		鉄鋼業		25 (20)	20 (15)	30 (20)	2		0.5	1
		旅館業		40 (30)	40 (30)	70 (50)				
		し尿処理施設を有するもの		40 (30)	40 (30)	80 (60)				
		下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)	25 (20)	70 (50)				

備考

1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあっては一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル（旧公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和三十三年法律第百八十一号）の廃止の際同法による水質基準の適用を受けていた業種に属する工場又は事業場（非金属鉱業、窯業原料精製業、と畜業及び死亡獣畜取扱業に係るもの並びにし尿処理施設のみを有するものを除く。）並びに畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）に係る事業場にあっては二十立方メートル）以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあっては一日当たりの平均的な排出水の量が二十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあっては一日当たりの平均的な排出水の量が十立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について、非金属鉱業（窯業原料精製業を除く。）、と畜業及び死亡獣畜取扱業に係る工場又は事業場並びにし尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあってはすべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。

2 一の表備考第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第八号並びに二の表備考第一号、第二号、第四号及び第五号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

2 河川水質調査 （1）位置図

●：調査地点（年６回）
○：調査地点（年４回）
▲：有害物質・底質調査地点（３か所）
△：有害物質調査地点（１か所）

(2) 河川水質調査結果 （ R1 年度 ）

ア 一般項目

河川名（調査点）	調査年月日	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	全リン (mg/ℓ)	リン酸性リン (mg/ℓ)	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
汐川（船倉橋）	R1.5.30	17	7.4	8.3	3.1	8.7	26	79,000						
	R1.7.24	15	7.3	6.2	2.3	8.5	39	70,000	0.94	0.65	1.4	0.8	5.9	9.4
	R1.9.25	10	7.3	5.8	2.5	10.0	110	49,000	1.30	0.81	0.6	0.2	7.7	8.9
	R1.11.27	41	7.4	7.1	1.4	6.8	12	110,000	0.90	0.76	1.8	0.3	8.5	11.0
	R2.1.22	41	7.5	9.2	1.2	5.9	10	13,000	0.68	0.56	0.8	0.1	8.5	10.0
	R2.3.12	22	7.4	9.5	1.9	7.3	18	24,000						
	平均値	24	7.4	7.7	2.1	7.9	36	57,500	0.96	0.70	1.2	0.4	7.7	9.8
	75%値	41	7.4	9.2	2.5	8.7	39	79,000	0.94	0.76	1.4	0.3	8.5	10.0
汐川（中田橋）	R1.7.24	>50	7.3	6.0	2.7	7.4	8	110,000						
	R1.9.25	>50	7.3	7.1	2.1	7.5	4	79,000	1.20	1.20	1.4	0.6	9.7	12.0
	R1.11.27	38	7.5	8.3	6.1	7.6	11	1,300						
	R2.1.22	25	7.6	10.0	5.4	10.0	1	7,900	2.00	1.70	2.6	0.5	11.0	16.0
	平均値	41	7.4	7.9	4.1	8.1	6	49,550	1.60	1.50	2.0	0.5	10.0	14.0
	75%値	>50	7.5	8.3	5.4	7.6	8	79,000	2.00	1.70	2.6	0.6	11.0	16.0
七曲川（大久保ﾓｰﾀｰｽ）	R1.5.30	>50	7.9	12.0	1.9	4.1	2	49,000						
	R1.7.24	>50	7.6	9.6	1.1	4.0	4	70,000	0.11	0.05	0.4	0.0	0.4	0.9
	R1.9.25	>50	7.5	5.6	7.5	8.0	5	490,000	0.15	0.02	0.3	0.0	0.3	0.8
	R1.11.27	>50	7.7	7.7	3.2	5.2	4	49,000	0.18	0.08	0.9	0.0	0.4	1.3
	R2.1.22	41	7.9	9.7	4.8	6.5	8	49,000	0.42	0.24	1.7	0.5	0.6	3.4
	R2.3.12	>50	7.7	9.0	1.4	4.0	4	4,900						
	平均値	49	7.7	8.9	3.3	5.3	5	118,650	0.22	0.10	0.8	0.1	0.4	1.6
	75%値	>50	7.9	9.7	4.8	6.5	5	70,000	0.18	0.08	0.9	0.0	0.4	1.3
清谷川（一本橋）	R1.5.30	>50	7.6	10.0	1.0	2.8	4	49,000						
	R1.7.24	>50	7.6	10.0	1.0	2.8	4	49,000	0.21	0.17	0.2	0.1	2.7	3.4
	R1.9.25	>50	7.4	11.0	0.8	3.1	8	49,000	0.36	0.31	0.2	0.0	6.6	7.2
	R1.11.27	>50	7.5	10.0	0.7	2.8	4	24,000	0.18	0.15	0.4	0.0	3.7	0.2
	R2.1.22	>50	7.5	13.0	1.9	3.0	2	7,900	0.22	0.14	0.3	0.2	7.2	8.0
	R2.3.12	>50	7.6	11.0	1.2	2.8	3	3,500						
	平均値	>50	7.5	10.8	1.1	2.9	4	30,400	0.24	0.19	0.3	0.1	5.1	4.7
	75%値	>50	7.6	11.0	1.2	3.0	4	49,000	0.22	0.17	0.3	0.1	6.6	7.2
武助川（新清谷交差点）	R1.7.24	>50	7.5	7.2	2.2	7.0	2	170,000						
	R1.9.25	>50	7.1	7.2	1.2	4.2	<	490,000	1.70	1.60	0.3	0.1	18.0	20.0
	R1.11.27	>50	7.4	8.3	3.7	7.5	1	240,000						
	R2.1.22	>50	7.2	8.9	3.6	8.3	3	130,000	0.86	0.74	3.4	0.4	18.0	22.0
	平均値	>50	7.3	7.9	2.7	6.8	2	257,500	1.28	1.20	1.9	0.2	18.0	21.0
	75%値	>50	7.4	8.3	3.6	7.5	2	240,000	1.70	1.60	3.4	0.4	18.0	22.0
青津川（沖田橋）	R1.7.24	6	7.3	7.2	2.6	8.8	48	330,000						
	R1.9.25	>50	7.2	7.1	1.5	9.2	8	79,000	4.20	4.00	0.7	0.4	5.8	7.2
	R1.11.27	30	7.4	6.9	6.8	13.0	11	700,000						
	R2.1.22	>50	7.3	9.4	2.9	8.9	2	22,000	2.20	2.00	2.1	0.2	7.0	11.0
	平均値	34	7.3	7.7	3.5	10.0	17	282,750	3.20	3.00	1.4	0.3	6.4	9.1
	75%値	>50	7.3	7.2	2.9	9.2	11	330,000	4.20	4.00	2.1	0.4	7.0	11.0
蓼川（広野橋）	R1.7.24	>50	7.7	11.0	0.9	5.5	2	33,000						
	R1.9.25	39	8.9	19.0	1.6	9.5	5	79,000	2.00	1.90	0.2	0.1	5.1	6.1
	R1.11.27	33	7.6	11.0	3.1	13.0	6	330,000						
	R2.1.22	>50	7.6	13.0	1.3	5.7	1	4,900	1.80	1.70	0.1	0.0	10.0	12.0
	平均値	43	8.0	13.5	1.7	8.4	4	111,725	1.90	1.80	0.2	0.1	7.6	9.1
	75%値	>50	7.7	13.0	1.6	9.5	5	79,000	2.00	1.90	0.2	0.1	10.0	12.0
越水川（長塚橋）	R1.5.30	8	7.5	7.2	7.9	12.0	52	130,000						
	R1.7.24	8	7.2	3.2	7.9	15.0	44	110,000	3.20	2.60	12.0	0.2	0.6	15.0
	R1.9.25	35	7.0	11.0	3.7	12.0	11	170,000	2.40	2.10	19.0	0.4	2.7	22.0
	R1.11.27	14	7.3	7.3	18.0	20.0	36	220,000	4.80	4.10	14.0	0.3	2.1	18.0
	R2.1.22	19	7.0	7.6	10.0	21.0	13	17,000	6.40	5.80	20.0	1.6	5.1	30.0
	R2.3.12	4	7.0	6.8	6.8	12.0	66	22,000						
	平均値	15	7.2	7.2	9.1	15.3	37	111,500	4.20	3.70	16.3	0.6	2.6	21.3
	75%値	19	7.3	7.6	10.0	20.0	52	170,000	4.80	4.10	19.0	0.4	2.7	22.0
蜆川（今田橋）	R1.5.30	34	7.7	8.7	18.0	14.0	12	790,000						
	R1.7.24	43	7.7	7.2	6.6	10.0	10	350,000	0.72	0.47	0.8	0.5	5.3	8.0
	R1.9.25	>50	8.0	9.4	4.2	8.9	5	490,000	1.90	1.70	0.7	0.1	6.4	7.3
	R1.11.27	>50	8.0	11.0	27.0	23.0	6	3,300,000	0.86	0.69	0.9	0.9	7.4	9.4
	R2.1.22	>50	7.8	12.0	2.5	5.2	2	13,000	0.27	0.19	1.0	0.4	4.4	5.5
	R2.3.12	32	7.8	11.0	2.0	6.9	9	240,000						
	平均値	43	7.8	9.9	10.1	11.3	7	863,833	0.94	0.76	0.9	0.5	5.9	7.6
	75%値	>50	8.0	11.0	18.0	14.0	10	790,000	0.86	0.69	0.9	0.5	6.4	8.0
背戸田川（柴山池入口）	R1.7.24	>50	7.6	9.3	1.2	4.5	10	240,000						
	R1.9.25	>50	7.8	9.4	1.5	4.6	8	140,000	0.19	0.14	0.6	0.2	35.0	37.0
	R1.11.27	>50	7.8	9.9	0.8	3.8	5	49,000						
	R2.1.22	37	8.3	13.0	2.7	5.5	9	13,000	0.15	0.11	0.4	0.1	33.0	36.0
	平均値	47	7.9	10.4	1.6	4.6	8	110,500	0.17	0.13	0.5	0.2	34.0	36.5
	75%値	>50	7.8	9.9	1.5	4.6	9	140,000	0.19	0.14	0.6	0.2	35.0	37.0

河川名（調査点）	調査年月日	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	全リン (mg/ℓ)	リン酸性リン (mg/ℓ)	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
今池川（坂下橋）	R1.5.30	32	7.5	7.7	3.1	11.0	13	130,000						
	R1.7.24	>50	7.4	6.1	2.6	7.5	10	170,000	0.50	0.36	0.7	0.2	3.5	5.2
	R1.9.25	30	7.7	7.5	1.2	7.2	13	79,000	0.79	0.63	0.9	0.1	3.2	4.3
	R1.11.27	47	7.6	7.8	1.0	6.2	10	79,000	0.38	0.30	0.8	0.1	2.9	4.0
	R2.1.22	39	7.8	11.0	1.3	6.8	6	49,000	0.70	0.59	0.7	0.4	5.3	6.0
	R2.3.12	48	7.5	10.0	1.8	6.2	6	7,900						
	平均値	41	7.6	8.4	1.8	7.5	10	85,817	0.59	0.47	0.8	0.2	3.7	4.9
	75%値	48	7.7	10.0	2.6	7.5	13	130,000	0.70	0.59	0.8	0.2	3.5	5.2
今池川（宮川橋）	R1.7.24	>50	7.7	8.3	1.8	8.7	12	140,000						
	R1.9.25	>50	9.0	10.0	1.6	9.9	10	130,000	0.42	0.34	0.1	0.0	1.1	1.8
	R1.11.27	>50	7.9	11.0	1.9	7.5	6	79,000						
	R2.1.22	>50	9.2	18.0	13.0	6.0	5	2,300	0.23	0.16	0.1	0.0	2.0	2.3
	平均値	>50	8.5	11.8	4.6	8.0	8	87,825	0.33	0.25	0.1	0.0	1.6	2.1
	75%値	>50	9.0	11.0	1.9	8.7	10	130,000	0.42	0.34	0.1	0.0	2.0	2.3
保井川（市道下）	R1.7.24	>50	7.6	5.6	5.4	11.0	4	240,000						
	R1.9.25	>50	8.2	8.7	1.8	31.0	2	240,000	5.10	4.70	0.5	0.1	9.4	14.0
	R1.11.27	>50	7.8	8.4	3.8	17.0	1	13,000						
	R2.1.22	>50	7.9	11.0	3.5	19.0	1	4,900	2.10	2.10	11.0	0.7	25.0	40.0
	平均値	>50	7.9	8.4	3.6	19.5	2	124,475	3.60	3.40	5.8	0.4	17.0	27.0
	75%値	>50	7.9	8.7	3.8	19.0	2	240,000	5.10	4.70	11.0	0.7	25.0	40.0
五十鈴川（浜田橋）	R1.7.25	44	7.2	5.1	6.4	7.9	13	79,000						
	R1.9.26	42	7.5	4.8	5.0	13.0	13	700,000	3.30	2.80	1.8	0.2	2.1	5.0
	R1.11.27	>50	7.7	9.2	1.4	5.1	2	17,000						
	R2.1.22	40	7.6	8.4	20.0	13.0	11	35,000	3.00	2.60	4.5	0.3	12.0	18.0
	平均値	44	7.5	6.9	8.2	9.8	10	207,750	3.15	2.70	3.2	0.3	7.1	11.5
	75%値	44	7.6	8.4	6.4	13.0	13	79,000	3.30	2.80	4.5	0.3	12.0	18.0
野添川（東野添橋）	R1.7.25	44	7.3	8.1	2.9	7.5	11	130,000						
	R1.9.26	>50	7.3	9.2	1.6	3.6	4	130,000	0.46	0.39	0.3	0.1	15.0	16.0
	R1.11.28	47	7.5	9.2	2.2	4.8	7	28,000						
	R2.1.24	45	7.5	10.0	2.9	7.9	8	1,400	0.33	0.23	0.5	0.1	13.0	15.0
	平均値	47	7.4	9.1	2.4	6.0	8	72,350	0.40	0.31	0.4	0.1	14.0	15.5
	75%値	47	7.5	9.2	2.9	7.5	8	130,000	0.46	0.39	0.5	0.1	15.0	16.0
池尻川（西茂川橋）	R1.7.25	36	7.3	5.3	7.7	18.0	10	130,000						
	R1.9.26	>50	7.3	6.5	7.3	18.0	8	490,000	2.10	1.90	9.2	1.8	12.0	25.0
	R1.11.28	27	7.4	7.7	19.0	19.0	21	130,000						
	R2.1.24	18	7.4	8.7	24.0	19.0	29	110,000	1.30	0.64	7.1	0.4	14.0	25.0
	平均値	33	7.4	7.1	14.5	18.5	17	215,000	1.70	1.30	8.2	1.1	13.0	25.0
	75%値	36	7.4	7.7	19.0	19.0	21	130,000	2.10	1.90	9.2	1.8	14.0	25.0
堺川（堺川下流）	R1.7.25	15	7.2	3.7	26.0	31.0	49	1,100,000						
	R1.9.26	6	7.6	0.6	91.0	85.0	130	4,900,000	9.70	6.00	50.0	0.0	<0.05	50.0
	R1.11.28	17	7.4	3.3	21.0	32.0	9	220,000						
	R2.1.24	19	7.6	3.1	33.0	34.0	13	790,000	3.30	2.40	41.0	0.4	3.3	51.0
	平均値	14	7.5	2.7	42.8	45.5	50	1,752,500	6.50	4.20	45.5	0.2	1.7	50.5
	75%値	17	7.6	3.3	33.0	34.0	49	1,100,000	9.70	6.00	50.0	0.4	3.3	51.0
どんど川（前田橋）	R1.7.25	>50	6.9	9.3	2.0	3.1	2	94,000						
	R1.9.26	>50	7.3	9.0	0.8	4.8	2	220,000	0.63	0.56	0.3	0.1	12.0	14.0
	R1.11.28	>50	7.3	10.0	1.5	1.9	1	17,000						
	R2.1.22	>50	7.5	13.0	2.1	2.7	2	11,000	0.21	0.15	0.1	0.1	10.0	10.0
	平均値	>50	7.3	10.3	1.6	3.1	2	85,500	0.42	0.36	0.2	0.1	11.0	12.0
	75%値	>50	7.3	10.0	2.0	3.1	2	94,000	0.63	0.56	0.3	0.1	12.0	14.0
今堀川（山崎橋）	R1.7.25	>50	7.0	11.0	1.4	3.9	2	70,000						
	R1.9.26	>50	8.1	15.0	1.6	2.8	2	79,000	0.28	0.25	0.3	0.1	17.0	17.0
	R1.11.28	>50	7.2	10.0	3.3	4.7	1	1,700,000						
	R2.1.22	>50	7.7	14.0	1.4	3.1	1	7,900	0.22	0.20	0.1	0.1	17.0	18.0
	平均値	>50	7.5	12.5	1.9	3.6	2	464,225	0.25	0.23	0.2	0.1	17.0	17.5
	75%値	>50	7.7	14.0	1.6	3.9	2	79,000	0.28	0.25	0.3	0.1	17.0	18.0
入江川（折立橋）	R1.7.25	>50	10.2	18.0	2.0	9.9	2	24,000						
	R1.9.26	40	10.6	17.0	2.0	9.4	6	1,300	0.48	0.33	0.5	0.2	3.1	4.0
	R1.11.28	>50	9.2	17.0	2.7	9.2	2	24,000						
	R2.1.24	>50	9.8	20.0	2.0	9.0	1	4,900	1.20	0.94	0.1	0.4	7.1	8.5
	平均値	48	10.0	18.0	2.2	9.4	3	13,550	0.84	0.64	0.3	0.3	5.1	6.3
	75%値	>50	10.2	18.0	2.0	9.4	2	24,000	1.20	0.94	0.5	0.4	7.1	8.5
免々田川（常堰橋）	R1.5.30	42	7.4	5.9	2.1	6.0	8	49,000						
	R1.7.25	>50	7.4	11.0	1.6	4.3	3	79,000	0.25	0.20	0.6	0.0	4.5	5.4
	R1.9.26	>50	7.6	5.6	0.6	3.9	5	33,000	0.65	0.59	0.8	0.0	7.0	7.8
	R1.11.28	>50	7.2	5.6	1.8	4.5	5	49,000	0.20	0.14	0.8	0.0	3.7	4.6
	R2.1.24	46	7.4	6.4	4.3	6.4	11	13,000	0.48	0.34	1.2	0.1	2.6	5.3
	R2.3.12	>50	7.2	9.2	4.0	5.7	2	7,000						
	平均値	48	7.4	7.3	2.4	5.1	6	38,333	0.40	0.32	0.9	0.0	4.5	5.8
	75%値	>50	7.4	9.2	4.0	6.0	8	49,000	0.48	0.34	0.8	0.0	4.5	5.4

河川名（調査点）	調査年月日	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	全リン (mg/ℓ)	リン酸性リン (mg/ℓ)	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
後田川（後田橋）	R1.7.25	34	7.4	1.7	62.0	47.0	25	1,300,000						
	R1.9.26	4	7.7	1.9	66.0	130.0	280	17,000,000	23.00	16.00	8.7	0.3	0.3	32.0
	R1.11.28	8	7.6	5.1	180.0	160.0	75	7,000,000						
	R2.1.24	2	8.0	3.5	320.0	270.0	410	4,900,000	21.00	13.00	60.0	1.1	0.4	97.0
	平均値	12	7.7	3.1	157.0	151.8	198	7,550,000	22.00	15.00	34.4	0.7	0.4	64.5
	75%値	8	7.7	3.5	180.0	160.0	280	7,000,000	23.00	16.00	60.0	1.1	0.4	97.0
天白川（長倉橋）	R1.5.30	14	7.1	6.2	1.4	6.8	39	79,000						
	R1.7.25	34	7.1	6.3	1.3	5.2	15	240,000	0.25	0.15	0.3	0.1	15.0	18.0
	R1.9.26	13	7.4	6.5	1.9	7.8	45	24,000	0.36	0.12	0.4	0.1	15.0	17.0
	R1.11.28	>50	7.5	6.1	1.1	4.4	5	540,000	0.12	0.09	0.5	0.0	7.3	7.9
	R2.1.24	>50	7.7	9.2	1.1	3.6	6	13,000	0.13	0.07	0.1	0.0	3.7	4.7
	R2.3.12	27	7.3	10.0	1.2	6.7	27	35,000						
	平均値	31	7.4	7.4	1.3	5.8	23	155,167	0.22	0.11	0.3	0.1	10.0	11.9
	75%値	>50	7.5	9.2	1.4	6.8	39	240,000	0.25	0.12	0.4	0.1	15.0	17.0
新堀川（新堀橋）	R1.7.25	>50	9.0	14.0	1.7	6.9	3	49,000						
	R1.9.26	>50	7.8	3.6	4.0	16.0	4	33,000	3.50	3.20	14.0	0.3	3.3	18.0
	R1.11.28	>50	8.5	1.5	2.6	6.1	2	930						
	R2.1.24	43	9.6	18.0	3.3	6.6	5	7,000	0.40	0.29	0.2	0.0	1.8	2.7
	平均値	48	8.7	9.3	2.9	8.9	4	22,483	1.95	1.70	7.1	0.2	2.6	10.4
	75%値	>50	9.0	14.0	3.3	6.9	4	33,000	3.50	3.20	14.0	0.3	3.3	18.0
奥川（大坂橋）	R1.7.25	>50	7.7	6.6	6.4	7.3	10	140,000						
	R1.9.26	>50	7.8	7.4	4.1	6.7	11	49,000	0.09	0.05	0.7	0.2	1.6	2.4
	R1.11.28	>50	7.7	9.6	3.5	4.4	4	7,000						
	R2.1.24	>50	7.9	11.0	2.6	4.4	2	1,300	0.03	<0.02	0.5	0.1	1.5	2.0
	平均値	>50	7.8	8.7	4.2	5.7	7	49,325	0.06	0.04	0.6	0.1	1.6	2.2
	75%値	>50	7.8	9.6	4.1	6.7	10	49,000	0.09	0.05	0.7	0.2	1.6	2.4

イ 有害物質　（R1年度）

河川名（調査点）	調査年月日	カドミウム (mg/ℓ)	全シアン (mg/ℓ)	鉛 (mg/ℓ)	六価クロム (mg/ℓ)	ヒ素 (mg/ℓ)	総水銀 (mg/ℓ)
	基準値	0.003 以下	検出されないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005以下
汐川	R1.7.24	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
蜆川	R1.7.24	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
今池川	R1.7.24	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
奥川	R1.7.25	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005

ウ 底質　（R1年度）

河川名（調査点）	調査年月日	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)
汐川	R1.7.24	0.16	16	0.03
蜆川	R1.7.24	0.06	2.6	<0.01
今池川	R1.7.24	0.09	7.3	0.02

ＢＯＤ

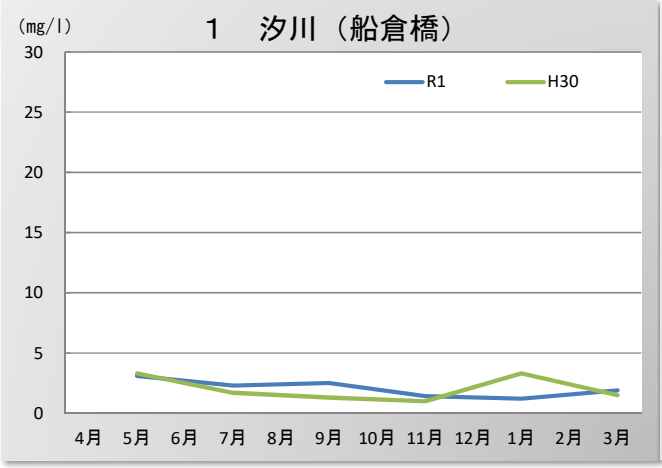
(mg/l)
1　汐川（船倉橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

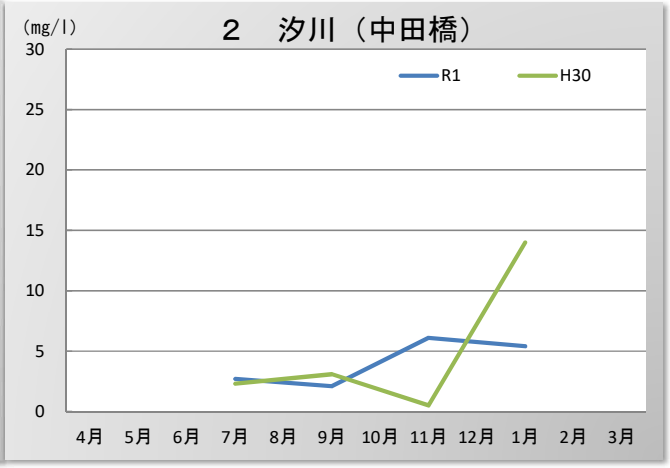
(mg/l)
2　汐川（中田橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

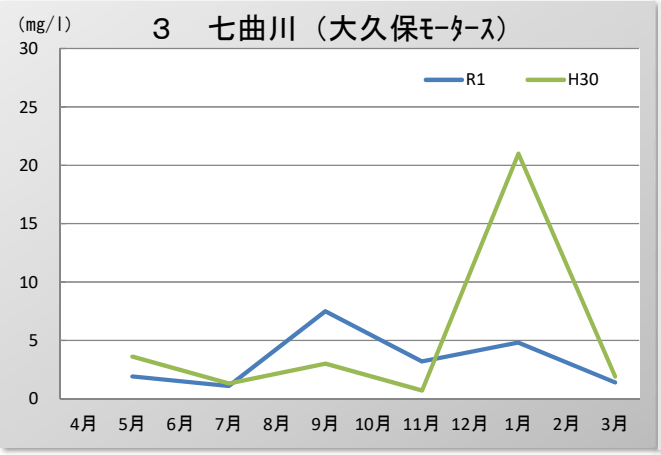
(mg/l)
3　七曲川（大久保ﾓｰﾀｰｽ）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

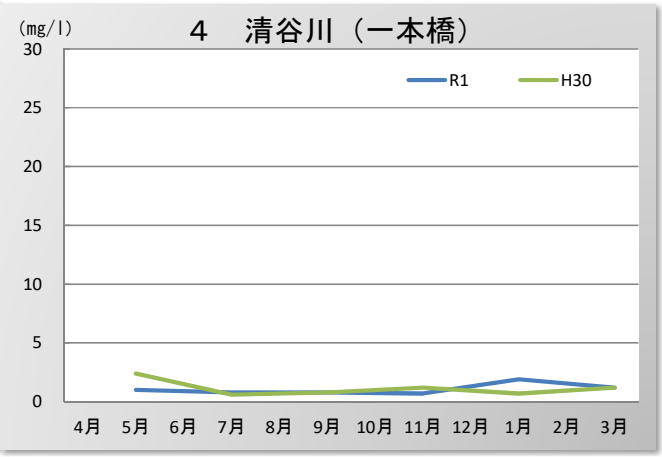
(mg/l)
4　清谷川（一本橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

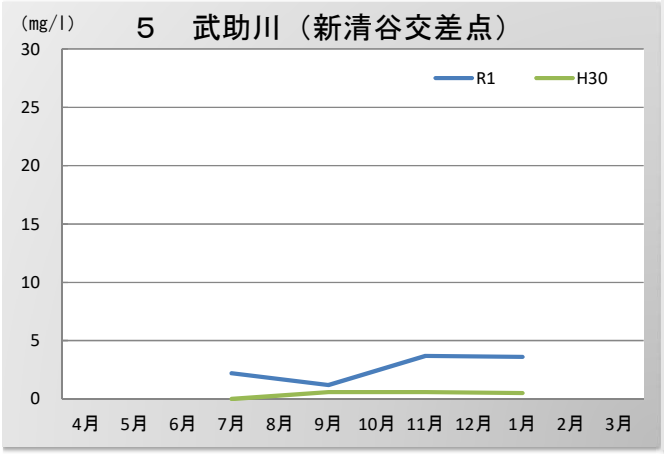
(mg/l)
5　武助川（新清谷交差点）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

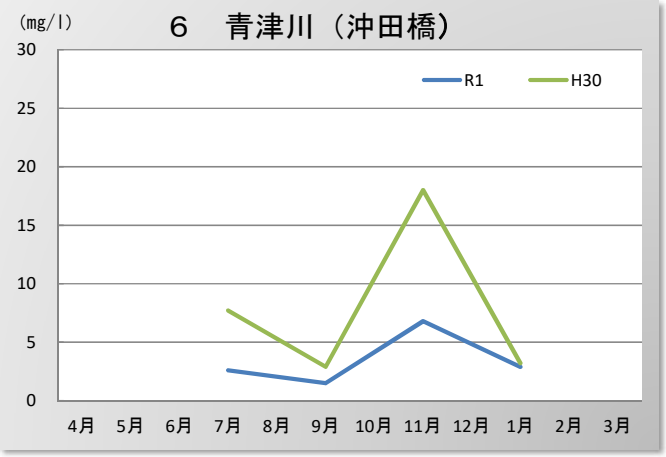
(mg/l)
6　青津川（沖田橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

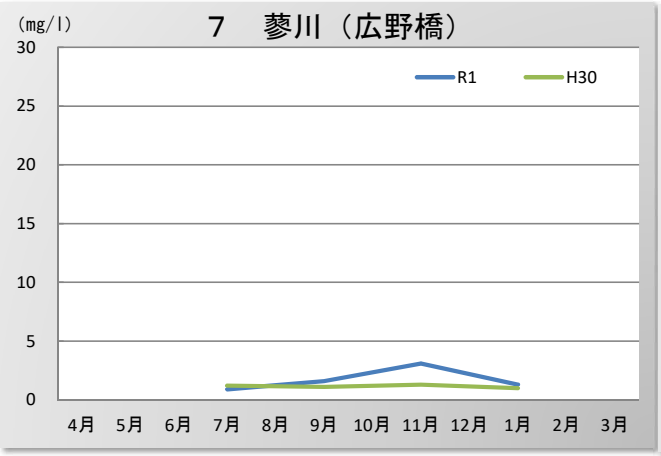
(mg/l)
7　蓼川（広野橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

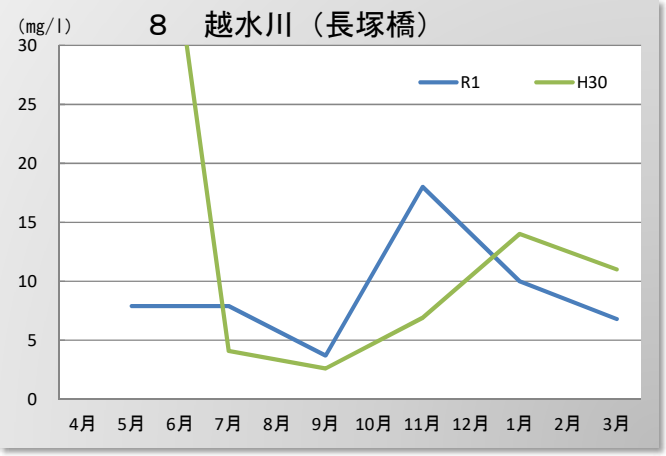
(mg/l)
8　越水川（長塚橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

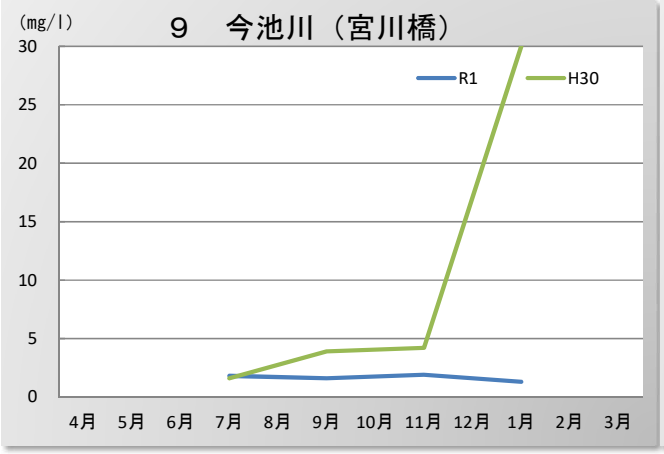
(mg/l)
9　今池川（宮川橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

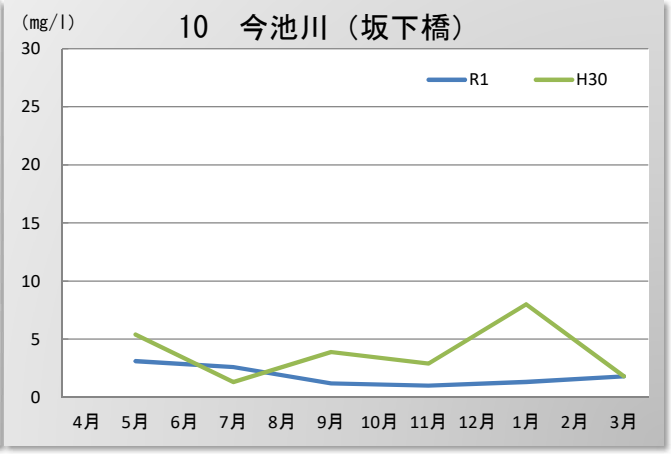
(mg/l)
10　今池川（坂下橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

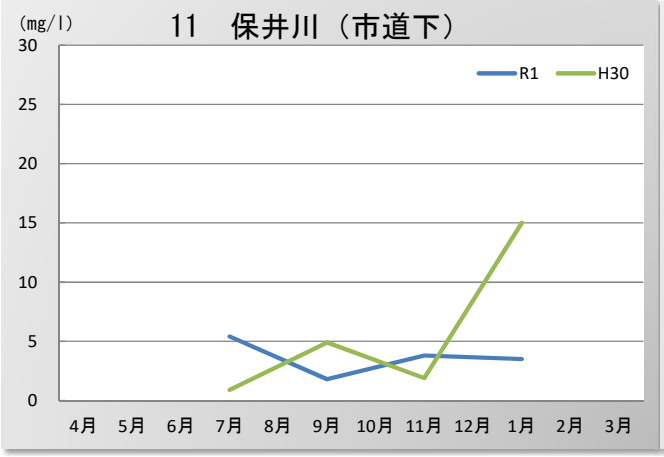
(mg/l)
11　保井川（市道下）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

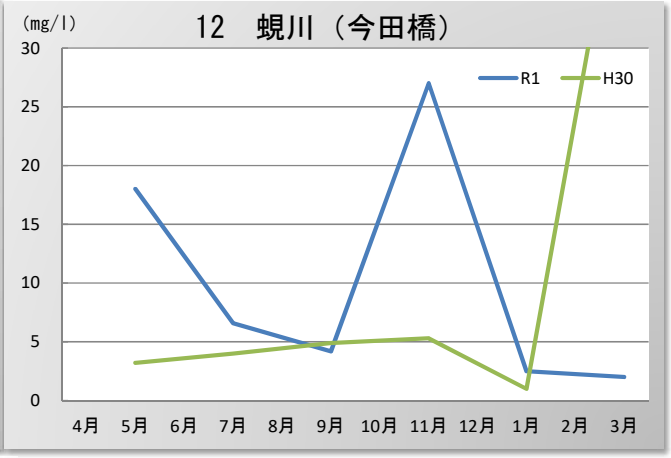
(mg/l)
12　蜆川（今田橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

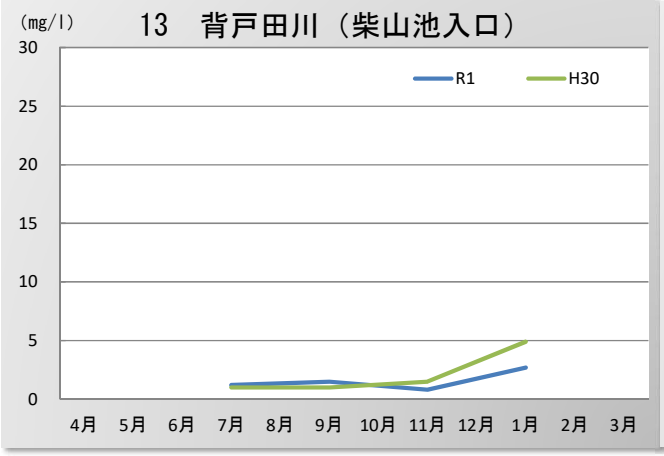
(mg/l)
13　背戸田川（柴山池入口）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

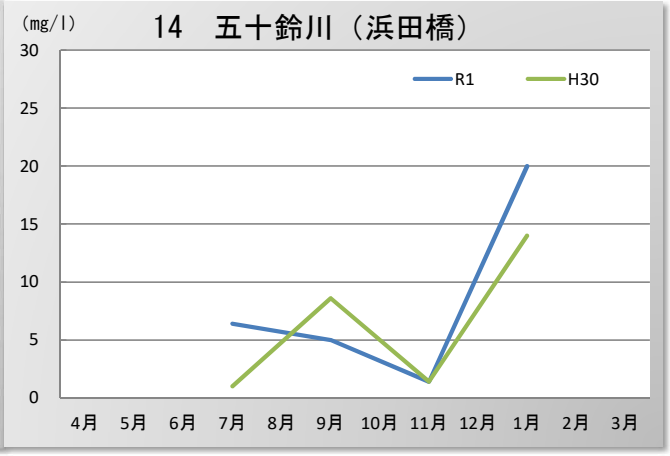
(mg/l)
14　五十鈴川（浜田橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

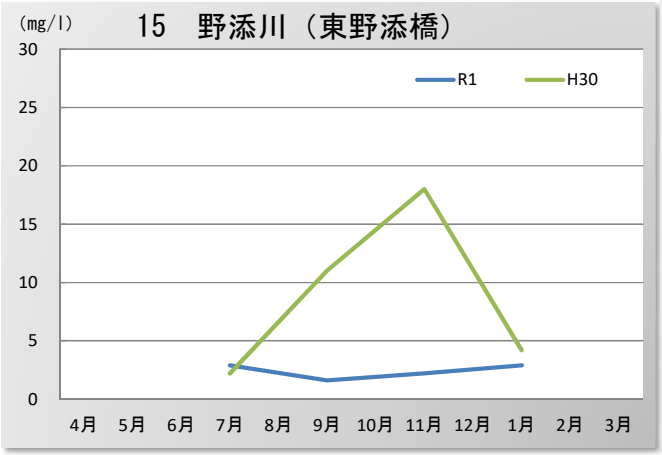
(mg/l)
15　野添川（東野添橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

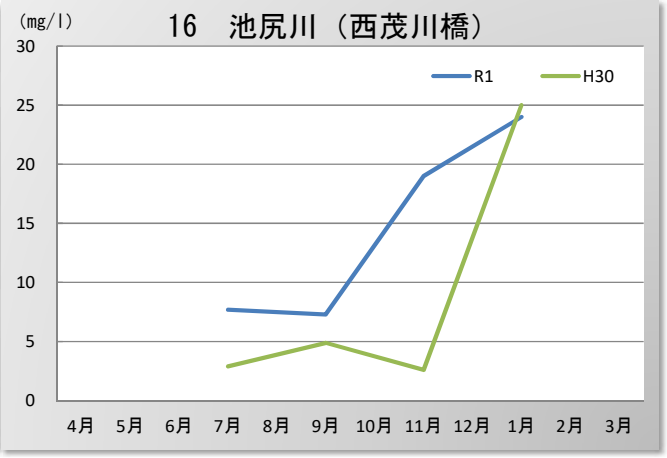
(mg/l)
16　池尻川（西茂川橋）
R1
H30
30
25
20
15
10
5
0
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

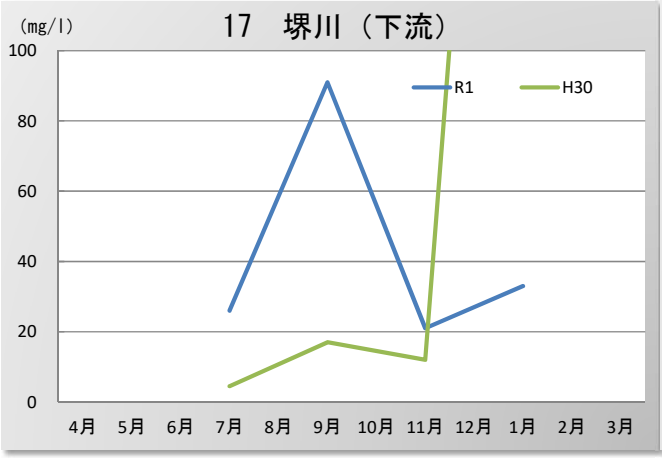
17　堺川（下流）
(mg/l)
100
80
60
40
20
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

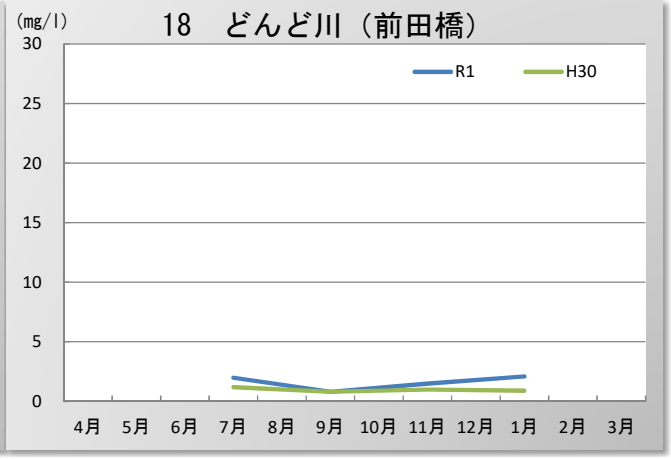
18　どんど川（前田橋）
(mg/l)
30
25
20
15
10
5
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

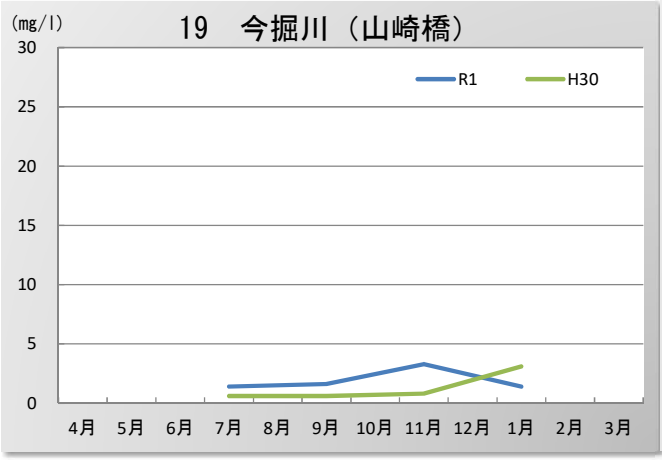
19　今掘川（山崎橋）
(mg/l)
30
25
20
15
10
5
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

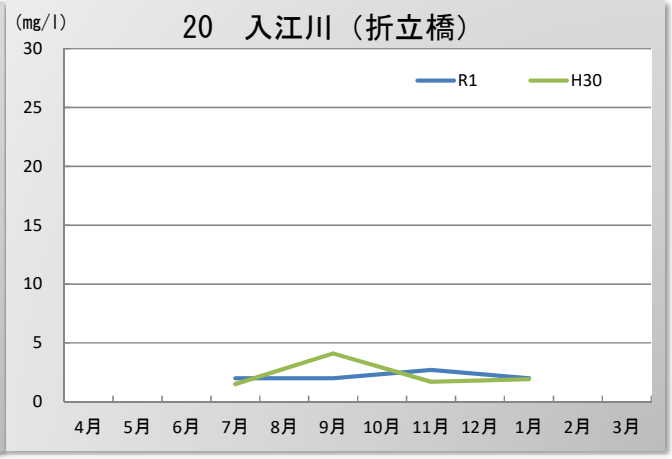
20　入江川（折立橋）
(mg/l)
30
25
20
15
10
5
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

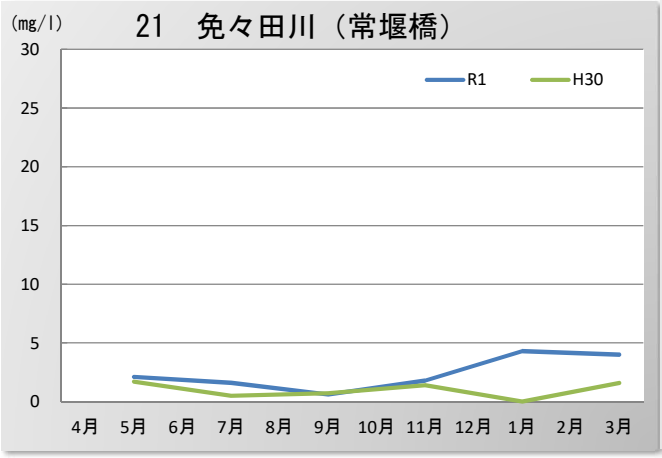
21　免々田川（常堰橋）
(mg/l)
30
25
20
15
10
5
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

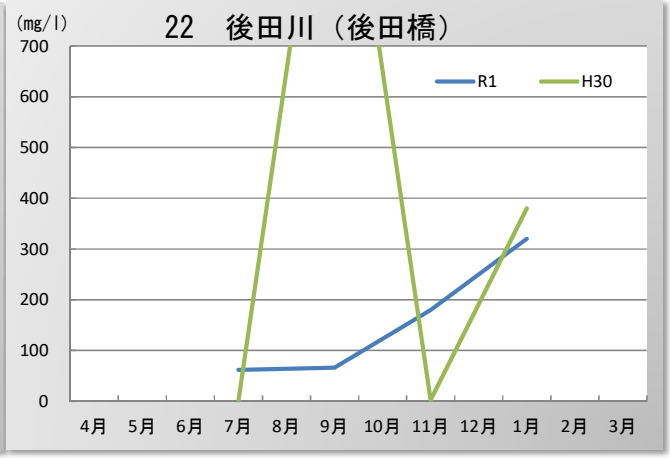
22　後田川（後田橋）
(mg/l)
700
600
500
400
300
200
100
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

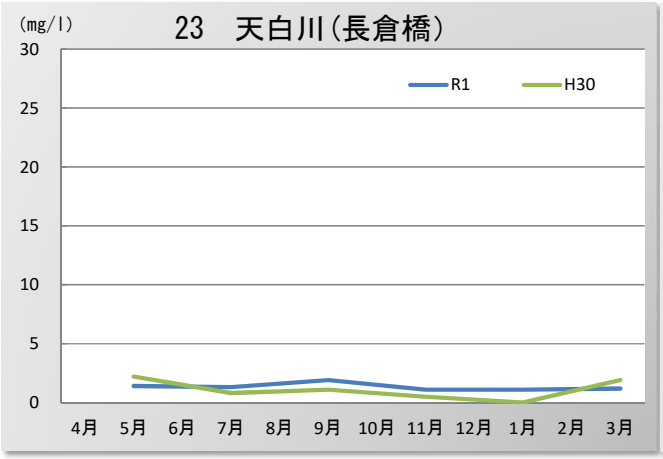
23　天白川(長倉橋)
(mg/l)
30
25
20
15
10
5
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

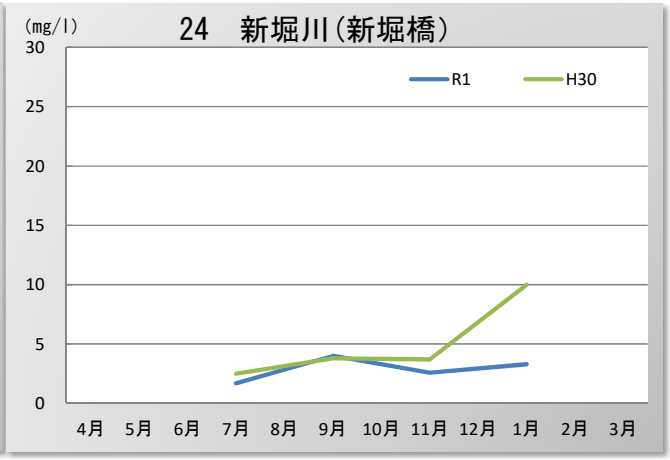
24　新堀川(新堀橋)
(mg/l)
30
25
20
15
10
5
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

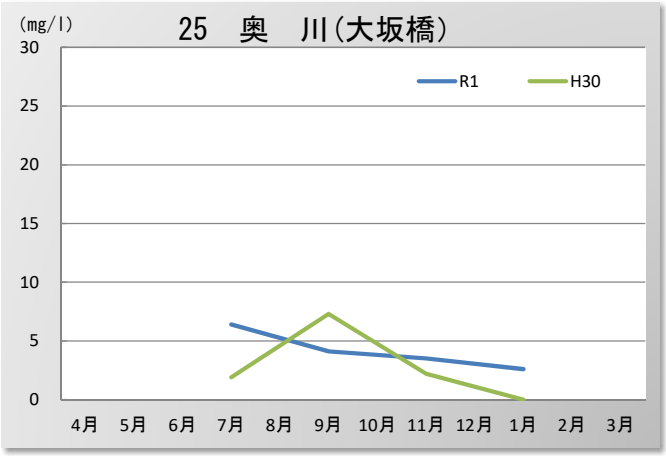
(mg/l)
25　奥　川(大坂橋)
30
25
20
15
10
5
0
R1
H30
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

(3) 経年変化

30

（BODは75%値、それ以外の項目は年間平均値）

測定点	年度	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/ℓ)	リン酸イオン (mg/ℓ)	アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	ケルダール窒素 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
汐川（船倉橋）	H22	33	7.1	6.3	2.9	9.0	31.3	68,700	0.79	0.65	0.9	0.1	5.9	－	9.9
	H23	42	7.1	6.8	3.0	6.3	15.2	2,200	0.81	0.70	2.2	0.1	3.9	－	10.4
	H24	29	7.2	6.1	2.4	7.0	22.8	69,000	0.77	0.63	1.4	0.3	6.9	－	8.9
	H25	32	7.2	7.0	2.3	8.9	25.0	4,400	0.85	<0.1	1.5	<0.1	6.5	－	9.7
	H26	21	7.2	6.5	3.8	8.0	28.7	4,000	0.83	0.42	1.3	0.2	6.2	－	9.2
	H27	27	7.4	7.2	5.2	6.1	26.0	17,500	0.73	0.69	1.7	0.2	7.0	－	10.2
	H28	28	7.3	7.6	5.1	5.8	23.0	12,900	0.74	0.66	0.7	0.2	7.0	－	9.3
	H29	30	7.3	8.7	7.0	8.5	27.0	9,600	1.01	0.72	1.4	0.5	5.9	－	9.8
	H30	26	7.2	8.1	3.3	7.6	24.0	10,300	0.74	0.20	0.9	0.0	5.2	－	8.6
	R1	24	7.4	7.7	2.5	7.9	36.0	57,500	0.96	－	1.2	0.4	－	－	9.8
AddRow →															
清谷川（一本橋）	H22	>50	7.3	9.5	1.9	5.2	3.7	29,700	0.34	0.28	0.2	0.1	5.0	－	7.4
	H23	>50	7.4	11.6	1.6	4.3	4.8	4,800	0.34	0.30	0.2	0.1	3.0	－	6.8
	H24	47	7.4	9.1	1.7	3.9	5.0	89,700	0.37	0.32	0.5	0.1	5.0	－	5.8
	H25	45	7.3	9.2	2.0	4.9	4.0	19,000	0.42	<0.01	0.4	0.1	4.8	－	13.0
	H26	50	7.5	8.7	1.9	3.2	2.8	3,700	0.25	0.14	0.1	< 0.05	3.3	－	4.5
	H27	89	7.7	9.7	1.7	2.8	7.0	30,600	0.25	0.24	0.2	0.1	4.4	－	5.2
	H28	100	7.4	9.1	1.8	3.1	5.0	32,000	0.32	0.26	0.4	0.1	4.5	－	5.8
	H29	69	7.4	10.1	3.9	4.9	10.0	4,400	0.39	0.34	0.3	0.1	5.7	－	6.3
	H30	49	7.3	9.5	1.2	4.3	8.0	14,300	0.40	0.12	0.4	0.0	4.7	－	6.7
	R1	>50	7.5	11.0	1.2	2.9	4.0	30,000	0.24	0.19	0.3	0.1	5.1	－	5.7
AddRow →															
今池川（宮川橋）	H22	20	7.5	7.5	9.4	21.5	50.5	306,800	4.65	4.07	6.5	1.2	8.2	－	18.8
	H23	36	7.8	9.0	8.6	16.3	21.3	8,200	2.26	2.09	2.6	0.5	4.2	－	10.6
	H24	38	7.8	7.7	8.1	18.9	13.3	176,500	1.45	0.96	10.5	1.0	7.5	－	21.5
	H25	39	7.6	8.2	4.2	17.0	7.0	14,000	1.90	0.33	2.8	1.8	5.1	－	13.0
	H26	42	7.7	8.2	4.2	8.8	9.0	2,300	1.25	0.23	0.2	0.3	5.7	－	9.7
	H27	36	8.2	8.3	9.0	13.8	19.0	13,700	3.42	3.00	4.5	2.7	6.2	－	16.5
	H28	44	7.7	8.4	6.0	10.1	17.0	20,100	0.72	0.69	2.5	0.2	3.4	－	8.0
	H29	64	7.6	7.5	8.3	13.4	9.0	34,500	2.85	2.40	12.9	1.2	7.0	－	29.0
	H30	34	7.5	7.5	4.2	15.2	15.0	14,900	1.75	0.83	9.6	0.5	10.0	－	26.0
	R1	>50	8.5	12.0	1.8	8.0	8.0	88,000	0.33	0.25	<0.1	0.0	1.6	－	2.1
AddRow →															
今池川（坂下橋）	H22	26	7.3	6.2	11.0	15.2	29.5	57,300	1.57	1.46	1.5	0.5	5.3	－	11.3
	H23	37	7.3	5.1	14.0	18.2	20.3	82,900	1.93	1.61	9.6	0.2	2.3	－	17.6
	H24	31	7.5	5.8	11.0	14.0	25.3	97,800	1.30	1.09	8.0	0.8	6.1	－	16.0
	H25	36	7.2	6.5	3.5	13.0	14.0	7,100	1.90	<0.1	2.3	0.7	6.7	－	13.0
	H26	37	7.4	6.5	5.8	8.6	22.3	9,100	0.82	0.32	1.3	0.1	3.8	－	7.4
	H27	47	7.5	7.1	7.9	7.7	15.0	7,500	1.39	1.37	1.9	0.6	5.5	－	8.5
	H28	51	7.5	6.9	7.0	10.2	12.0	35,700	1.00	0.94	2.2	0.6	5.2	－	9.3
	H29	39	7.4	5.4	10.0	14.7	25.0	25,700	1.86	1.66	4.3	0.8	4.9	－	11.4
	H30	25	7.3	7.4	5.4	10.9	11.0	20,700	0.74	0.33	2.9	0.2	5.9	－	9.9
	R1	41	7.6	8.4	2.6	7.5	10.0	78,000	0.59	0.47	0.8	0.2	3.7	－	4.9
AddRow →															
蜆川（今田橋）	H22	45	7.6	10.0	6.0	8.9	6.2	1,745,300	0.45	0.35	0.1	0.1	4.1	－	6.2
	H23	50	8.3	11.3	4.8	7.3	4.0	277,400	0.44	0.38	0.5	0.1	2.5	－	6.0
	H24	>50	7.7	9.0	6.7	13.1	7.2	29,101,700	0.55	0.38	0.7	0.2	5.0	－	6.8
	H25	50	8.1	10.1	12.0	13.0	2.0	67,000	0.65	<0.1	0.2	<0.1	2.4	－	5.9
	H26	48	7.8	9.6	4.5	6.1	7.3	38,200	0.69	0.41	0.3	< 0.05	2.8	－	4.8
	H27	68	7.7	10.0	4.4	7.9	8.0	294,800	0.60	0.55	0.4	0.1	6.3	－	7.8
	H28	78	7.5	8.8	6.0	8.0	7.0	114,000	0.63	0.55	0.7	0.1	5.9	－	8.7
	H29	91	7.3	9.9	7.0	9.3	6.0	388,900	0.79	0.64	0.3	0.2	6.6	－	7.8
	H30	48	7.9	8.6	5.3	10.6	6.0	2,686,400	0.50	0.11	0.2	0.0	5.1	－	7.5
	R1	43	7.8	9.9	18.0	11.0	7.0	860,000	0.94	0.76	0.9	0.5	5.9	－	7.6
AddRow →															
汐川（中田橋）	H22	30	7.3	8.7	3.2	11.2	44.8	40,300	0.59	0.47	2.6	0.8	8.1	－	13.4
	H23	40	7.2	9.1	5.9	7.9	13.0	2,400	0.47	0.40	3.4	0.2	3.7	－	10.9
	H24	42	7.2	8.2	4.3	6.9	8.0	243,300	0.60	0.47	2.0	0.4	11.4	－	15.0
	H25	50	7.2	8.3	3.3	11.0	6.0	8,400	0.74	0.14	1.5	1.8	9.4	－	18.0
	H26	50	7.1	7.8	5.0	7.3	6.8	1,500	0.54	0.14	1.2	0.4	8.4	－	11.2
	H27	46	7.4	7.6	4.9	7.5	8.0	36,600	0.71	0.69	2.8	1.0	8.1	－	13.0
	H28	41	7.3	7.0	11.0	7.9	14.0	73,800	1.05	0.96	3.4	1.4	7.6	－	15.0
	H29	67	7.3	7.3	5.9	8.9	7.0	6,200	1.35	1.12	2.3	1.8	11.2	－	16.0
	H30	40	7.2	7.4	3.1	8.5	24.0	29,900	0.96	0.43	2.6	0.8	9.2	－	18.5
	R1	41	7.4	7.9	5.4	8.1	9.0	50,000	1.60	1.45	2.0	0.5	10.4	－	14.0
AddRow →															
七曲川(大久保ﾓｰﾀｰｽ)	H22	42	7.4	5.4	16.0	10.0	7.2	1,883,000	0.47	0.31	1.4	0.1	0.4	－	5.9
	H23	>50	7.8	10.2	5.3	6.9	4.5	11,700	0.22	0.20	1.4	0.1	0.4	－	2.3
	H24	>50	7.7	8.8	4.8	5.8	6.0	168,700	0.20	0.12	0.9	0.1	0.5	－	1.8
	H25	49	7.7	8.4	9.3	9.6	10.0	11,700	0.30	<0.1	0.7	0.4	0.4	－	5.2
	H26	50	7.5	4.9	5.4	5.4	5.5	7,300	0.29	0.14	0.4	< 0.05	1.1	－	2.2
	H27	64	8.4	13.3	6.5	8.1	21.0	45,200	0.19	0.17	1.5	0.2	0.3	－	2.2
	H28	79	7.8	8.3	8.4	6.8	8.0	48,200	0.30	0.26	2.0	0.1	0.4	－	2.9
	H29	81	7.5	7.1	5.3	7.2	6.0	65,500	0.30	0.17	1.4	0.0	0.4	－	2.4
	H30	48	7.4	8.5	3.6	7.4	23.0	37,900	0.65	0.24	1.0	0.1	3.8	－	6.7
	R1	49	7.7	8.9	4.8	5.3	4.5	120,000	0.22	0.10	0.8	0.1	0.4	－	1.6
AddRow →															
武助川(新清谷交差点)	H22	38	7.4	7.5	8.5	12.4	6.5	139,500	2.05	1.80	4.1	0.7	8.7	－	19.0
	H23	>50	7.4	8.1	5.1	11.5	2.3	38,800	2.79	2.63	5.6	0.3	5.8	－	17.5
	H24	>50	7.4	7.9	4.0	9.2	1.3	304,800	3.35	3.30	7.1	1.2	14.0	－	22.5
	H25	50	7.1	9.0	0.6	3.2	<1	11,000	0.17	<0.1	0.2	<0.1	6.9	－	11.0
	H26	50	7.5	9.0	< 0.5	2.3	1.8	4,000	0.09	0.02	0.1	< 0.05	3.1	－	4.2
	H27	100	7.6	9.7	1.1	2.0	2.0	8,600	0.13	0.11	0.2	0.1	5.3	－	5.7
	H28	100	7.4	9.5	1.6	2.3	1.0	16,600	0.13	0.12	0.2	0.1	3.6	－	5.0
	H29	100	7.3	8.1	1.9	6.0	3.0	19,600	2.37	1.61	4.1	1.0	11.3	－	20.2
	H30	50	7.2	9.3	0.6	2.5	2.0	21,000	0.12	<0.1	0.1	0.0	5.5	－	6.6
	R1	>50	7.3	7.9	3.6	6.8	2.0	260,000	1.28	1.17	1.9	0.2	18.0	－	21.5
AddRow →															
青津川（沖田橋）	H22	30	7.4	9.4	9.5	12.9	11.0	172,800	3.10	2.80	5.5	1.0	9.1	－	20.5
	H23	32	7.3	8.0	13.0	19.1	10.3	6,500	2.15	1.80	15.0	0.5	1.9	－	21.0
	H24	12	7.3	6.4	11.0	17.1	33.5	157,300	4.10	3.60	16.5	0.4	5.2	－	25.0
	H25	19	7.2	6.5	16.0	19.0	18.0	20,000	3.60	2.20	5.9	3.1	7.4	－	21.0
	H26	26	7.4	8.0	6.2	10.1	37.0	8,100	2.25	1.48	1.7	0.5	3.8	－	6.6
	H27	28	7.6	8.4	6.8	9.4	29.0	8,300	2.35	2.25	4.1	1.7	8.7	－	16.0
	H28	33	7.4	8.2	7.5	9.6	16.0	11,700	4.50	3.90	2.5	0.4	4.4	－	10.5
	H29	26	7.2	7.7	7.7	10.5	21.0	17,300	1.65	1.50	3.1	0.6	10.0	－	15.0
	H30	15	7.3	7.9	7.7	11.4	85.0	614,100	3.20	1.90	0.5	0.2	5.6	－	9.7
	R1	34	7.3	7.7	2.9	10.0	17.3	280,000	3.20	3.00	1.4	0.3	6.4	－	9.1
AddRow →															
蓼川（広野橋）	H22	45	7.9	10.6	2.0	6.0	4.0	62,700	0.90	0.76	1.8	0.1	1.5	－	5.5
	H23	>50	7.6	12.2	4.5	8.2	1.8	2,100	2.50	2.20	4.0	0.2	1.8	－	9.4
	H24	43	7.6	7.9	6.5	12.3	5.5	126,000	3.05	2.80	8.3	0.7	2.9	－	13.0
	H25	47	7.9	11.2	3.4	14.0	2.0	12,000	2.20	1.30	7.8	4.1	7.8	－	24.0
	H26	46	8.5	11.5	8.2	14.4	5.8	2,700	2.25	1.01	6.6	0.1	7.3	－	18.8
	H27	93	8.1	12.1	6.0	8.0	5.0	35,800	2.25	2.20	10.1	0.8	5.4	－	16.7
	H28	46	7.5	6.3	16.0	20.2	15.0	54,000	2.95	2.70	13.0	0.4	4.7	－	21.0
	H29	64	7.3	8.6	8.3	18.8	7.0	51,000	6.10	4.55	9.0	5.7	9.8	－	29.5
	H30	50	7.7	12.3	1.2	6.2	5.0	12,300	2.20	1.40	0.1	0.0	15.0	－	17.0
	R1	43	8.0	13.5	1.6	8.4	3.5	110,000	1.90	1.80	0.2	0.0	7.6	－	9.1
AddRow →															

測定点	年度	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/ℓ)	リン酸イオン (mg/ℓ)	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/ℓ)	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	ｹﾙﾀﾞｰﾙ窒素 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
越水川(長塚橋)	H22	10	7.2	6.5	16.0	15.9	55.2	126,400	1.85	1.33	6.1	0.7	1.8	－	15.5
	H23	24	7.2	7.3	20.0	16.7	31.2	15,100	3.48	3.28	21.5	0.1	1.0	－	26.5
	H24	11	7.4	7.7	16.0	12.3	78.8	218,000	2.63	1.93	12.1	0.5	2.3	－	16.3
	H25	28	6.8	8.7	5.9	18.0	16.0	14,000	3.50	2.00	4.0	0.9	3.5	－	13.0
	H26	16	7.0	7.7	7.1	14.4	32.8	14,500	3.30	2.50	3.4	0.2	5.0	－	15.9
	H27	21	7.1	8.1	5.9	9.7	29.0	15,800	2.90	2.83	2.5	0.5	4.8	－	8.6
	H28	18	7.1	6.8	9.5	11.1	23.0	30,000	2.63	2.40	2.4	0.6	3.9	－	9.2
	H29	25	7.1	6.5	9.9	16.5	23.0	176,500	4.13	3.70	9.5	0.5	4.6	－	17.9
	H30	11	6.9	7.6	14.0	25.3	53.0	35,800	3.85	2.30	9.5	0.3	3.8	－	16.8
	R1	15	7.2	7.2	10.0	15.3	37.0	110,000	4.20	3.65	16.3	0.6	2.6	－	21.3
AddRow →															
保井川(市道下)	H22	18	7.6	7.7	13.0	61.9	139.3	279,500	6.85	4.15	9.9	2.5	0.7	－	34.5
	H23	29	8.0	6.1	38.0	53.8	25.0	9,200	2.07	1.69	21.8	0.2	0.7	－	29.0
	H24	12	8.2	4.0	53.0	69.0	35.0	347,000	3.70	2.30	43.5	1.0	6.0	－	55.0
	H25	37	7.6	8.1	15.0	39.0	19.0	17,000	7.70	5.90	0.2	<0.1	21.0	－	28.0
	H26	50	7.7	8.7	6.2	11.0	5.0	4,900	2.10	1.70	0.3	< 0.05	8.0	－	10.9
	H27	84	7.7	7.6	6.2	21.1	6.0	35,200	9.15	9.10	24.9	2.6	28.6	－	59.0
	H28	79	7.6	7.9	4.1	20.2	8.0	38,500	2.27	1.86	11.6	1.6	5.2	－	24.8
	H29	91	7.4	9.8	14.0	20.8	3.0	23,300	4.50	4.00	18.0	14.3	25.0	－	62.5
	H30	44	7.5	9.0	1.9	15.3	2.0	9,700	5.80	4.20	21.5	2.0	58.0	－	87.0
	R1	>50	7.9	8.4	3.8	19.5	2.0	120,000	3.60	3.40	5.8	0.4	17.2	－	27.0
AddRow →															
背戸田川(柴山池入口)	H22	28	7.6	9.8	8.4	16.2	18.8	407,700	2.45	2.20	0.3	2.9	32.5	－	38.5
	H23	33	7.6	9.2	12.0	16.8	18.5	42,000	2.50	2.25	0.5	1.9	10.7	－	31.5
	H24	28	7.6	8.6	12.0	13.6	22.0	191,500	2.85	2.35	3.5	2.5	20.5	－	29.0
	H25	36	7.4	7.4	5.2	17.0	10.0	11,000	3.30	2.10	1.9	5.5	21.0	－	31.0
	H26	38	7.5	7.6	7.6	11.6	15.5	11,400	2.65	1.35	2.7	4.0	19.5	－	29.0
	H27	27	7.9	10.2	5.0	6.9	29.0	14,400	0.61	0.44	0.3	0.6	35.5	－	38.0
	H28	69	7.9	11.1	2.5	6.4	11.0	46,300	0.27	0.25	0.1	0.1	32.0	－	37.0
	H29	51	7.7	9.7	4.9	6.5	14.0	11,600	0.22	0.19	0.1	0.1	30.5	－	32.0
	H30	48	7.9	10.5	1.5	7.1	11.0	16,400	0.40	0.11	0.2	0.1	34.0	－	37.0
	R1	47	7.9	10.4	1.5	4.6	8.0	110,000	0.17	0.13	0.5	0.2	34.0	－	36.5
AddRow →															
五十鈴川(浜田橋)	H22	35	7.5	8.8	2.7	9.7	10.5	34,800	0.70	0.45	2.7	0.4	3.1	－	8.7
	H23	37	7.5	7.7	18.0	10.9	10.8	5,100	0.47	0.37	3.7	0.1	1.5	－	6.8
	H24	44	7.5	8.3	4.3	7.1	11.8	113,400	0.37	0.30	1.0	0.2	4.8	－	6.2
	H25	35	7.4	6.8	5.3	13.0	13.0	7,900	1.40	<0.1	1.4	0.1	5.2	－	9.4
	H26	44	7.6	7.7	3.7	7.3	9.0	1,800	0.56	0.08	< 0.05	< 0.05	2.6	－	3.8
	H27	45	7.7	8.9	4.3	6.2	16.0	5,400	0.51	0.50	0.7	0.1	2.2	－	3.3
	H28	69	7.5	7.9	4.3	5.0	8.0	13,400	0.42	0.34	0.5	0.1	2.6	－	4.2
	H29	77	7.3	6.9	6.3	9.5	7.0	29,400	2.30	2.00	0.9	0.2	5.4	－	8.5
	H30	47	7.2	7.3	8.6	8.1	13.0	13,400	1.40	0.75	2.1	0.4	10.0	－	14.8
	R1	44	7.5	6.9	6.4	9.8	9.8	210,000	3.15	2.70	3.2	0.3	7.1	－	11.5
AddRow →															
野添川(東野添橋)	H22	30	7.3	7.6	3.8	9.5	13.0	95,000	1.30	1.10	0.4	0.5	6.1	－	11.2
	H23	34	7.1	7.8	5.9	18.0	22.8	4,700	1.86	1.45	4.9	0.1	0.4	－	9.9
	H24	34	7.3	6.5	13.0	11.3	11.8	117,000	1.18	0.93	2.3	0.3	11.2	－	15.0
	H25	25	7.2	3.7	20.0	25.0	16.0	43,000	2.70	1.70	6.4	3.2	7.7	－	18.0
	H26	37	7.3	5.1	8.1	13.7	16.5	34,000	1.00	0.68	2.3	1.7	5.9	－	11.5
	H27	35	7.5	6.6	9.2	8.7	12.0	29,000	1.40	1.34	4.1	0.4	8.3	－	14.0
	H28	35	7.3	6.2	11.0	14.9	25.0	34,800	2.01	1.65	4.5	0.1	5.2	－	11.3
	H29	70	7.2	7.7	4.0	8.0	8.0	30,000	1.40	1.20	2.9	0.3	10.2	－	15.0
	H30	30	7.2	7.4	11.0	10.4	11.0	65,600	1.65	0.96	1.8	0.1	11.0	－	14.0
	R1	47	7.4	9.1	2.9	6.0	7.5	72,000	0.40	0.31	0.4	0.1	14.0	－	15.5
AddRow →															
池尻川(西茂川橋)	H22	18	7.2	7.0	8.6	21.0	28.3	123,000	2.23	1.55	6.7	1.0	5.8	－	23.5
	H23	24	7.1	5.6	29.0	30.8	21.3	34,300	2.50	2.05	8.7	0.1	0.3	－	13.5
	H24	28	7.5	3.5	26.0	28.3	17.5	1,072,300	3.10	1.95	14.0	2.8	6.6	－	26.0
	H25	16	7.3	2.7	35.0	35.0	32.0	33,000	4.20	2.80	17.8	<0.1	1.1	－	29.0
	H26	35	7.3	5.4	13.0	13.5	14.8	20,500	2.50	1.75	9.3	< 0.05	1.6	－	18.0
	H27	31	7.6	7.5	11.0	14.5	15.0	6,400	1.80	1.70	6.3	1.4	11.5	－	22.0
	H28	30	7.4	4.4	11.0	23.0	21.0	150,200	2.90	2.50	6.5	0.8	4.7	－	16.5
	H29	43	7.2	7.4	9.8	17.3	12.0	59,500	2.55	1.85	14.7	0.6	12.5	－	31.5
	H30	32	7.2	9.3	4.9	18.0	17.0	13,800	1.70	0.77	4.8	0.9	15.0	－	27.0
	R1	33	7.4	7.1	19.0	18.5	17.0	220,000	1.70	1.27	8.2	1.1	13.0	－	25.0
AddRow →															
堺川(堺川下流)	H22	28	7.4	3.2	24.0	64.0	115.0	1,600,300	9.55	6.05	33.0	1.1	1.4	－	48.0
	H23	34	7.5	4.0	30.0	50.3	16.8	685,300	6.85	5.75	64.0	0.1	0.1	－	78.5
	H24	32	7.6	2.6	56.0	42.8	13.0	1,822,500	7.65	7.15	57.5	1.5	3.6	－	65.0
	H25	30	7.3	3.5	15.0	36.0	11.0	84,000	5.80	4.50	20.1	0.9	4.7	－	33.0
	H26	33	7.3	3.8	7.6	13.3	11.3	34,500	2.90	2.30	7.5	0.8	4.4	－	15.6
	H27	54	7.5	4.5	44.0	23.0	7.0	450,100	3.15	3.05	19.7	1.4	6.7	－	36.5
	H28	52	7.4	3.8	5.8	28.4	10.0	331,800	1.60	1.50	16.5	0.2	6.8	－	26.5
	H29	24	7.3	0.8	63.0	63.0	43.0	723,300	13.00	10.10	52.5	0.0	0.0	－	87.5
	H30	31	7.1	4.2	17.0	28.5	14.0	180,400	6.90	4.80	46.5	0.1	0.9	－	56.5
	R1	14	7.5	2.7	33.0	45.5	50.3	1,800,000	6.50	4.20	45.5	0.2	1.7	－	50.5
AddRow →															
どんど川(前田橋)	H22	>50	7.0	10.5	0.7	4.8	1.5	23,800	0.85	0.77	0.9	0.4	10.7	－	14.0
	H23	>50	7.0	9.6	1.5	4.2	1.0	11,900	0.38	0.37	0.4	0.1	4.8	－	12.0
	H24	>50	7.0	9.1	2.4	3.5	2.0	43,300	0.36	0.36	0.7	1.1	14.0	－	16.5
	H25	50	7.1	10.3	0.9	6.5	2.0	6,600	0.70	<0.1	1.6	1.3	14.0	－	18.0
	H26	50	7.2	8.5	3.2	5.8	1.8	3,800	0.98	0.18	0.7	0.6	11.9	－	17.0
	H27	100	7.2	9.7	1.6	2.4	1.0	117,300	0.17	0.16	0.4	0.2	13.0	－	14.5
	H28	100	7.1	9.9	1.8	3.0	2.0	53,900	0.24	0.23	0.1	0.1	10.2	－	12.5
	H29	90	7.1	11.0	3.5	4.8	1.0	16,800	0.45	0.40	0.3	0.3	8.6	－	11.9
	H30	46	6.9	10.1	1.0	4.2	6.0	27,900	0.24	<0.1	0.2	0.1	11.0	－	13.7
	R1	>50	7.3	10.3	2.0	3.1	2.0	86,000	0.42	0.36	0.2	0.1	11.0	－	12.0
AddRow →															
今堀川(山崎橋)	H22	43	7.0	9.6	2.0	4.9	6.0	51,200	0.26	0.20	0.2	0.1	13.2	－	14.5
	H23	>50	7.0	11.5	1.5	4.0	1.5	1,100	0.35	0.33	0.7	0.1	6.8	－	14.5
	H24	>50	6.9	8.8	1.1	4.7	1.5	96,000	0.65	0.60	1.1	0.2	17.5	－	19.0
	H25	38	7.1	11.8	2.2	9.9	50.0	1,800	0.63	<0.1	0.6	<0.1	15.0	－	20.0
	H26	50	7.3	10.0	1.0	4.6	< 1	700	0.50	0.05	0.2	0.1	9.9	－	15.5
	H27	100	7.2	9.1	1.1	3.1	2.0	3,500	0.28	0.26	0.5	0.1	17.5	－	19.5
	H28	100	6.7	7.8	0.9	2.9	2.0	43,900	0.41	0.39	0.2	0.1	11.9	－	14.5
	H29	100	6.8	9.9	2.8	4.2	2.0	21,400	0.46	0.41	0.2	0.2	18.5	－	19.5
	H30	48	6.6	7.7	0.8	4.4	5.0	9,400	0.41	0.15	0.5	0.1	16.0	－	19.5
	R1	>50	7.5	12.5	1.6	3.6	1.5	460,000	0.25	0.23	0.2	0.1	17.0	－	17.5
AddRow →															
入江川(折立橋)	H22	47	9.9	18.8	9.3	10.5	4.5	15,300	2.50	2.35	0.3	0.9	8.9	－	12.5
	H23	41	9.7	17.0	2.8	7.5	3.3	4,000	0.29	0.25	0.1	0.1	2.1	－	4.4
	H24	49	9.8	17.2	5.9	10.5	2.0	15,400	0.78	0.55	0.0	0.2	10.5	－	11.3
	H25	36	8.8	12.6	10.0	22.0	7.0	500	1.10	<0.1	0.6	<0.1	7.8	－	12.0
	H26	48	9.3	15.3	2.7	7.4	2.8	500	0.68	0.11	0.7	< 0.05	8.0	－	10.9
	H27	88	9.3	16.0	5.6	6.2	3.0	5,300	0.70	0.68	0.2	0.3	6.6	－	7.6
	H28	81	8.9	14.0	2.5	4.8	9.0	11,600	0.27	0.22	0.2	0.1	2.9	－	4.3
	H29	94	9.5	14.3	6.2	11.0	4.0	27,100	1.25	1.06	0.1	0.5	9.3	－	10.5
	H30	50	9.3	14.2	1.9	9.9	9.0	1,000	0.78	0.38	0.3	0.1	5.4	－	7.9
	R1	48	10.0	18.0	2.0	9.4	2.8	14,000	0.84	0.64	0.3	0.3	5.1	－	6.3
AddRow →															
免々田川(常堰橋)	H22	44	7.2	7.5	5.1	8.1	7.7	74,700	0.46	0.30	0.6	0.3	3.6	－	7.0
	H23	46	7.0	6.7	11.0	7.0	8.8	21,400	0.44	0.33	1.5	0.1	1.8	－	6.8
	H24	41	7.1	6.5	3.9	5.4	13.8	290,700	0.35	0.26	1.1	0.1	4.4	－	6.1
	H25	47	7.0	6.5	3.9	7.8	5.0	30,000	0.63	<0.1	1.7	<0.1	4.2	－	8.3
	H26	46	7.2	5.8	5.2	5.6	11.2	12,200	0.45	0.32	0.8	< 0.05	4.0	－	7.4
	H27	73	7.2	6.4	5.5	5.2	14.0	1,330,100	0.52	0.41	1.2	0.2	5.3	－	7.8
	H28	84	7.1	7.2	2.2	4.9	6.0	13,900	0.20	0.19	0.5	0.1	4.7	－	6.4
	H29	89	7.0	6.8	5.1	5.7	11.0	388,900	0.35	0.29	0.2	0.1	4.6	－	5.3
	H30	50	7.1	7.5	1.6	5.7	4.0	16,900	0.36	<0.1	0.4	0.0	4.8	－	8.2
	R1	48	7.4	7.3	4.0	5.1	5.7	38,000	0.40	0.32	0.9	0.0	4.5	－	5.8
AddRow →															

測定点	年度	透視度 (cm)	pH	DO (mg/ℓ)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/ℓ)	リン酸イオン (mg/ℓ)	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/ℓ)	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	ｹﾙﾀﾞｰﾙ窒素 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)
後田川（後田橋）	H22	19	7.7	6.1	37.0	443.8	156.8	4,285,000	14.10	8.55	36.7	1.5	0.5	－	67.0
	H23	27	7.2	1.8	240.0	109.5	83.5	1,091,500	4.99	3.77	19.9	0.1	0.1	－	33.9
	H24	23	7.4	1.4	120.0	163.0	103.5	5,180,500	6.30	4.00	20.0	0.7	1.1	－	32.5
	H25	18	7.2	4.7	250.0	110.0	41.0	53,000,000	4.70	3.10	34.6	<0.1	3.1	－	44.0
	H26	7	7.8	2.3	240.0	104.3	152.8	1,412,300	13.45	9.70	69.0	< 0.05	< 0.05	－	78.5
	H27	15	7.4	2.6	27.0	82.0	120.0	212,800	7.15	7.10	11.4	4.5	0.6	－	26.0
	H28	38	7.4	5.8	13.0	18.2	33.0	102,800	1.65	1.50	3.0	1.4	3.2	－	9.9
	H29	34	6.1	1.6	23.0	178.5	67.0	1,453,500	12.10	5.75	8.2	0.0	0.0	－	10.8
	H30	24	6.4	6.4	380.0	200.0	142.0	40,083,500	9.70	3.30	18.0	0.0	<0.1	－	46.0
	R1	12	7.7	3.1	180.0	150.0	200.0	7,600,000	22.00	14.50	34.4	0.7	0.3	－	64.5
AddRow →															
天白川（長倉橋）	H22	33	7.1	8.9	2.1	7.4	22.5	431,500	0.22	0.13	0.1	0.1	16.3	－	20.6
	H23	37	7.0	8.8	2.5	6.6	20.3	2,500	0.21	0.12	0.3	0.1	5.6	－	16.8
	H24	30	7.0	8.1	1.6	5.9	23.8	59,800	0.20	0.08	0.1	0.1	22.0	－	23.0
	H25	38	7.0	8.0	2.1	7.5	15.0	7,500	0.20	<0.1	0.5	<0.1	11.0	－	20.0
	H26	29	7.4	7.9	1.9	6.0	25.3	8,700	0.18	0.08	0.5	0.1	13.5	－	17.9
	H27	36	7.2	7.4	2.1	6.0	26.0	8,400	0.21	0.17	0.7	0.4	16.7	－	20.2
	H28	51	7.2	7.1	1.8	4.9	21.0	19,800	0.22	0.19	0.3	0.1	15.3	－	18.3
	H29	25	7.1	6.2	5.4	7.8	26.0	71,700	0.24	0.15	0.2	0.1	14.4	－	16.8
	H30	23	7.0	7.7	1.9	8.7	33.0	39,500	0.31	<0.1	0.2	0.0	15.0	－	21.7
	R1	31	7.4	7.4	1.4	5.8	22.8	160,000	0.22	0.11	0.3	0.1	10.3	－	11.9
AddRow →															
新堀川（新堀橋）	H22	38	8.6	13.6	1.8	11.0	6.3	316,100	1.01	0.89	0.8	0.7	7.2	－	10.7
	H23	>50	8.3	12.6	1.8	8.2	2.5	3,600	0.38	0.36	0.1	0.1	4.3	－	5.4
	H24	>50	7.3	7.3	4.4	7.7	3.0	126,500	0.79	0.66	1.5	0.3	15.3	－	17.5
	H25	45	7.2	9.9	2.5	9.4	7.0	2,100	0.49	<0.1	2.9	0.4	10.0	－	15.0
	H26	46	8.2	8.0	2.3	8.4	7.0	1,600	0.36	0.02	< 0.05	0.1	1.5	－	2.4
	H27	55	7.6	5.6	5.7	8.4	16.0	2,600	1.37	1.25	5.7	0.6	5.2	－	12.5
	H28	62	7.5	7.6	5.7	8.3	19.0	34,000	0.83	0.81	1.7	0.2	7.9	－	12.9
	H29	74	7.4	7.2	6.2	9.9	4.0	13,600	1.85	1.55	4.6	0.7	8.6	－	16.0
	H30	36	7.1	7.1	3.8	11.4	11.0	35,900	2.50	0.70	3.9	0.1	5.7	－	17.5
	R1	48	8.7	12.7	3.3	8.9	3.5	22,000	1.95	1.75	7.1	0.2	2.6	－	10.4
AddRow →															
奥川（大坂橋）	H22	>50	8.0	10.1	1.7	4.9	3.3	26,100	0.04	0.03	0.2	0.1	1.2	－	2.6
	H23	>50	7.7	10.1	2.1	4.0	1.0	7,000	0.01	0.00	0.4	0.1	0.2	－	2.0
	H24	>50	7.6	9.5	2.1	5.8	2.3	66,200	0.04	0.02	0.4	0.0	1.2	－	1.9
	H25	49	7.7	9.9	2.4	8.0	7.0	8,900	0.09	<0.1	2.4	0.3	1.7	－	5.9
	H26	50	8.0	8.6	3.5	6.8	2.8	4,100	0.08	0.02	0.4	< 0.05	1.0	－	2.4
	H27	78	7.8	8.4	7.2	7.5	7.0	11,700	0.08	0.06	3.1	0.1	3.4	－	7.5
	H28	88	7.7	8.5	5.6	5.2	7.0	19,900	0,006	0.05	1.8	0.1	1.4	－	4.4
	H29	94	7.6	9.1	4.9	6.9	5.0	8,700	0.06	0.03	0.7	0.3	1.5	－	3.2
	H30	50	7.3	8.5	2.2	6.6	5.0	2,800	0.20	<0.1	0.2	0.6	1.6	－	3.9
	R1	>50	7.8	8.7	4.1	5.7	6.8	49,000	0.06	0.04	0.6	0.1	1.6	－	2.2
AddRow →															

河川水質の経年変化 （ H22年度 ～ R1年度 ）

— BOD(75%値)　■ 全窒素(平均値)　■ 全リン(平均値)

1　汐川(船倉橋)

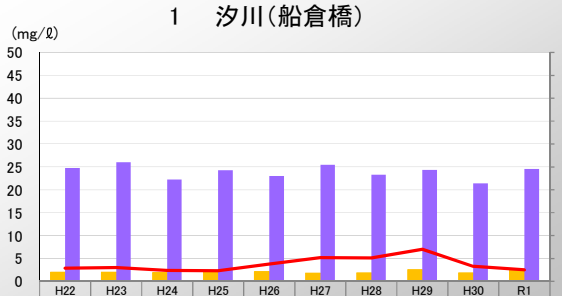

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.79	0.81	0.77	0.85	0.83	0.73	0.74	1.01	0.74	0.96
全窒素	9.90	10.40	8.90	9.70	9.23	10.20	9.33	9.75	8.58	9.83
BOD	2.9	3.0	2.4	2.3	3.8	5.2	5.1	7.0	3.3	2.5

清谷川(一本橋)

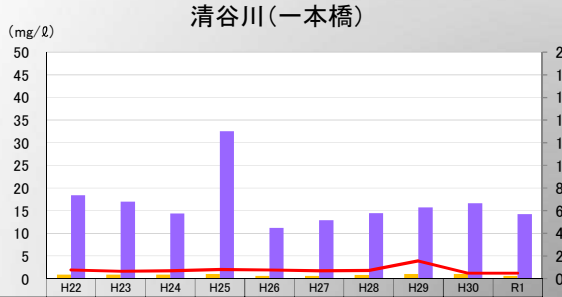

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.34	0.34	0.37	0.42	0.25	0.25	0.32	0.39	0.40	0.24
全窒素	7.38	6.80	5.75	13.00	4.48	5.15	5.78	6.30	6.65	5.70
BOD	1.9	1.6	1.7	2.0	1.9	1.7	1.8	3.9	1.2	1.2

今池川(宮川橋)

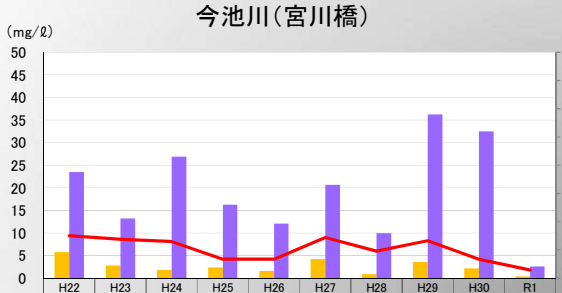

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	4.65	2.26	1.45	1.90	1.25	3.42	0.72	2.85	1.75	0.33
全窒素	18.80	10.60	21.50	13.00	9.70	16.50	7.95	29.00	26.00	2.10
BOD	9.4	8.6	8.1	4.2	4.2	9.0	6.0	8.3	4.2	1.8

今池川(坂下橋)

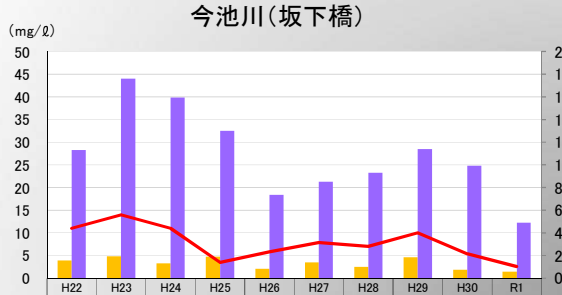

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	1.57	1.93	1.30	1.90	0.82	1.39	1.00	1.86	0.74	0.59
全窒素	11.30	17.60	15.95	13.00	7.35	8.50	9.30	11.40	9.93	4.90
BOD	11.0	14.0	11.0	3.5	5.8	7.9	7.0	10.0	5.4	2.6

蜆川(今田橋)

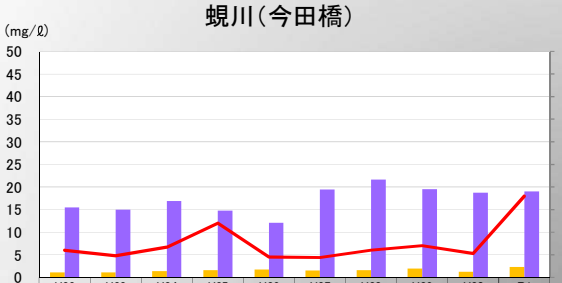

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.45	0.44	0.55	0.65	0.69	0.60	0.63	0.79	0.50	0.94
全窒素	6.20	6.00	6.75	5.90	4.83	7.78	8.65	7.80	7.50	7.60
BOD	6.0	4.8	6.7	12.0	4.5	4.4	6.0	7.0	5.3	18.0

汐川(中田橋)

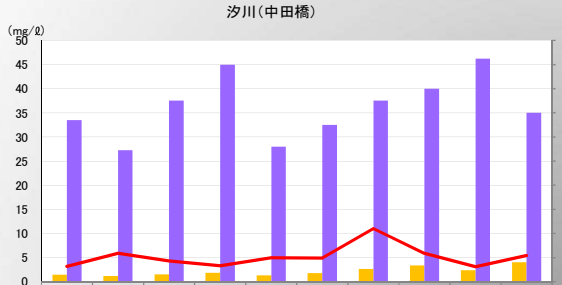

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.59	0.47	0.60	0.74	0.54	0.71	1.05	1.35	0.96	1.60
全窒素	13.40	10.90	15.00	18.00	11.20	13.00	15.00	16.00	18.50	14.00
BOD	3.2	5.9	4.3	3.3	5.0	4.9	11.0	5.9	3.1	5.4

七曲川(大久保モータース)

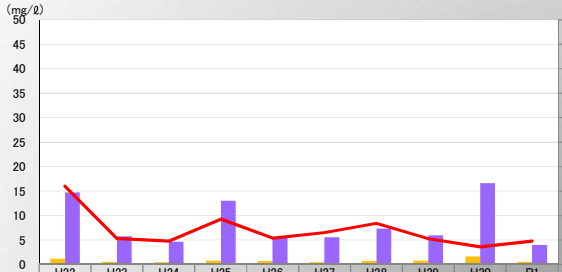

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.47	0.22	0.20	0.30	0.29	0.19	0.30	0.30	0.65	0.22
全窒素	5.90	2.30	1.85	5.20	2.23	2.22	2.93	2.38	6.65	1.60
BOD	16.0	5.3	4.8	9.3	5.4	6.5	8.4	5.3	3.6	4.8

武助川(新清谷交差点)

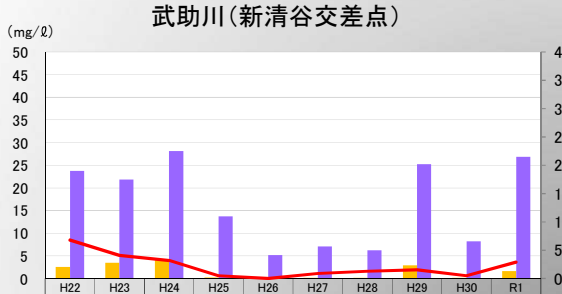

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	2.05	2.79	3.35	0.17	0.09	0.13	0.13	2.37	0.12	1.28
全窒素	19.00	17.50	22.50	11.00	4.15	5.65	5.00	20.15	6.60	21.50
BOD	8.5	5.1	4.0	0.6	0.0	1.1	1.6	1.9	0.6	3.6

青津川(沖田橋)

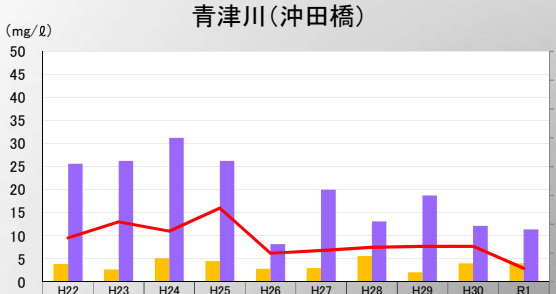

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	3.10	2.15	4.10	3.60	2.25	2.35	4.50	1.65	3.20	3.20
全窒素	20.50	21.00	25.00	21.00	6.55	16.00	10.50	15.00	9.70	9.10
BOD	9.5	13.0	11.0	16.0	6.2	6.8	7.5	7.7	7.7	2.9

蓼川(広野橋)

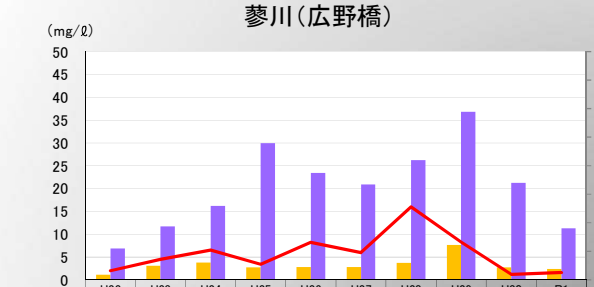

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.90	2.50	3.05	2.20	2.25	2.25	2.95	6.10	2.20	1.90
全窒素	5.50	9.40	13.00	24.00	18.75	16.70	21.00	29.45	17.00	9.05
BOD	2.0	4.5	6.5	3.4	8.2	6.0	16.0	8.3	1.2	1.6

越水川(長塚橋)

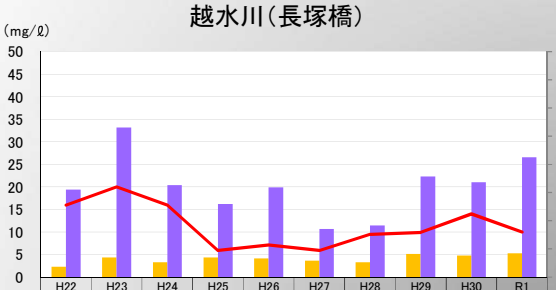

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	1.85	3.48	2.63	3.50	3.30	2.90	2.63	4.13	3.85	4.20
全窒素	15.50	26.50	16.30	13.00	15.90	8.55	9.18	17.85	16.83	21.25
BOD	16.0	20.0	16.0	5.9	7.1	5.9	9.5	9.9	14.0	10.0

保井川(市道下(町道下))

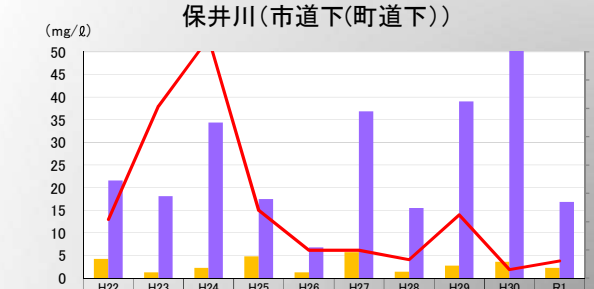

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	6.85	2.07	3.70	7.70	2.10	9.15	2.27	4.50	5.80	3.60
全窒素	34.50	29.00	55.00	28.00	10.90	58.95	24.75	62.50	87.00	27.00
BOD	13.0	38.0	53.0	15.0	6.2	6.2	4.1	14.0	1.9	3.8

背戸田川(柴山池入口)

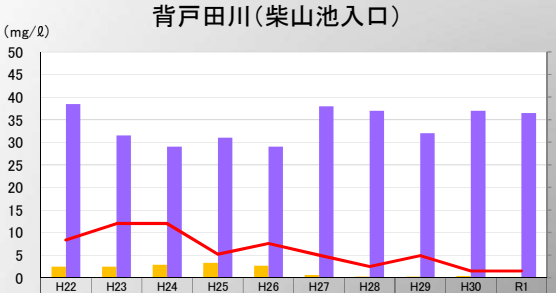

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	2.45	2.50	2.85	3.30	2.65	0.61	0.27	0.22	0.40	0.17
全窒素	38.50	31.50	29.00	31.00	29.00	38.00	37.00	32.00	37.00	36.50
BOD	8.4	12.0	12.0	5.2	7.6	5.0	2.5	4.9	1.5	1.5

五十鈴川(浜田橋)

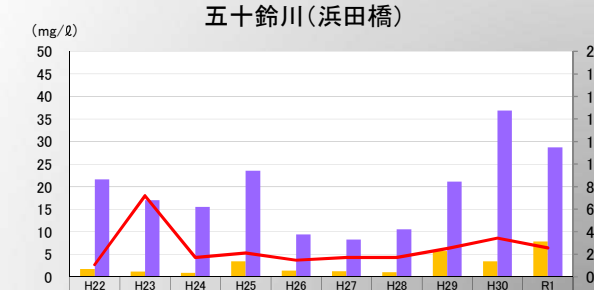

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.70	0.47	0.37	1.40	0.56	0.51	0.42	2.30	1.40	3.15
全窒素	8.65	6.80	6.20	9.40	3.75	3.30	4.20	8.45	14.75	11.50
BOD	2.7	18.0	4.3	5.3	3.7	4.3	4.3	6.3	8.6	6.4

野添川(東野添橋)

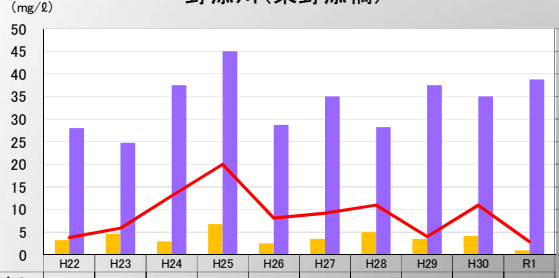

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	1.30	1.86	1.18	2.70	1.00	1.40	2.01	1.40	1.65	0.40
全窒素	11.20	9.90	15.00	18.00	11.50	14.00	11.30	15.00	14.00	15.50
BOD	3.8	5.9	13.0	20.0	8.1	9.2	11.0	4.0	11.0	2.9

池尻川(西茂川橋)

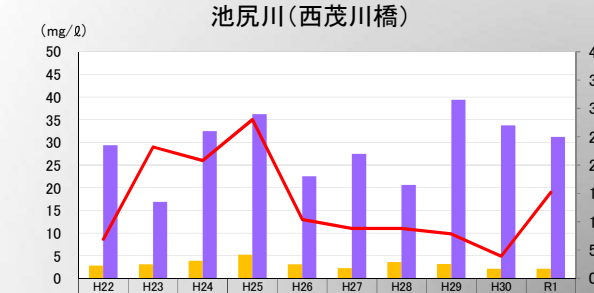

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	2.23	2.50	3.10	4.20	2.50	1.80	2.90	2.55	1.70	1.70
全窒素	23.50	13.50	26.00	29.00	18.00	22.00	16.50	31.50	27.00	25.00
BOD	8.6	29.0	26.0	35.0	13.0	11.0	11.0	9.8	4.9	19.0

堺川（下流）

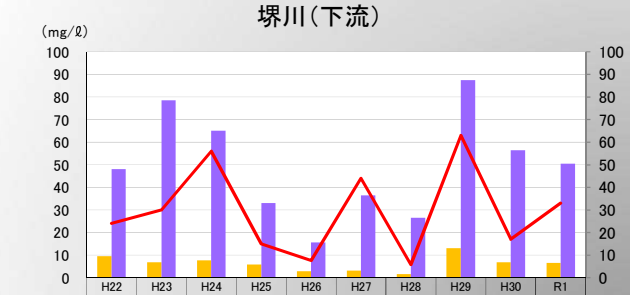

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	9.55	6.85	7.65	5.80	2.90	3.15	1.60	13.00	6.90	6.50
全窒素	48.00	78.50	65.00	33.00	15.55	36.50	26.50	87.50	56.50	50.50
BOD	24.0	30.0	56.0	15.0	7.6	44.0	5.8	63.0	17.0	33.0

どんど川（前田橋）

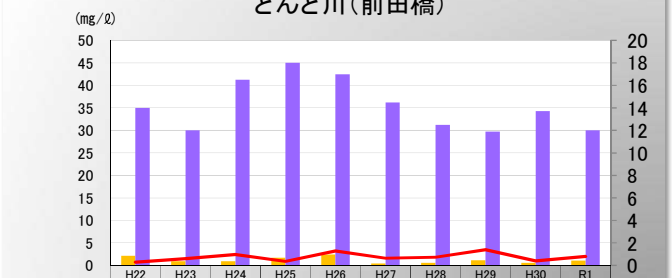

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.85	0.38	0.36	0.70	0.98	0.17	0.24	0.45	0.24	0.42
全窒素	14.00	12.00	16.50	18.00	17.00	14.50	12.50	11.90	13.70	12.00
BOD	0.7	1.5	2.4	0.9	3.2	1.6	1.8	3.5	1.0	2.0

今堀川（山崎橋）

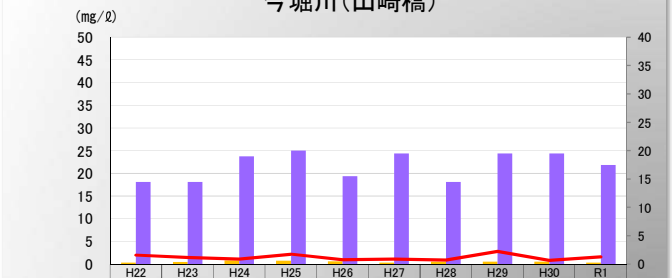

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.26	0.35	0.65	0.63	0.50	0.28	0.41	0.46	0.41	0.25
全窒素	14.50	14.50	19.00	20.00	15.50	19.50	14.50	19.50	19.50	17.50
BOD	2.0	1.5	1.1	2.2	1.0	1.1	0.9	2.8	0.8	1.6

入江川（折立橋）

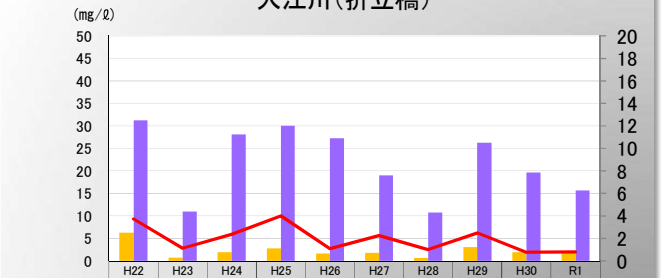

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	2.50	0.29	0.78	1.10	0.68	0.70	0.27	1.25	0.78	0.84
全窒素	12.50	4.40	11.25	12.00	10.90	7.60	4.30	10.50	7.85	6.25
BOD	9.3	2.8	5.9	10.0	2.7	5.6	2.5	6.2	1.9	2.0

免々田川（常堰橋）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.46	0.44	0.35	0.63	0.45	0.52	0.20	0.35	0.36	0.40
全窒素	6.98	6.80	6.05	8.30	7.35	7.83	6.43	5.33	8.23	5.78
BOD	5.1	11.0	3.9	3.9	5.2	5.5	2.2	5.1	1.6	4.0

後田川（後田橋）

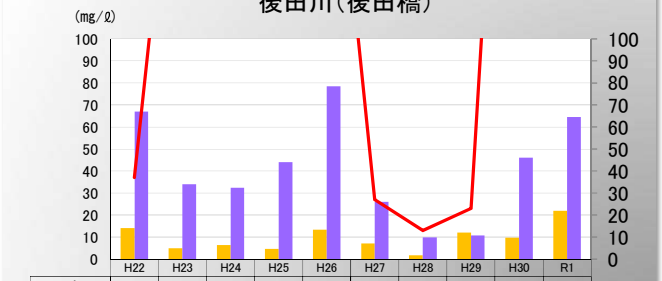

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	14.10	4.99	6.30	4.70	13.45	7.15	1.65	12.10	9.70	22.00
全窒素	67.00	33.90	32.50	44.00	78.50	26.00	9.85	10.75	46.00	64.50
BOD	37.0	240.0	120.0	250.0	240.0	27.0	13.0	23.0	380.0	180.0

天白川（長倉橋）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.22	0.21	0.20	0.20	0.18	0.21	0.22	0.24	0.31	0.22
全窒素	20.63	16.80	23.00	20.00	17.88	20.20	18.25	16.78	21.67	11.90
BOD	2.1	2.5	1.6	2.1	1.9	2.1	1.8	5.4	1.9	1.4

新堀川（新堀橋）

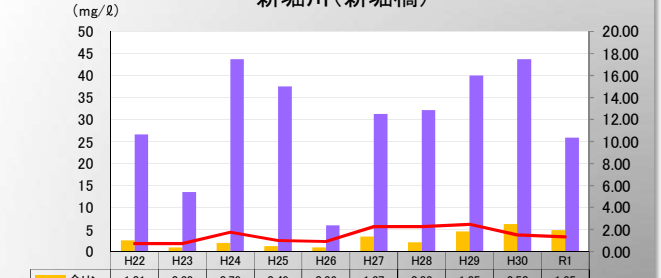

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	1.01	0.38	0.79	0.49	0.36	1.37	0.83	1.85	2.50	1.95
全窒素	10.65	5.40	17.50	15.00	2.40	12.50	12.85	16.00	17.50	10.35
BOD	1.8	1.8	4.4	2.5	2.3	5.7	5.7	6.2	3.8	3.3

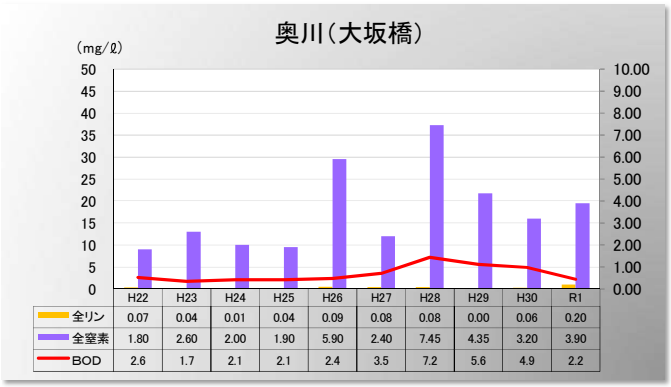

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.07	0.04	0.01	0.04	0.09	0.08	0.08	0.00	0.06	0.20
全窒素	1.80	2.60	2.00	1.90	5.90	2.40	7.45	4.35	3.20	3.90
BOD	2.6	1.7	2.1	2.1	2.4	3.5	7.2	5.6	4.9	2.2

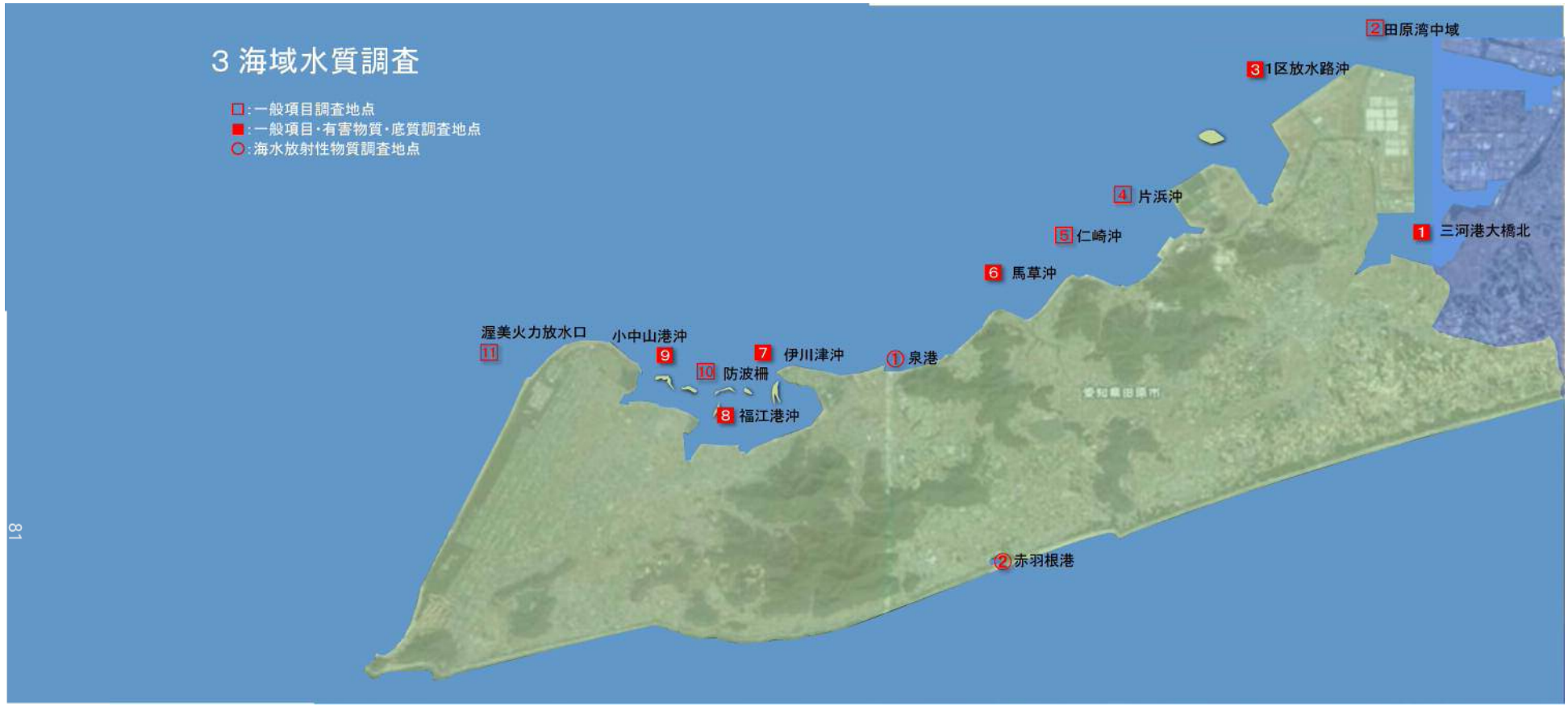
3 海域水質調査
□:一般項目調査地点
■:一般項目・有害物質・底質調査地点
○:海水放射性物質調査地点
2 田原湾中域
3 1区放水路沖
4 片浜沖
5 仁崎沖
1 三河港大橋北
6 馬草沖
渥美火力放水口
11
小中山港沖
9
7 伊川津沖
10 防波柵
① 泉港
8 福江港沖
② 赤羽根港

(2) 海域水質調査結果　　（　R1　年度）

ア 一般項目

調査点名	調査年月日	透明度 (m)	水温 (℃)			pH			DO (mg/ℓ)			COD (mg/ℓ)			塩素イオン (mg/ℓ)			大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	全リン (mg/ℓ)			溶解性全リン (mg/ℓ)			全窒素 (mg/ℓ)			溶解性全窒素 (mg/ℓ)		
			0m	5m	B	0m	5m	B	0m	5m	B	0m	5m	B	0m	5m	B	0m	0m	5m	B	0m	5m	B	0m	5m	B	0m	5m	B
三河港大橋北 (ST01)	R1.5.13	1.5	19.7	17.6	17.5	7.7	7.6	7.6	5.3	5.5	5.5	4.3	4.1	5.1	13,000	14,000	18,000	<1.8	0.091	0.076	0.085	0.074	0.049	0.038	0.50	0.55	0.58	0.37	0.35	0.39
	R1.8.8	1.0	29.6	27.5	25.9	8.0	7.9	7.6	8.6	5.2	3.0	5.3	3.9	3.1	18,000	22,000	23,000	<1.8	0.120	0.160	0.190	0.110	0.150	0.180	0.73	0.91	1.10	0.62	0.65	0.57
	R1.11.7	1.5	14.7	19.4	18.2	7.7	7.7	7.8	7.7	5.9	5.8	4.7	3.6	3.6	14,000	20,000	19,000	130	0.230	0.110	0.094	0.210	0.100	0.074	1.00	0.60	0.41	0.74	0.35	0.40
	R2.2.3	1.5	8.2	8.5	8.6	7.9	8.1	8.1	7.9	10.0	9.2	3.6	5.1	4.5	25,000	24,000	27,000	2	0.096	0.063	0.052	0.083	0.049	0.038	0.38	0.24	0.15	0.29	0.22	0.15
	平均値	1.4	18.1	18.3	17.6	7.8	7.8	7.8	7.4	6.7	5.9	4.5	4.2	4.1	17,500	20,000	21,750	34	0.134	0.102	0.105	0.119	0.087	0.083	0.65	0.58	0.56	0.51	0.39	0.38
	75%値	1.5	19.7	19.4	18.2	7.9	7.9	7.8	7.9	5.9	5.8	4.7	4.1	4.5	18,000	22,000	23,000	2	0.120	0.110	0.094	0.110	0.100	0.074	0.73	0.60	0.58	0.62	0.35	0.40
田原湾中域 (ST02)	R1.5.13	1.0	18.7	17.4	17.6	7.9	7.7	7.7	7.7	6.2	5.6	4.8	3.6	4.7	14,000	13,000	23,000	<1.8	0.072	0.063	0.074	0.029	0.023	0.032	0.46	0.47	0.39	0.35	0.37	0.34
	R1.8.8	0.7	29.3	25.8	25.2	8.3	7.8	7.6	9.3	4.0	2.7	7.5	3.8	5.9	21,000	18,000	20,000	<1.8	0.140	0.160	0.220	0.120	0.140	0.190	0.73	0.84	0.78	0.70	0.62	0.76
	R1.11.7	2.5	16.4	18.7	18.9	7.9	8.0	8.0	8.2	7.5	7.1	3.9	3.2	3.6	23,000	22,000	26,000	2	0.160	0.072	0.063	0.140	0.063	0.045	0.54	0.41	0.30	0.35	0.21	0.22
	R2.2.3	2.0	8.8	8.7	8.9	8.0	8.1	8.1	8.2	10.2	9.5	4.6	5.1	5.7	25,000	25,000	27,000	2	0.080	0.052	0.052	0.072	0.038	0.032	0.22	0.25	0.18	0.20	0.15	0.17
	平均値	1.6	18.3	17.7	17.7	8.0	7.9	7.9	8.4	7.0	6.2	5.2	3.9	5.0	20,750	19,500	24,000	2	0.113	0.087	0.102	0.090	0.066	0.075	0.49	0.49	0.41	0.40	0.34	0.37
	75%値	2.0	18.7	18.7	18.9	8.0	8.0	8.0	8.2	7.5	7.1	4.8	3.8	5.7	23,000	22,000	26,000	2	0.140	0.072	0.074	0.120	0.063	0.045	0.54	0.47	0.39	0.35	0.37	0.34
1区放水路沖 (ST03)	R1.5.13	2.0	20.1		17.4	8.0		7.7	9.2		5.7	5.2		6.2	17,000		17,000	<1.8	0.049		0.082	0.025		0.027	0.37		0.39	0.22		0.23
	R1.8.8	2.5	30.0		24.9	7.5		7.5	7.6		2.6	6.4		2.6	18,000		22,000	<1.8	0.087		0.140	0.080		0.130	0.60		0.89	0.41		0.55
	R1.11.7	3.5	18.7		19.2	8.0		8.0	8.1		7.2	4.1		2.7	21,000		27,000		0.089		0.062	0.074		0.043	0.33		0.51	0.32		0.33
	R2.2.3	3.0	8.9		9.0	8.1		8.2	10.0		10.1	4.0		3.9	25,000		26,000	2	0.052		0.074	0.040		0.058	0.21		0.19	0.16		0.14
	平均値	2.8	19.4		17.6	7.9		7.9	8.7		6.4	4.9		3.9	20,250		23,000	2	0.069		0.090	0.055		0.065	0.38		0.50	0.28		0.31
	75%値	3.0	20.1		19.2	8.0		8.0	9.2		7.2	5.2		3.9	21,000		26,000	2	0.087		0.082	0.074		0.058	0.37		0.51	0.32		0.33
片浜沖 (ST04)	R1.5.13	2.0	19.0		17.6	8.1		7.6	9.0		6.2	6.2		5.1	16,000		21,000	<1.8	0.045		0.067	0.023		0.018	0.38		0.32	0.23		0.29
	R1.8.8	2.5	30.4		25.0	8.1		7.6	6.9		2.4	5.4		7.6	19,000		23,000	<1.8	0.063		0.190	0.058		0.160	0.54		0.84	0.52		0.48
	R1.11.7	4.5	18.3		19.0	8.2		8.0	8.6		7.4	3.5		3.6	25,000		26,000	2	0.052		0.065	0.036		0.043	0.38		0.47	0.32		0.17
	R2.2.3	2.0	8.9		9.0	8.1		8.1	8.6		9.1	3.3		2.7	27,000		27,000	2	0.038		0.049	0.029		0.021	0.14		0.22	0.14		0.15
	平均値	2.8	19.2		17.7	8.1		7.8	8.3		6.3	4.6		4.8	21,750		24,250	2	0.050		0.093	0.037		0.061	0.36		0.46	0.30		0.27
	75%値	2.5	19.0		19.0	8.1		8.0	8.6		7.4	5.4		5.1	25,000		26,000	2	0.052		0.067	0.036		0.043	0.38		0.47	0.32		0.29
仁崎沖 (ST05)	R1.5.13	2.5	18.6		17.4	8.0		7.9	8.4		6.9	6.3		3.8	17,000		16,000	<1.8	0.029		0.029	0.010		0.012	0.23		0.25	0.23		0.24
	R1.8.8	2.5	30.2		27.6	8.1		8.0	6.2		5.9	5.0		5.9	19,000		22,000	<1.8	0.041		0.067	0.041		0.063	0.44		0.76	0.34		0.58
	R1.11.7	5.0	18.8		19.1	8.1		8.1	8.4		7.2	3.1		2.5	25,000		25,000	2	0.038		0.036	0.031		0.036	0.42		0.38	0.12		0.11
	R2.2.3	2.0	9.4		9.8	8.2		8.2	9.5		9.4	2.9		3.8	19,000		28,000	2	0.016		0.027	0.010		0.012	0.32		0.15	0.28		0.12
	平均値	3.0	19.3		18.5	8.1		8.1	8.1		7.4	4.3		4.0	20,000		22,750	2	0.031		0.040	0.023		0.031	0.35		0.39	0.24		0.26
	75%値	2.5	18.8		19.1	8.1		8.1	8.4		7.2	5.0		3.8	19,000		25,000	2	0.038		0.036	0.031		0.036	0.42		0.38	0.28		0.24
馬草沖 (ST06)	R1.5.13	3.0	18.1		17.5	7.9		7.9	6.8		6.9	3.9		3.9	16,000		17,000	<1.8	0.041		0.045	0.023		0.023	0.28		0.28	0.23		0.26
	R1.8.8	2.0	30.0		26.7	8.3		7.9	6.6		5.3	5.6		6.7	18,000		21,000	<1.8	0.045		0.096	0.040		0.094	0.30		0.26	0.22		0.22
	R1.11.7	6.5	18.5		19.0	8.1		8.1	8.3		7.6	2.9		2.9	26,000		27,000	2	0.029		0.034	0.027		0.034	0.33		0.35	0.17		0.33
	R2.2.3	2.5	9.4		9.8	8.2		8.2	8.9		9.9	3.1		5.0	28,000		25,000	2	0.020		0.009	0.009		0.007	0.19		0.26	0.15		0.22
	平均値	3.5	19.0		18.3	8.1		8.0	7.7		7.4	3.9		4.6	22,000		22,500	2	0.034		0.046	0.025		0.040	0.28		0.29	0.19		0.26
	75%値	3.0	18.5		19.0	8.2		8.1	8.3		7.6	3.9		5.0	26,000		25,000	2	0.041		0.045	0.027		0.034	0.30		0.28	0.22		0.26
伊川津沖 (ST07)	R1.5.13	2.5	19.2			8.0			7.6			3.8			17,000			<1.8	0.027			0.014			0.15			0.14		
	R1.8.8	2.0	30.0			8.3			6.6			5.1			19,000			<1.8	0.043			0.400			0.26			0.19		
	R1.11.7	2.7	17.9			8.2			8.7			3.7			26,000			2	0.031			0.025			0.31			0.23		
	R2.2.3	2.0	9.5			8.2			9.9			3.4			28,000			2	0.023			0.016			0.15			0.14		
	平均値	2.3	19.2			8.2			8.2			4.0			22,500			2	0.031			0.114			0.22			0.18		
	75%値	2.5	19.2			8.2			8.7			3.8			26,000			2	0.031			0.025			0.26			0.19		
福江港沖 (ST08)	R1.5.13	1.6	21.7			8.1			8.2			9.3			16,000			<1.8	0.038			0.025			0.18			0.15		
	R1.8.8	1.5	30.0			8.2			6.8			5.4			19,000			<1.8	0.045			0.045			0.26			0.15		
	R1.11.7	1.8	16.9			8.3			9.1			4.3			24,000			2	0.032			0.023			0.33			0.21		
	R2.2.3	2.4	8.0			8.2			9.9			3.5			20,000			2	0.025			0.014			0.20			0.19		
	平均値	1.8	19.2			8.2			8.5			5.6			19,750			2	0.035			0.027			0.24			0.18		
	75%値	1.8	21.7			8.2			9.1			5.4			20,000			2	0.038			0.025			0.26			0.19		
小中山港沖 (ST09)	R1.5.13	2.7	21.3			8.0			7.2			9.7			15,000			5	0.060			0.047			0.27			0.22		
	R1.8.8	1.5	29.5			8.3			6.5			6.9			16,000			2	0.072			0.071			0.76			0.66		
	R1.11.7	2.3	18.1			8.0			7.5			5.2			20,000			49	0.071			0.065			1.00			0.85		
	R2.2.3	3.0	8.8			8.1			10.0			3.7			22,000			2	0.032			0.025			0.52			0.38		
	平均値	2.4	19.4			8.1			7.8			6.4			18,250			14	0.059			0.052			0.64			0.53		
	75%値	2.7	21.3			8.1			7.5			6.9			20,000			5	0.071			0.065			0.76			0.66		
防波柵 (ST10)	R1.5.13	2.9	19.8		18.3	8.0		7.9	7.2		7.2	5.4		5.5	16,000		29,000	<1.8	0.029		0.032	0.012		0.010	0.32		0.40	0.15		0.28
	R1.8.8	2.5	30.0		28.0	8.4		8.3	6.7		6.5	5.9		7.2	20,000		23,000	<1.8	0.040		0.069	0.032		0.054	0.67		0.64	0.35		0.54
	R1.11.7	3.0	18.7		18.7	8.2		8.2	8.1		7.8	2.5		2.8	24,000		25,000	2	0.038		0.032	0.027		0.031	0.32		0.27	0.16		0.11
	R2.2.3	2.1	9.8		9.9	8.2		8.2	9.2		9.9	3.7		13.0	21,000		30,000	2	0.023		0.025	0.012		0.012	0.15		0.25	0.15		0.19
	平均値	2.6	19.6		18.7	8.2		8.2	7.8		7.9	4.4		7.1	20,250		26,750	2	0.033		0.040	0.021		0.027	0.37		0.39	0.20		0.28
	75%値	2.9	19.8		18.7	8.2		8.2	8.1		7.8	5.4		7.2	21,000		29,000	2	0.038		0.032	0.027		0.031	0.32		0.40	0.16		0.28
火力放水口 (ST11)	R1.5.13	3.0	19.2			8.0			8.2			3.6			17,000			<1.8	0.020			0.009			0.24			0.15		
	R1.8.8	3.5	29.2			8.3			6.8			5.3			21,000			<1.8	0.060			0.034			0.78			0.44		
	R1.11.7	6.0	19.8			8.2			8.2			2.9			24,000			<1.8	0.060			0.027			0.27			0.10		
	R2.2.3	4.0	10.1			8.2			9.1			3.4			29,000			2	0.021			0.014			0.12			0.12		
	平均値	3.5	19.5			8.2			8.0			4.1			22,333			2	0.034			0.019			0.38			0.24		
	75%値	3.5	19.2			8.2			8.2			3.6			21,000			2	0.021			0.014			0.24			0.15		

イ 有害物質

調査点名	調査年月日	カドミウム (mg/ℓ)	シアン (mg/ℓ)	鉛 (mg/ℓ)	六価クロム (mg/ℓ)	ヒ素 (mg/ℓ)	全水銀 (mg/ℓ)	フェノール類 (mg/ℓ)
	基準値	0.003 以下	検出されないこと	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005以下	―
三河港大橋北	R1.8.8	<0.0003		<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01
1区放水路沖	R1.8.8	<0.0003		<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.01
馬草沖	R1.8.8	<0.0003		<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01
伊川津沖	R1.8.8	<0.0003		<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01
福江港沖	R1.8.8	<0.0003		<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01
小中山港沖	R1.8.8	<0.0003		<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.01

ウ 底質

調査点名	調査年月日	カドミウム	鉛	全水銀	硫化物
三河港大橋北	R1.8.8	0.130	22.9	0.01	0.0300
1区放水路沖	R1.8.8	0.310	15.5	0.08	0.0900
馬草沖	R1.8.8	<0.01	2.6	0.06	<0.01
伊川津沖	R1.8.8	0.010	1.9	0.04	<0.01
福江港沖	R1.8.8	0.070	3.7	0.02	<0.01
小中山港沖	R1.8.8	0.010	2.4	<0.01	<0.01

ＣＯＤ

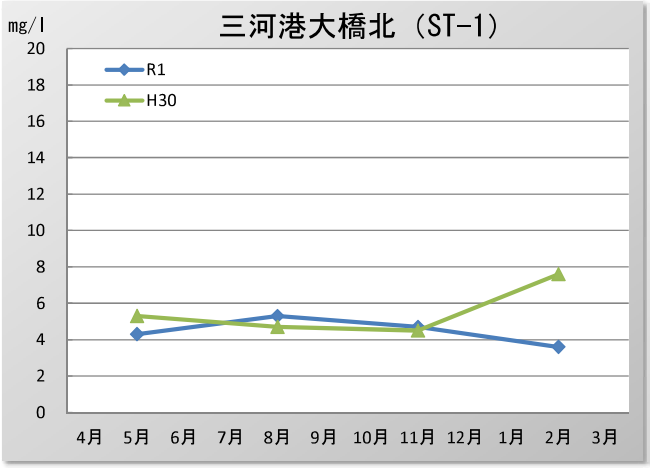
三河港大橋北（ST-1）
mg/l
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

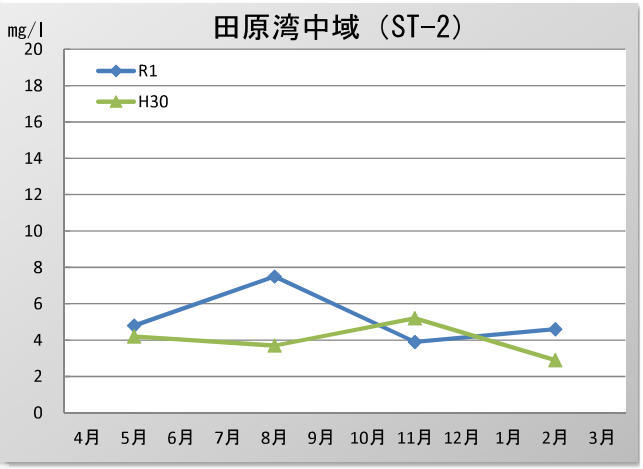
田原湾中域（ST-2）
mg/l
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

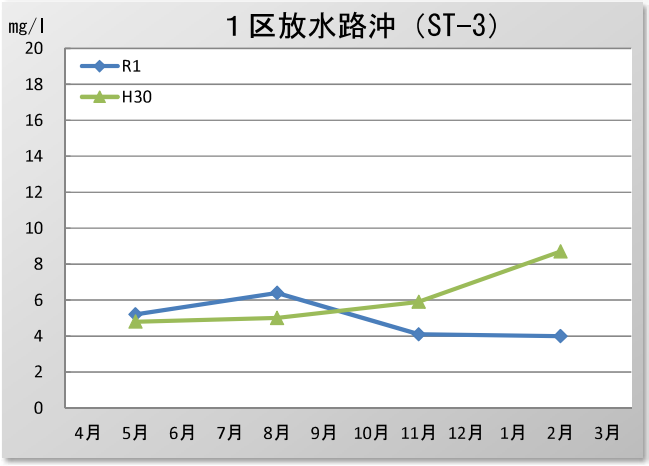
１区放水路沖（ST-3）
mg/l
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

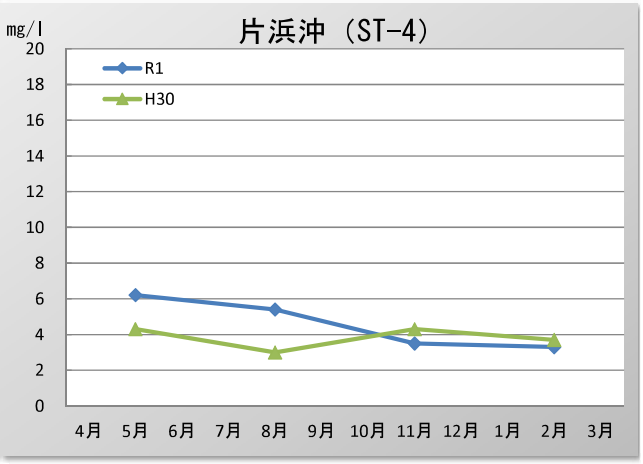
片浜沖（ST-4）
mg/l
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

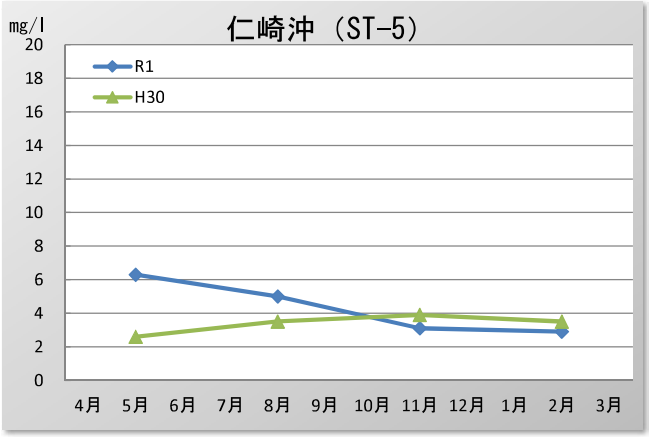
仁崎沖（ST-5）
mg/l
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

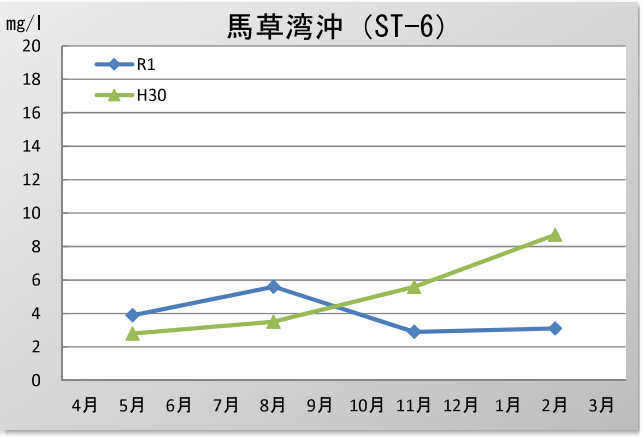
馬草湾沖（ST-6）
mg/l
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

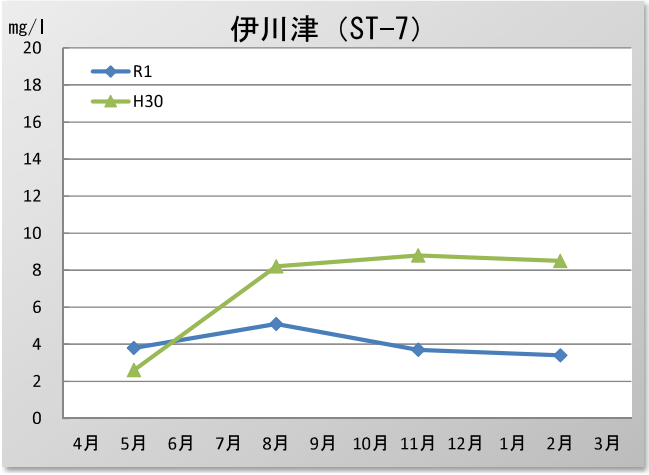
伊川津（ST-7）
mg/l
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

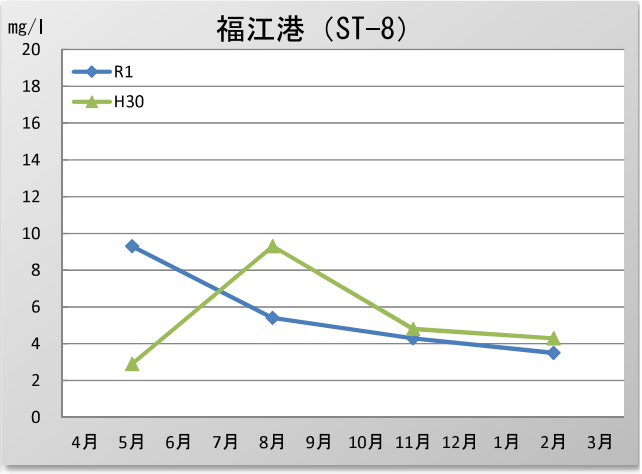
福江港（ST-8）
mg/l
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

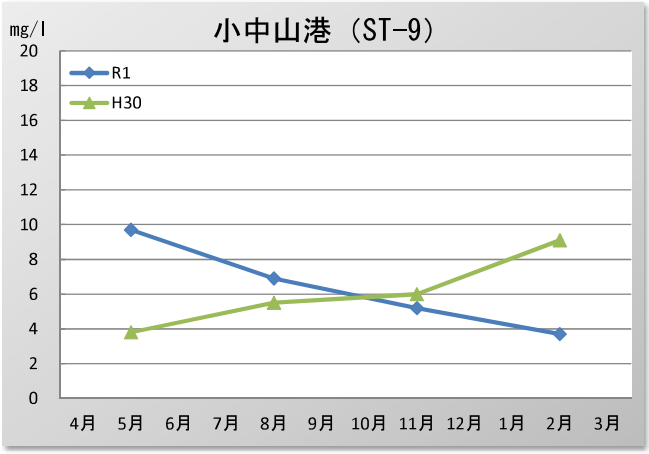
小中山港（ST-9）
mg/l
20
18
16
14
12
10
8
6
4
2
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

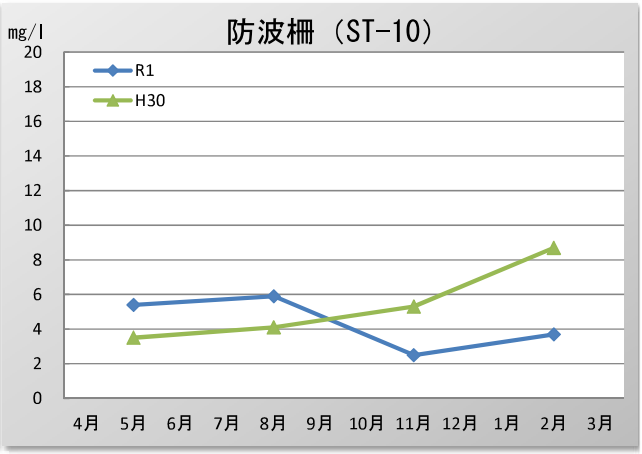
防波柵（ST-10）
mg/l
20
18
16
14
12
10
8
6
4
2
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

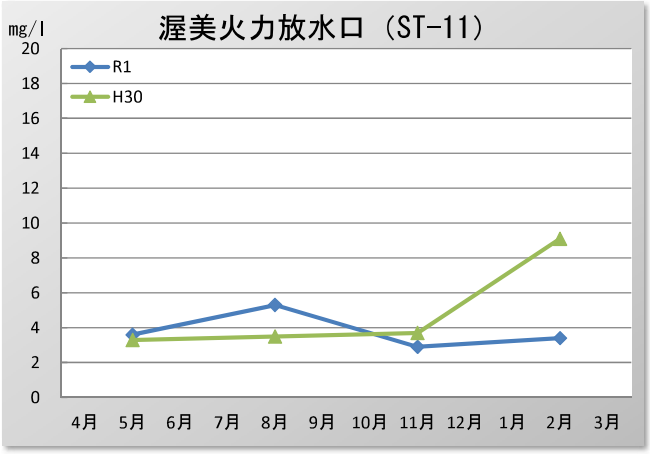
渥美火力放水口（ST-11）
mg/l
20
18
16
14
12
10
8
6
4
2
0
R1
H30
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

(3) 経年変化　22

（CODは75%値、それ以外の項目は年間平均値）

測定点	年度	透明度 (m)	水温 (℃)		pH	DO (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)		全窒素 (mg/ℓ)	
			0m	B	0m	0m	B	0m	0m	B	0m	B
三河港大橋北(ST01)	H22	1.5	17.1	16.3	8.1	8.4	5.6	4.0	0.12	0.10	1.0	0.6
	H23	0.4	17.0	16.3	8.1	9.7	6.9	4.6	0.26	0.09	1.0	0.5
	H24	1.5	16.4	15.7	8.0	8.8	7.5	3.4	0.14	0.10	1.1	0.9
	H25	1.5	17.4	16.6	8.2	9.5	4.2	9.7	0.19	0.14	1.0	0.5
	H26	1.8	17.2	17.2	8.0	8.5	6.9	5.5	0.18	0.08	1.0	0.5
	H27	1.7	18.0	16.8	8.2	7.9	6.0	7.0	0.21	0.11	1.3	0.6
	H28	1.8	19.3	16.3	8.2	10.9	6.0	5.4	0.13	0.09	1.0	0.4
	H29	1.5	17.0	18.6	8.1	8.9	5.9	2.7	0.18	0.10	1.3	0.4
	H30	1.2	18.1	18.2	7.9	8.5	7.0	5.3	0.14	0.15	0.3	0.2
	R1	1.4	18.1	17.6	7.8	7.4	5.9	4.7	0.13	0.11	0.7	0.6
AddRow →												
田原湾中域(ST02)	H22	2.6	17.6	16.0	8.4	10.5	6.3	4.1	0.07	0.07	0.7	0.4
	H23	1.2	17.4	16.0	8.3	10.0	6.9	5.6	0.13	0.07	0.8	0.5
	H24	2.9	16.9	15.8	8.2	11.0	7.2	2.9	0.07	0.07	0.7	0.5
	H25	2.6	17.1	16.4	8.2	8.3	5.3	8.3	0.11	0.10	0.6	0.5
	H26	1.7	17.2	17.0	8.3	10.4	6.6	4.2	0.12	0.06	0.7	0.6
	H27	2.3	18.4	16.7	8.1	8.2	6.2	5.2	0.11	0.06	0.7	0.4
	H28	1.7	19.3	16.3	8.3	11.8	6.0	6.6	0.12	0.09	1.3	0.4
	H29	2.1	17.4	16.0	8.1	8.6	5.7	2.5	0.10	0.07	0.7	0.3
	H30	1.5	19.0	17.3	8.1	8.5	6.1	4.2	0.10	0.24	0.2	0.2
	R1	1.6	18.3	17.7	8.0	8.4	6.2	4.8	0.11	0.10	0.5	0.4
AddRow →												
1区放水路沖(ST03)	H22	2.7	17.6	16.3	8.3	10.1	6.6	4.5	0.06	0.06	0.7	0.4
	H23	1.6	17.2	16.3	8.3	10.0	8.3	4.9	0.08	0.06	0.6	0.5
	H24	3.2	16.9	16.4	8.2	9.9	8.3	3.1	0.07	0.06	0.7	0.6
	H25	2.8	17.2	16.4	8.1	7.8	6.5	9.6	0.09	0.08	0.5	0.5
	H26	2.7	17.6	17.1	8.3	10.0	7.1	4.0	0.07	0.05	0.6	0.5
	H27	2.3	17.7	16.9	8.2	8.4	6.5	5.8	0.08	0.05	0.6	0.3
	H28	2.1	19.4	16.8	8.3	11.7	7.0	4.9	0.06	0.05	0.6	0.3
	H29	2.5	17.4	16.4	8.1	8.1	7.1	2.8	0.07	0.06	0.5	0.4
	H30	1.7	19.3	17.6	8.1	8.5	6.5	5.9	0.07	0.09	0.2	0.2
	R1	2.8	19.4	17.6	7.9	8.7	6.4	5.2	0.07	0.09	0.4	0.5
AddRow →												
片浜沖(ST04)	H22	3.6	17.5	16.1	8.4	9.5	6.2	4.5	0.03	0.06	0.4	0.4
	H23	2.0	17.3	16.1	8.2	9.1	6.8	4.6	0.09	0.06	0.6	0.4
	H24	3.5	16.9	16.0	8.2	10.4	7.5	2.5	0.07	0.06	0.5	0.5
	H25	3.2	17.2	16.5	8.1	7.8	7.0	9.2	0.09	0.08	0.4	0.5
	H26	3.1	17.5	17.1	8.3	9.3	7.7	3.2	0.05	0.05	0.4	0.4
	H27	3.2	18.3	17.6	8.1	7.7	6.8	4.4	0.05	0.05	0.4	0.3
	H28	2.8	19.1	16.5	8.3	10.0	6.1	2.8	0.03	0.04	0.3	0.2
	H29	3.7	17.2	16.0	8.1	8.1	5.9	2.3	0.05	0.05	0.3	0.2
	H30	2.2	19.0	18.2	8.2	8.1	7.3	4.3	0.06	0.06	0.2	0.3
	R1	2.8	19.2	17.7	8.1	8.3	6.3	5.4	0.05	0.09	0.4	0.5
AddRow →												
仁崎沖(ST05)	H22	5.0	17.6	16.7	8.3	8.7	7.4	4.4	0.03	0.03	0.4	0.3
	H23	2.3	17.5	16.3	8.2	9.5	8.3	4.1	0.08	0.04	0.6	0.6
	H24	4.4	16.8	16.2	8.2	9.9	8.8	2.7	0.05	0.04	0.5	0.4
	H25	3.0	17.5	16.9	8.1	8.1	7.3	17.0	0.08	0.07	0.4	0.3
	H26	4.2	17.3	17.2	8.4	9.8	8.6	1.9	0.04	0.04	0.4	0.4
	H27	3.1	17.6	16.9	8.0	7.8	7.2	4.3	0.10	0.05	0.6	0.3
	H28	3.8	18.9	17.3	8.2	9.5	8.0	2.6	0.03	0.03	0.2	0.3
	H29	3.4	16.7	16.5	8.1	7.9	7.2	2.0	0.04	0.04	0.3	0.2
	H30	2.6	18.7	21.0	8.2	8.0	7.7	3.5	0.06	0.04	0.2	0.3
	R1	3.0	19.3	18.5	8.1	8.1	7.4	5.0	0.03	0.04	0.4	0.4
AddRow →												
馬草沖(ST06)	H22	4.7	17.7	16.7	8.3	8.5	7.0	3.3	0.04	0.12	0.4	0.3
	H23	2.5	17.6	16.0	8.3	9.7	7.8	4.2	0.04	0.04	0.4	0.4
	H24	4.5	17.2	16.4	8.2	9.4	9.0	2.6	0.04	0.05	0.5	0.4
	H25	4.4	17.4	16.4	8.1	7.8	6.2	7.1	0.06	0.09	0.3	0.3
	H26	3.8	17.3	17.2	8.4	9.5	8.7	3.1	0.05	0.04	0.4	0.3
	H27	3.3	17.8	16.9	8.1	7.3	6.7	2.9	0.06	0.04	0.4	0.3
	H28	4.0	18.9	17.6	8.2	9.2	8.4	2.7	0.04	0.04	0.3	0.3
	H29	3.6	16.9	16.7	8.1	7.7	7.4	2.4	0.04	0.03	0.3	0.2
	H30	3.5	18.6	18.3	8.2	8.4	8.0	5.6	0.03	0.05	0.2	0.3
	R1	3.5	19.1	18.3	8.1	7.7	7.4	3.9	0.03	0.05	0.3	0.3
AddRow →												

測定点	年度	透明度 (m)	水温 (℃)		pH	DO (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)		全窒素 (mg/ℓ)	
			0m	B	0m	0m	B	0m	0m	B	0m	B
伊川津沖(ST07)	H22	4.5	16.5	－	8.2	8.2	－	3.2	0.04	－	0.5	－
	H23	2.5	17.9	－	8.2	8.8	－	3.5	0.03	－	0.4	－
	H24	2.4	16.9	－	8.2	9.5	－	2.9	0.04	－	0.4	－
	H25	2.2	17.9	－	7.9	8.5	－	9.5	0.07	－	0.5	－
	H26	1.5	17.7	－	8.3	9.5	－	1.8	0.05	－	0.4	－
	H27	2.6	18.3	－	8.1	7.9	－	3.6	0.04	－	0.3	－
	H28	3.0	18.8	－	8.2	8.6	－	2.0	0.03	－	0.3	－
	H29	2.4	17.6	－	8.1	8.8	－	1.9	0.04	－	0.3	－
	H30	2.1	18.2	－	8.2	8.3	－	8.5	0.04	－	0.2	－
	R1	2.3	19.2	－	8.2	8.2	－	3.8	0.03	－	0.2	－
AddRow →												
福江港沖(ST08)	H22	2.3	16.7	－	8.2	8.4	－	3.1	0.04	－	0.4	－
	H23	2.5	17.8	－	8.2	8.9	－	3.0	0.03	－	0.4	－
	H24	2.3	17.0	－	8.2	9.6	－	2.5	0.04	－	0.5	－
	H25	3.0	17.3	－	8.1	8.0	－	8.9	0.10	－	0.5	－
	H26	2.0	17.9	－	8.2	8.4	－	2.4	0.06	－	0.7	－
	H27	2.1	18.4	－	8.1	7.7	－	3.8	0.04	－	0.3	－
	H28	2.3	19.0	－	8.2	8.7	－	2.3	0.03	－	0.3	－
	H29	1.9	18.0	－	8.2	8.4	－	2.0	0.03	－	0.3	－
	H30	1.4	18.1	－	8.1	11.4	－	4.8	0.05	－	0.3	－
	R1	1.8	19.2	－	8.2	8.5	－	5.4	0.04	－	0.2	－
AddRow →												
小中山港沖(ST09)	H22	3.3	17.1	－	8.2	7.9	－	3.3	0.05	－	1.6	－
	H23	3.0	18.1	－	8.2	9.1	－	3.5	0.04	－	0.6	－
	H24	3.4	17.4	－	8.2	9.6	－	2.4	0.05	－	0.6	－
	H25	2.4	17.4	－	8.1	7.7	－	8.6	0.08	－	0.6	－
	H26	2.8	18.1	－	8.3	9.0	－	2.4	0.05	－	1.1	－
	H27	3.5	18.1	－	8.0	8.0	－	3.4	0.04	－	0.5	－
	H28	3.9	18.5	－	8.1	8.8	－	2.5	0.04	－	1.0	－
	H29	3.2	17.9	－	8.1	8.1	－	2.7	0.06	－	0.9	－
	H30	2.6	18.2	－	8.1	7.5	－	6.0	0.11	－	0.6	－
	R1	2.4	19.4	－	8.1	7.8	－	6.9	0.06	－	0.6	－
AddRow →												
防波柵(ST10)	H22	3.6	17.1	17.1	8.2	8.4	8.2	3.0	0.03	0.03	0.3	0.3
	H23	3.5	18.2	17.4	8.2	9.2	8.9	3.9	0.03	0.03	0.4	0.4
	H24	4.6	17.4	16.8	8.2	9.5	10.0	2.2	0.04	0.04	0.5	0.4
	H25	4.6	17.4	17.4	8.1	7.9	7.7	8.4	0.07	0.06	0.4	0.3
	H26	4.0	17.3	17.3	8.4	9.5	9.1	1.6	0.03	0.04	0.3	0.3
	H27	4.2	17.9	17.5	8.1	7.8	7.1	3.7	0.03	0.03	0.3	0.2
	H28	4.2	18.8	18.3	8.2	8.8	8.4	2.5	0.03	0.03	0.2	0.3
	H29	3.9	17.4	17.3	8.1	8.0	8.0	2.3	0.03	0.04	0.2	0.2
	H30	2.4	18.3	18.3	8.2	7.7	7.5	5.3	0.03	0.04	0.2	0.2
	R1	2.6	19.6	18.7	8.2	7.8	7.9	5.4	0.03	0.04	0.4	0.4
AddRow →												
火力放水口(ST11)	H22	4.2	20.7	－	8.2	7.8	－	2.8	0.02	－	0.2	－
	H23	3.7	17.9	－	8.2	8.8	－	3.7	0.03	－	0.4	－
	H24	5.4	18.3	－	8.2	9.5	－	2.5	0.04	－	0.2	－
	H25	5.7	17.5	－	8.1	10.2	－	9.6	0.11	－	0.4	－
	H26	5.2	17.9	－	8.4	9.5	－	2.0	0.03	－	0.3	－
	H27	4.9	17.8	－	8.2	7.9	－	2.6	0.03	－	0.2	－
	H28	4.7	19.1	－	8.2	8.8	－	2.1	0.03	－	0.2	－
	H29	4.1	18.0	－	8.1	7.6	－	2.1	0.03	－	0.2	－
	H30	4.3	18.8	－	8.2	7.6	－	3.7	0.03	－	0.1	－
	R1	4.0	10.1	－	8.2	9.1	－	3.6	0.03	－	0.4	－
AddRow →												

海域定点観測結果 （ H22年度～ R1年度 ）

●ST-1～ST-4=ロ-Ⅲ(COD≧8, T-N≧0.6, T-P≧0.05)　●ST-5～ST-11=ハ-Ⅱ(COD≧2, T-N≧0.3, T-P≧0.03)

三河港大橋北(ST.1)

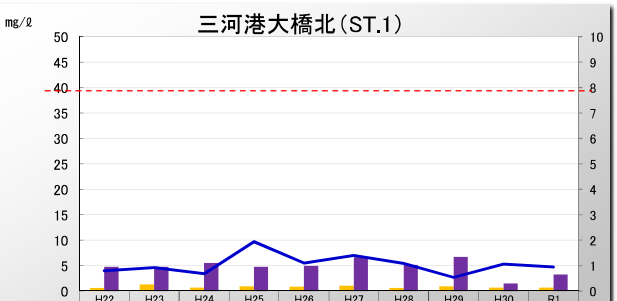

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.122	0.260	0.140	0.190	0.175	0.206	0.126	0.181	0.138	0.134
全窒素	0.95	0.95	1.10	0.95	0.99	1.34	1.02	1.35	0.30	0.65
COD	4.00	4.60	3.40	9.70	5.50	7.00	5.40	2.70	5.30	4.70

田原湾中域(ST.2)

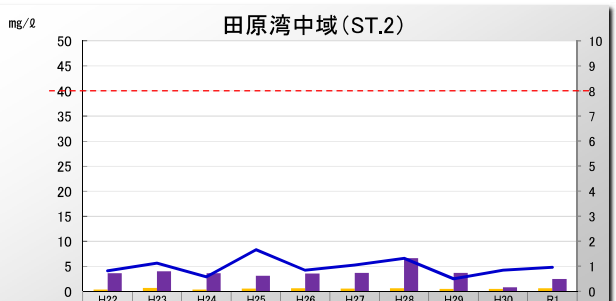

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.069	0.130	0.073	0.110	0.124	0.107	0.123	0.098	0.100	0.113
全窒素	0.73	0.80	0.72	0.62	0.71	0.74	1.33	0.74	0.17	0.49
COD	4.10	5.60	2.90	8.30	4.20	5.20	6.60	2.50	4.20	4.80

1区放水路沖(ST.3)

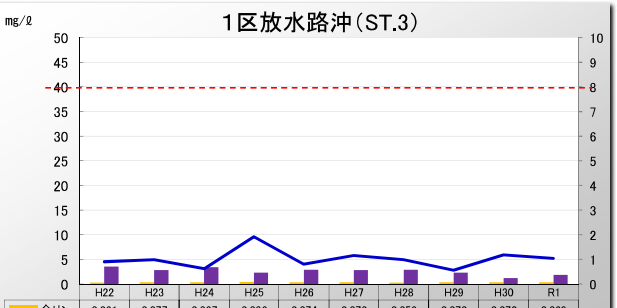

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.061	0.077	0.067	0.086	0.074	0.078	0.059	0.070	0.072	0.069
全窒素	0.70	0.56	0.68	0.47	0.58	0.57	0.57	0.46	0.24	0.38
COD	4.50	4.90	3.10	9.60	4.00	5.80	4.90	2.80	5.90	5.20

片浜沖(ST.4)

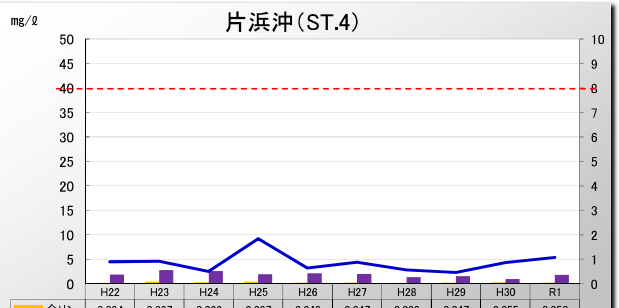

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.034	0.087	0.066	0.087	0.048	0.047	0.033	0.047	0.055	0.050
全窒素	0.38	0.56	0.52	0.39	0.42	0.40	0.27	0.31	0.19	0.36
COD	4.50	4.60	2.50	9.20	3.20	4.40	2.80	2.30	4.30	5.40

仁崎沖(ST.5)

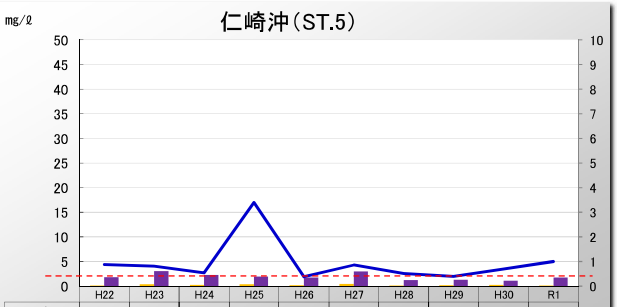

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.033	0.077	0.050	0.076	0.041	0.096	0.030	0.043	0.062	0.031
全窒素	0.36	0.62	0.46	0.39	0.35	0.59	0.25	0.27	0.22	0.35
COD	4.40	4.10	2.70	17.00	1.90	4.30	2.60	2.00	3.50	5.00

馬草沖(ST.6)

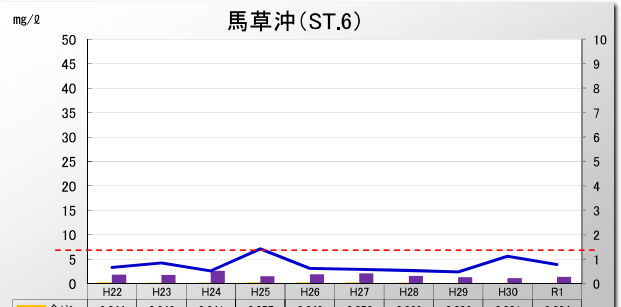

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.044	0.040	0.041	0.057	0.049	0.058	0.039	0.036	0.031	0.034
全窒素	0.37	0.35	0.53	0.30	0.38	0.42	0.32	0.26	0.23	0.28
COD	3.30	4.20	2.60	7.10	3.10	2.90	2.70	2.40	5.60	3.90

伊川津沖(ST.7)

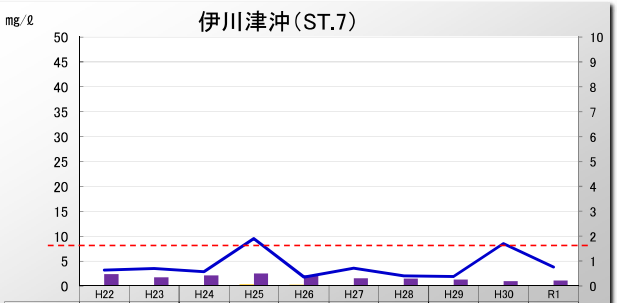

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.038	0.034	0.040	0.070	0.046	0.040	0.031	0.036	0.040	0.031
全窒素	0.47	0.35	0.43	0.51	0.42	0.31	0.31	0.25	0.19	0.22
COD	3.20	3.50	2.90	9.50	1.80	3.60	2.00	1.90	8.50	3.80

福江港沖(ST.8)

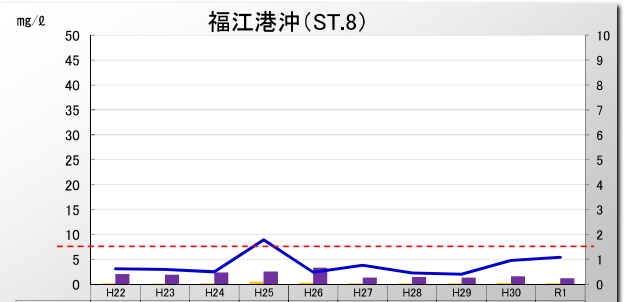

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.037	0.029	0.037	0.095	0.061	0.035	0.030	0.033	0.045	0.035
全窒素	0.42	0.39	0.48	0.51	0.66	0.27	0.29	0.27	0.32	0.24
COD	3.10	3.00	2.50	8.90	2.40	3.80	2.30	2.00	4.80	5.40

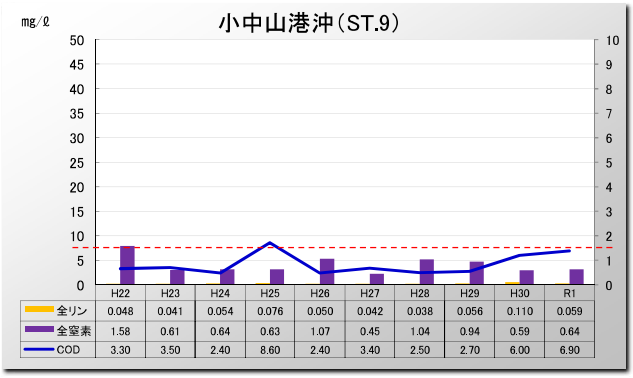

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.048	0.041	0.054	0.076	0.050	0.042	0.038	0.056	0.110	0.059
全窒素	1.58	0.61	0.64	0.63	1.07	0.45	1.04	0.94	0.59	0.64
COD	3.30	3.50	2.40	8.60	2.40	3.40	2.50	2.70	6.00	6.90

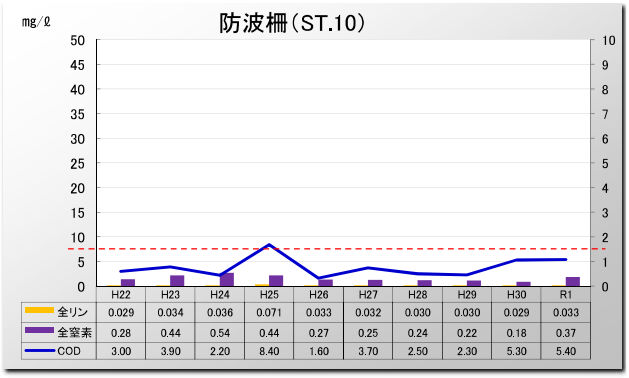

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.029	0.034	0.036	0.071	0.033	0.032	0.030	0.030	0.029	0.033
全窒素	0.28	0.44	0.54	0.44	0.27	0.25	0.24	0.22	0.18	0.37
COD	3.00	3.90	2.20	8.40	1.60	3.70	2.50	2.30	5.30	5.40

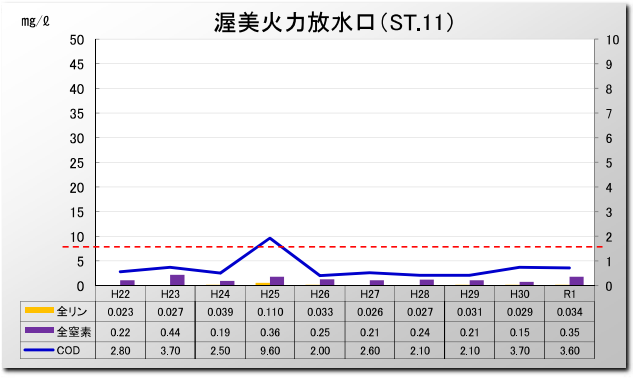

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全リン	0.023	0.027	0.039	0.110	0.033	0.026	0.027	0.031	0.029	0.034
全窒素	0.22	0.44	0.19	0.36	0.25	0.21	0.24	0.21	0.15	0.35
COD	2.80	3.70	2.50	9.60	2.00	2.60	2.10	2.10	3.70	3.60

Ⅴ　地下水関係

1　地下水の環境汚染に係る環境基準

環境基準項目	基準値（mg/l）
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下
砒（ひ）素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
1,2－ジクロロエタン	0.004 以下
1,1－ジクロロエチレン	0.1 以下
1,2－ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1－トリクロロエタン	1 以下
1,1,2－トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3－ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については 、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4　1.2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2 地下水の水質調査結果

(1) 調査期間

平成31年4月から令和2年3月まで

(2) 調査機関

愛知県、国土交通省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市

(3) 調査内容

ア 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、メッシュ調査及び定点調査を実施した。

① メッシュ調査

県内を約5ｋｍ（三河山間部は約10ｋｍ）のメッシュに区分し、県全域の地下水質の概況を把握するための調査

② 定点調査

県内の同一地点における地下水質の経年的な変化を把握するための調査

イ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査及び事業者からの報告等により環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、その汚染範囲等を確認するため実施した。

ウ 定期モニタリング調査

過去の概況調査及び事業者からの報告等で判明した汚染の継続的な監視をするために実施した。

(4) 調査結果

ア 概況調査

令和元年度は、県内 113 地点において、環境基準が定められている 28 項目について調査が実施された。その結果、103 地点では、全ての項目で環境基準を満たしていたが、10 地点において環境基準を超過した項目があった。

田原市内では、2 地点で調査が行われ、1 地点において環境基準超過であった。

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）

調査地点	項目	濃度	環境基準	汚染原因
田原市相川町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	10 以下	原因不明

イ 汚染井戸周辺地区調査

田原市内では、田原市相川町、谷熊町が対象であった。

汚染井戸周辺地区調査の結果

調査地点	項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	汚染原因
田原市相川町 谷熊町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4(1)	3(1)	原因不明

注：（ ）内は、発端井戸を内数で示す

ウ 定期モニタリング調査

令和元年度以前の概況調査において、環境基準を超過した地点の汚染の継続的な監視をするために実施した。

調査地点	項目	使用用途	濃度	環境基準
田原市赤羽根町(H26年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	0.48	10以下
田原市高松町(H15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	12	10以下
		周辺井戸	4.8	10以下
田原市伊良湖町(H18年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	7.0	10以下
田原市西神戸町(H19年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	28	10以下
田原市谷熊町(H21年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	14	10以下

		周辺井戸	12	10以下
田原市六連町(H21年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	14	10以下
田原市大久保町(H24年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ふっ素	発端井戸	20 0.30	10以下 0.8以下
田原市大久保(H24年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ふっ素	周辺井戸	<0.10 0.08	10以下 0.8以下
田原市石神町(H27年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸 周辺井戸	3.8 20	10以下 10以下
田原市若見町(H30年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸 周辺井戸	14 13	10以下 10以下

過去の調査結果

〔平成30年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）

調査地点	項目	濃度	環境基準	汚染原因
田原市若見町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10 以下	原因不明

汚染井戸周辺地区調査の結果

調査地点	項目	調査井戸数	環境基準 超過井戸数	汚染原因
田原市若見町	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	9(1)	6(1)	原因不明

注：（ ）内は、発端井戸を内数で示す

定期モニタリングの調査結果

調査地点	項目	使用用途	濃度	環境基準
田原市赤羽根町(H7年度)	総水銀	発端井戸	0.0008	0.0005以下
田原市赤羽根町(H26年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸 周辺井戸	32 0.45	10以下 10以下
田原市浦町(H10年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	6.9	10以下
田原市高松町(H15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸 周辺井戸	12 6.3	10以下 10以下
田原市伊良湖町(H18年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	5.7	10以下
田原市西神戸町(H19年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	14	10以下
田原市谷熊町(H21年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸 周辺井戸	11 12	10以下 10以下
田原市六連町(H21年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	14	10以下
田原市大久保町(H24年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 フッ素	発端井戸	12 0.18	10以下 0.8以下
田原市大久保(H24年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 フッ素	周辺井戸	0.11 0.08	10以下 0.8以下

田原市石神町(H27年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	4.0	10以下
		周辺井戸	29	10以下

〔平成29年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）

該当井戸はなかった。

汚染井戸周辺地区調査の結果

該当井戸はなかった。

定期モニタリングの調査結果

調査地点	項目	使用用途	濃度	環境基準
田原市赤羽根町(H7年度)	総水銀	発端井戸	0.001	0.0005以下
田原市赤羽根町(H26年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	28	10以下
		周辺井戸	0.42	10以下
田原市浦町(H10年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	4.8	10以下
田原市高松町(H15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	13	10以下
		周辺井戸	6.8	10以下
田原市伊良湖町(H18年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	42	10以下
田原市西神戸町(H19年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	13	10以下
田原市谷熊町(H21年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	12	10以下
		周辺井戸	14	10以下
田原市六連町(H21年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	12	10以下
田原市大久保町(H24年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	44	10以下
	フッ素		0.46	0.8以下
田原市大久保(H24年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	<0.1	10以下
	フッ素		<0.08	0.8以下
田原市石神町(H27年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	24	10以下
		周辺井戸	6.9	10以下

〔平成28年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）

該当井戸はなかった。

汚染井戸周辺地区調査の結果

該当井戸はなかった。

定期モニタリングの調査結果

調査地点	項目	使用用途	濃度	環境基準
田原市赤羽根町(H7年度)	総水銀	発端井戸	0.0009	0.0005以下
田原市赤羽根町(H26年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	29	10以下
		周辺井戸	<0.1	10以下
田原市浦町(H10年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	8.9	10以下

田原市高松町(H15年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	11	10以下
		周辺井戸	5.9	10以下
田原市伊良湖町(H18年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	16	10以下
田原市西神戸町(H19年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	9.9	10以下
田原市谷熊町(H21年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	18	10以下
		周辺井戸	6.6	10以下
田原市六連町(H21年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	12	10以下
田原市大久保町(H24年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	14	10以下
	フッ素	発端井戸	0.35	0.8以下
田原市石神町(H27年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	14	10以下
		周辺井戸	25	10以下

〔平成27年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）

調査地点	項目	濃度	環境基準	汚染原因
田原市石神町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14	10 以下	原因不明

汚染井戸周辺地区調査の結果

調査地点	項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	汚染原因
田原市石神町	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	6(1)	1	原因不明

注：（ ）内は、発端井戸を内数で示す。

定期モニタリング調査の結果　（単位：mg/ℓ）

調査地点	項目	使用用途	濃度	環境基準
田原市赤羽根町(H7 年度)	総水銀	発端井戸	0.001	0.0005 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	29	10 以下
田原市浦町(H10 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	8.8	10 以下
田原市高松町(H15 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	15	10 以下
		周辺井戸	6.5	
田原市伊良湖町(H18 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	10	10 以下
田原市西神戸町(H19 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	20	10 以下
田原市谷熊町(H21 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	32	10 以下
		周辺井戸	4.8	
田原市六連町(H21 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	14	10 以下
田原市大久保町(H24 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	23	10 以下
	ふっ素	発端井戸	0.1	0.8 以下
田原市石神町(H26 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	14	10 以下

〔平成26年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果(メッシュ調査)

調査地点	項目	濃度	環境基準	汚染原因
田原市赤羽根町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	26	10 以下	原因不明

汚染井戸周辺地区調査の結果

調査地点	項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	汚染原因
田原市赤羽根町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10(1)	2(1)	原因不明

注：（ ）内は、発端井戸を内数で示す。

定期モニタリング調査の結果 (単位：mg/ℓ)

調査地点	項目	使用用途	濃度	環境基準
田原市赤羽根町(H7 年度)	総水銀	発端井戸	0.001	0.0005 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	0.2	10 以下
田原市浦町(H10 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	27	10 以下
田原市高松町(H15 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	16	10 以下
		周辺井戸	9.9	
田原市伊良湖町(H18 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	12	10 以下
田原市西神戸町(H19 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	46	10 以下
田原市谷熊町(H21 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	26	10 以下
		周辺井戸	12	
田原市六連町(H21 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	周辺井戸	14	10 以下
田原市大久保町(H24 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	51	10 以下
		周辺井戸	＜0.01	
	ふっ素	発端井戸	0.71	0.8 以下
		周辺井戸	＜0.08	

〔平成25年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）

該当井戸はなかった。

汚染井戸周辺地区調査の結果

該当井戸はなかった。

定期モニタリング調査の結果 (単位：mg/ℓ)

調査地点	項目	種別	濃度	環境基準
田原市赤羽根町(H7 年度)	総水銀	発端井戸	0.0015	0.0005 以下
田原市浦町(H10 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	14	10 以下
田原市和地町(H14 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	4.7	10 以下
田原市高松町(H15 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	15	10 以下
		周辺井戸	15	
田原市伊良湖町(H18 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	18	10 以下
田原市西神戸町(H19 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	64	10 以下
田原市谷熊町(H21 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	7.3	10 以下
		周辺井戸1	24	
		周辺井戸2	17	
田原市大久保町(H24 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	49	10 以下
		周辺井戸	0.12	
	ふっ素	発端井戸	0.92	0.8 以下
		周辺井戸	＜0.08	

〔平成24年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）　（単位：mg/ℓ）

調査地点	項目	濃度	環境基準
田原市大久保町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	53	10 以下
	ふっ素	0.89	

汚染井戸周辺地区調査の結果

調査地点	項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	汚染原因の推定
田原市大久保町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13(1)	6(1)	原因不明
	ふっ素	7(1)	1(1)	原因不明

注：（ ）内は、発端井戸を内数で示す。

定期モニタリング調査の結果　（単位：mg/ℓ）

調査地点	項目	種別	濃度	環境基準
田原市赤羽根町(H7 年度)	総水銀	発端井戸	0.0011	0.0005 以下
田原市浦町(H10 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	35	10 以下
田原市和地町(H14 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	6.4	10 以下
田原市高松町(H15 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	15	10 以下
		周辺井戸	24	
田原市伊良湖町(H18 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	20	10 以下
田原市西神戸町(H19 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	6.4	10 以下
		周辺井戸	29	
田原市谷熊町(H21 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	3.9	10 以下
		周辺井戸1	21	
		周辺井戸2	13	

〔平成23年度〕

環境基準を超過した地点における調査結果（メッシュ調査）

該当井戸はなかった。

汚染井戸周辺地区調査の結果

該当井戸はなかった。

定期モニタリング調査の結果　（単位：mg/ℓ）

調査地点	項目	種別	濃度	環境基準
田原市赤羽根町(H7 年度)	総水銀	発端井戸	0.0012	0.0005 以下
田原市浦町(H10 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	9.6	10 以下
		周辺井戸	29	
田原市和地町(H14 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	9.6	10 以下
田原市高松町(H15 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	14	10 以下
		周辺井戸	27	
田原市伊良湖町(H18 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	22	10 以下
田原市西神戸町(H19 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	5.9	10 以下
		周辺井戸	22	
田原市谷熊町(H21 年度)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	発端井戸	14	10 以下
		周辺井戸1	21	
		周辺井戸2	14	

3　地下水位調査

地盤沈下は主に粘土層が厚く軟弱な地盤の地域に起こるが、これは地下水を過剰に汲み上げることによって、粘土層が収縮するために起こるというのが定説になっている。

本市では、愛知県より委託を受け、地盤沈下と密接な関係にある地下水位の動向を把握し、今後の地盤沈下対策の基礎資料とするため、市内1か所の既設井戸を利用して地下水の測定を行っている。

県内の地盤沈下は、全般的に見て、地下水揚水量の減少に伴う地下水位の上昇により、概ね沈静化の傾向にある。

(1)調査地点

(2)調査結果

（単位：m）

場所	伊川津町上地
測定月	静水位
4月	2.62
5月	2.40
6月	2.46
7月	2.29
8月	2.69
9月	2.29
10月	2.35
11月	2.37
12月	2.41
1月	2.50
2月	2.25
3月	2.15
平均	2.40
変動幅	0.54

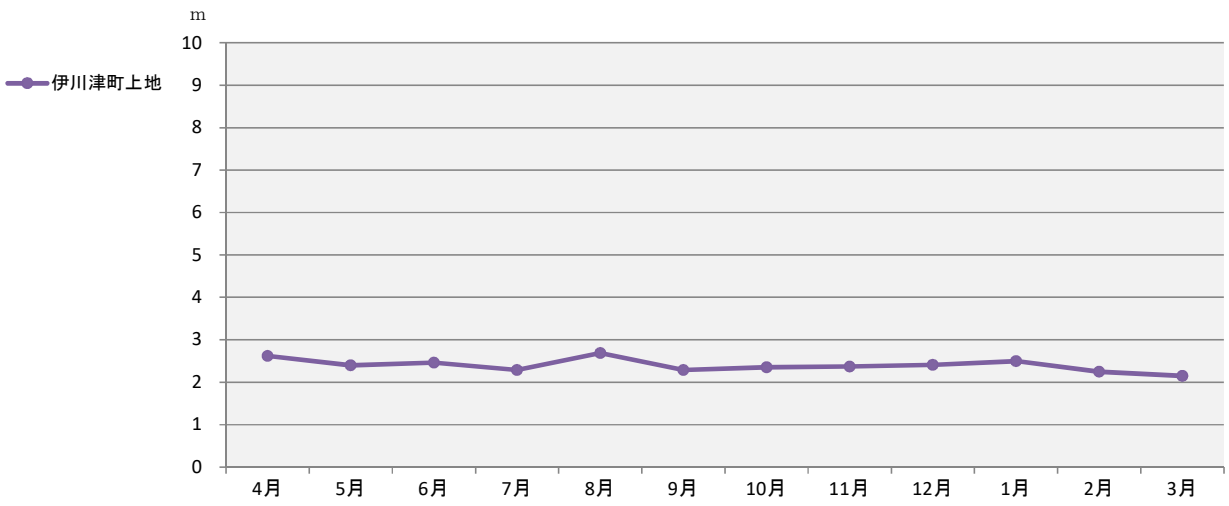

(3)経年変化

（単位：m）

調査地点	項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
片浜町西沢	静水位	2.95	3.04							
	動水位	4.21	4.64							
若見町亀太郎	静水位	7.95	8.08							
伊川津町上地	静水位	2.50	2.64	2.55	2.49	2.65	2.59	2.62	2.44	2.40
伊良湖町渡川	静水位									

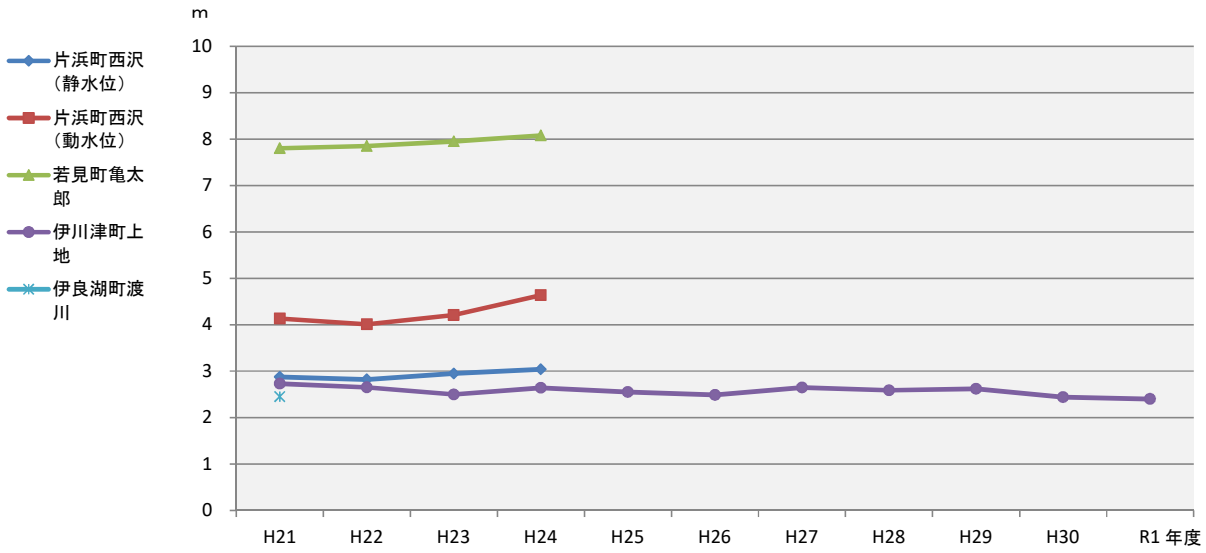

Ⅵ　土 壌 関 係

1　土壌環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
1,2－ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。
1,1－ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。
シス－1,2－ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1－トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。
1,1,2－トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
1,3－ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること。

備考

1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓ につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓ につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4　有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

2 農用地土壌調査

農作物の重金属等による汚染を未然に防ぐため、毎年、市内の主な農地を選択し、調査を行っている。

平成 29 年度は市内 7 か所で調査を行い、調査地点での基準の超過はなかった。

※平成 30 年度以降は調査を行っていない。

(1) 調査地点

(2) 調査結果

調査年月：平成 30 年 1 月 26 日

調査地点	項目	カドミウム Cd	銅 Cu	砒(ひ)素 As	亜鉛 Zn	総水銀 T-HG
	基準値		125	15	120	2
豊島町神垣	mg/kg	0.08	2.6	<0.5	16	0.06
吉胡町中新地	mg/kg	0.17	3.0	<0.5	17	0.11
浦町東田	mg/kg	0.08	3.5	<0.5	15	0.07
神戸町ヲコシ	mg/kg	0.12	3.0	0.5	17	0.11
池尻町下田	mg/kg	0.07	4.4	<0.5	36	0.14
堀切町和名池	mg/kg	0.06	6.6	<0.5	20	0.07
八王子町中島	mg/kg	0.12	6.5	<0.5	26	0.15

※基準値（法的根拠）

銅　　：農用地土壌汚染に係る環境基準

砒素　　：農用地土壌汚染に係る環境基準

亜鉛　　：農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準

総水銀　　：肥料取締法に係る基準値

(3) 経年変化

調査地点	項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
赤羽根町新田	Cd	0.13	—	—	0.18	—	—	—	—	—	
	Cu	0.9	—	—	7.4	—	—	—	—	—	
	As	<0.5	—	—	3.0	—	—	—	—	—	
	Zn	38.0	—	—	36.0	—	—	—	—	—	
	T-HG	0.02	—	—	0.03	—	—	—	—	—	
赤羽根町仏供田	Cd	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Cu	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	As	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Zn	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	T-HG	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
赤羽根町山ノ田	Cd	—	—	—	—	0.26	—	—	—	—	
	Cu	—	—	—	—	3.7	—	—	—	—	
	As	—	—	—	—	<0.5	—	—	—	—	
	Zn	—	—	—	—	17.0	—	—	—	—	
	T-HG	—	—	—	—	0.02	—	—	—	—	
池尻町下田	Cd	—	—	—	—	—	0.22	—	0.11	—	0.07
	Cu	—	—	—	—	—	6.2	—	5.9	—	4.4
	As	—	—	—	—	—	<0.5	—	0.70	—	<0.5
	Zn	—	—	—	—	—	57.0	—	42.0	—	36
	T-HG	—	—	—	—	—	0.08	—	0.09	—	0.14
伊良湖町新田	Cd	—	0.08	—	—	—	—	—	—	—	
	Cu	—	0.7	—	—	—	—	—	—	—	
	As	—	<0.5	—	—	—	—	—	—	—	
	Zn	—	62.0	—	—	—	—	—	—	—	
	T-HG	—	0.04	—	—	—	—	—	—	—	
浦町東田	Cd	—	—	0.14	—	—	0.27	—	0.13	—	0.08
	Cu	—	—	1.4	—	—	5.5	—	5.0	—	3.5
	As	—	—	<0.5	—	—	0.9	—	1.1	—	<0.5
	Zn	—	—	33.0	—	—	16.0	—	20.0	—	15
	T-HG	—	—	0.05	—	—	0.05	—	0.06	—	0.07
大久保町南浅場	Cd	0.17	0.12	—	0.48	—	—	—	—	—	
	Cu	3.9	3.8	—	34	—	—	—	—	—	
	As	1.4	<0.5	—	25	—	—	—	—	—	
	Zn	63.0	93.0	—	77.0	—	—	—	—	—	
	T-HG	0.15	0.16	—	0.15	—	—	—	—	—	
神戸町ヲコシ	Cd	0.12	—	—	0.19	—	0.40	—	0.20	—	0.12
	Cu	8.4	—	—	7.7	—	4.9	—	5.3	—	3.0
	As	0.8	—	—	4.5	—	1.2	—	1.5	—	0.5
	Zn	51.0	—	—	53.0	—	18.0	—	22.0	—	17
	T-HG	0.10	—	—	0.05	—	0.08	—	0.09	—	0.11
高木町羽広	Cd	—	—	—	—	0.28	—	0.09	—	0.23	
	Cu	—	—	—	—	12.0	—	4.1	—	4.9	
	As	—	—	—	—	<0.5	—	<0.5	—	<0.5	
	Zn	—	—	—	—	49	—	67	—	63	
	T-HG	—	—	—	—	0.06	—	0.09	—	0.08	
田原町南新地	Cd	—	—	0.30	—	0.62	—	0.27	—	0.32	
	Cu	—	—	4.7	—	16.0	—	7.40	—	4.6	
	As	—	—	<0.5	—	<0.5	—	1.30	—	0.6	
	Zn	—	—	44.0	—	19.0	—	45.0	—	49	
	T-HG	—	—	0.15	—	0.12	—	0.13	—	0.14	
豊島町今田	Cd	0.36	—	—	0.54	0.82	—	0.44	—	0.52	
	Cu	3.5	—	—	16.0	6.70	—	4.70	—	4.0	
	As	0.6	—	—	1.9	0.5	—	0.7	—	0.6	
	Zn	45.0	—	—	59.0	45.0	—	64.0	—	71	
	T-HG	0.07	—	—	0.07	0.10	—	0.08	—	0.10	
豊島町神垣	Cd	0.11	—	—	0.12	—	0.15	—	0.12	—	0.08
	Cu	2.5	—	—	8.2	—	3.2	—	3.3	—	2.6
	As	0.7	—	—	1.1	—	0.5	—	0.90	—	<0.5
	Zn	30.0	—	—	30.0	—	15.0	—	22.0	—	16
	T-HG	0.09	—	—	0.05	—	0.09	—	0.04	—	0.06

調査地点	項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
豊島町安原	Cd	—	—	0.11	—	0.65	—	0.46	—	0.47	
	Cu	—	—	<1.0	—	1.1	—	4.00	—	3.2	
	As	—	—	<0.5	—	<0.5	—	0.70	—	<0.5	
	Zn	—	—	70.0	—	36.0	—	68.0	—	65	
	T-HG	—	—	0.08	—	0.08	—	0.10	—	0.10	
中山町作道	Cd	0.15	0.09	—	—	—	—	—	—	—	
	Cu	3.0	2.8	—	—	—	—	—	—	—	
	As	<0.5	<0.5	—	—	—	—	—	—	—	
	Zn	58.0	60.0	—	—	—	—	—	—	—	
	T-HG	0.05	0.05	—	—	—	—	—	—	—	
野田町今池	Cd	—	—	0.24	—	—	—	—	—	—	
	Cu	—	—	<1.0	—	—	—	—	—	—	
	As	—	—	<0.5	—	—	—	—	—	—	
	Zn	—	—	50.0	—	—	—	—	—	—	
	T-HG	—	—	0.13	—	—	—	—	—	—	
野田町宮前	Cd	—	—	—	—	0.55	—	0.18	—	0.36	
	Cu	—	—	—	—	1.3	—	4.00	—	3.5	
	As	—	—	—	—	<0.5	—	0.90	—	<0.5	
	Zn	—	—	—	—	28.0	—	65.0	—	71	
	T-HG	—	—	—	—	0.12	—	0.13	—	0.12	
八王子町原	Cd	—	—	0.12	—	—	—	—	—	—	
	Cu	—	—	<1.0	—	—	—	—	—	—	
	As	—	—	<0.5	—	—	—	—	—	—	
	Zn	—	—	120.0	—	—	—	—	—	—	
	T-HG	—	—	0.07	—	—	—	—	—	—	
馬伏町上里	Cd	—	—	—	—	—	0.56	—	—	—	
	Cu	—	—	—	—	—	6.2	—	—	—	
	As	—	—	—	—	—	0.6	—	—	—	
	Zn	—	—	—	—	—	25.0	—	—	—	
	T-HG	—	—	—	—	—	0.28	—	—	—	
福江町五反田	Cd	—	—	—	—	0.35	—	0.13	—	0.2	
	Cu	—	—	—	—	5.7	—	5.5	—	4.5	
	As	—	—	—	—	<0.5	—	0.6	—	<0.5	
	Zn	—	—	—	—	26.0	—	57	—	59	
	T-HG	—	—	—	—	0.20	—	0.25	—	0.24	
保美町坂井戸	Cd	—	—	—	0.35	—	—	—	—	—	
	Cu	—	—	—	7.8	—	—	—	—	—	
	As	—	—	—	6.3	—	—	—	—	—	
	Zn	—	—	—	63.0	—	—	—	—	—	
	T-HG	—	—	—	0.08	—	—	—	—	—	
堀切町和名池	Cd	—	—	—	—	—	0.13	—	0.11	—	0.06
	Cu	—	—	—	—	—	6.5	—	7.3	—	6.6
	As	—	—	—	—	—	0.7	—	1.0	—	<0.5
	Zn	—	—	—	—	—	8	—	24	—	20
	T-HG	—	—	—	—	—	0.05	—	0.06	—	0.07
吉胡町中新地	Cd	0.15	0.08	—	0.31	—	0.55	—	0.22	—	0.17
	Cu	3.1	3.1	—	11.0	—	5.9	—	5.1	—	3.0
	As	1.0	<0.5	—	1.7	—	1.20	—	1.00	—	<0.5
	Zn	25.0	41.0	—	25.0	—	25.0	—	26.0	—	17
	T-HG	0.03	0.08	—	0.07	—	0.10	—	0.10	—	0.11
高松町中田	Cd	—	—	—	—	—	—	0.05	—	0.15	
	Cu	—	—	—	—	—	—	2.6	—	2.1	
	As	—	—	—	—	—	—	0.70	—	<0.5	
	Zn	—	—	—	—	—	—	40.0	—	46	
	T-HG	—	—	—	—	—	—	0.06	—	0.06	
八王子町中島	Cd	—	—	—	—	—	—	—	0.17	—	0.12
	Cu	—	—	—	—	—	—	—	8.2	—	6.5
	As	—	—	—	—	—	—	—	0.60	—	<0.5
	Zn	—	—	—	—	—	—	—	22.0	—	26
	T-HG	—	—	—	—	—	—	—	0.17	—	0.15

Ⅶ　騒音・振動関係

市内17か所で環境騒音測定、主要道路沿線16か所で交通振動測定を実施した。
騒音調査結果では、主要道路付近で環境基準値を超過している箇所が多々あるものの、概ね良好であった。振動調査結果については特に問題はなかったが、今後の都市化の進行や交通量の増大、また市民の意識が「静けさや快適さ」を求めるものへと変化してきたことに伴い、近隣騒音、道路交通等に起因する苦情の発生が予想される。令和元年度の調査結果では、市内の騒音・振動は一部を除き、概ね環境基準を満たしていた。

1　騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

地域の区分		基準値（時間の区分）	
		昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～翌日の6時）
A類型	1種低住 2種低住 1種中住 2種中住	55dB 以下	45db以下
B類型	1種住居 2種住居 準住居 調整		
C類型	近隣商業 商業･準工 工業	60dB 以下	50dB 以下

(2) 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	基準値（時間の区分）	
	昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～翌日の6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55db 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60db 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値（時間の区分）	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
70dB 以下	65dB 以下

備考：
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

（注）1「幹線交通を担う道路」
(1)　高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上 の区間）
(2)　前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条
第1項第1号に定める自動車専用道路
（注）2「幹線交通を担う道路に近接する空間」：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　･･･15 m
② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路･･･20 m

2 自動車騒音の要請限度

区域区分		時間帯	道路に面する区域		幹線道路近接区域
			1車線	2車線以上	
a	1種低住 2種低住 1種中住 2種中住	昼間	65 dB	70 dB	昼間 75 dB 夜間 70 dB
		夜間	55 dB	65 dB	
b	1種住居 2種住居 準住居 調整	昼間	65 dB	75 dB	
		夜間	55 dB	70 dB	
c	近隣商業 商業･準工 工業	昼間	75 dB	75 dB	
		夜間	70 dB	70 dB	

(注)1 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度をいう。

(注)2 昼間：6時～22時、夜間22時～翌日の6時

3 騒音の大きさのめやす

音圧レベル	音の大きさのめやす
120 dB	飛行機のエンジンの近く
110 dB	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100 dB	電車が通るときのガードの下
90 dB	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面5m）、カラオケ（店内客席の中央）
80 dB	地下鉄の車内、ピアノ（正面1m、バイエル104番）
70 dB	ステレオ（正面1m、夜間）、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 dB	静かな乗用車、普通の会話
50 dB	静かな事務所の中、クーラー（室外、始動時）
40 dB	市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
30 dB	郊外の深夜、ささやき声
20 dB	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方1m）

4 振動に係る規制基準

法の区域の区分	地域の区分	時間の区分	
		昼間 （7時～20時）	夜間 （20時～翌日の7時）
第1種	1種低住 2種低住 1種中住 2種中住	60 dB	55 dB
	1種住居 2種住居 準住居	65 dB	55 dB
第2種	調整 近隣商業 商業・準工	65 dB	60 dB
	工業	70 dB	65 dB
	工専	75 dB	70 dB
	区域外	65 dB	60 dB

5 道路交通振動の要請限度

法の区域の区分	地域の区分	時間の区分	
		昼間 （7時～20時）	夜間 （20時～翌日の7時）
第1種	1種低住 2種低住 1種中住 2種中住 1種住居 2種住居 準住居	65 dB	60 dB
第2種	調整 近隣商業 商業 準工 工業	70 dB	65 dB

6 振動の大きさのめやす

振動レベル	音の大きさのめやす
90dB	人体に生理的影響が生じ始める
80dB	産業職場で振動が気になる（8時間振動にさらされた場合） 深い睡眠にも影響がある
70dB	浅い睡眠に影響が出始める
60dB	振動を感じ始める（閾値）
50dB	ほとんど睡眠影響ない
40dB	常時微動

7 環境騒音測定

(1) 測定結果

（昼間）〔単位：dB（L_{Aeq}）〕

調査地点	用途地域	調査月日	測定結果								環境基準値：Leq	
			L5	L10	L50	L90	L95	Max	Min	L_{Aeq}	道路に面する地域	道路に面する地域以外
1 殿町地内	第1種中高層住宅	R2.1.17	57.2	54.4	40.8	36.4	35.8	75.3	33.4	52.2		
2 赤石2号公園	〃	R2.1.17	51.9	50.3	40.5	37.5	37.0	67.9	35.4	46.5	60	
3 龍泉寺	第1種住居	R2.1.17	47.9	43.8	35.8	32.8	32.5	66.6	30.8	45.3		
4 赤羽根小学校	〃	R1.11.26	64.6	63.0	53.1	42.7	41.5	74.4	39.1	58.6	65	
5 福江保育園	〃	R1.11.26	60.0	55.8	40.6	36.6	35.9	71.9	32.9	53.9	65	
6 保美交差点	〃	R1.11.26	79.1	79.1	69.2	69.0	69.0	79.1	68.9	76.3	65	
7 漆田一区公民館	第2種住居	R2.1.17	78.1	76.1	67.2	52.5	48.9	85.6	43.2	71.9	65	55
8 赤羽根保育園	市街化調整	R1.11.26	64.0	58.4	43.7	41.3	40.9	76.5	38.6	57.6	65	
9 青津公民館	〃	R2.1.17	48.5	44.5	36.3	33.5	33.0	61.1	31.2	41.5		
10 童浦市民館	〃	R2.1.17	68.1	66.5	54.0	42.8	41.0	79.4	37.8	61.9	65	
11 泉市民館	〃	R1.11.26	59.9	58.4	50.9	49.7	49.6	69.0	48.8	54.8		
12 南部市民館	〃	R2.1.17	54.8	51.9	44.8	42.3	41.6	71.3	39.9	50.4	65	
13 野田市民館	〃	R1.11.26	62.8	58.3	41.9	36.9	35.9	81.2	33.3	58.7	65	
14 本町通り（田原証券前）	近隣商業	R2.1.17	63.4	58.3	42.5	37.7	36.5	78.5	33.3	57.4	65	
15 赤羽根市民館	〃	R1.11.26	60.9	57.4	47.3	41.4	40.3	76.1	36.0	55.9	65	60
16 消防署渥美分署	〃	R1.11.26	70.4	68.7	61.4	54.1	52.0	81.5	44.5	65.3	65	
17 東大浜地内	商　業	R2.1.17	48.6	46.6	44.4	36.2	35.2	66.1	33.2	45.5	65	

(2) 経年変化

（昼間）　〔単位：dB（L_{Aeq}）〕

	調査地点	用途地域	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	殿町地内	〃	59	48	47.5	51.3	49.6	47.2	48.1	47.1	54.0	52.2
2	赤石2号公園	〃	52	52	44.4	50.6	47.0	51.1	46.0	49.6	42.4	46.5
3	龍泉寺	第1種住居	48	54	53.0	48.5	48.1	40.8	48.1	41.9	37.5	45.3
4	赤羽根小学校	〃	56	53	47.3	47.7	53.3	53.9	55.4	56.1	55.6	58.6
5	福江保育園	〃	60	56	51.3	58.8	61.0	53.5	59.4	57.4	57.8	53.9
6	保美交差点	〃	67	69	70.7	69.5	67.7	71.1	68.9	70.0	66.9	76.3
7	漆田一区公民館	第2種住居	56	67	59.8	60.0	60.1	60.4	69.9	71.2	70.9	71.9
8	赤羽根保育園	市街化調整	51	61	52.1	61.7	60.8	60.0	62.2	63.1	62.8	57.6
9	青津公民館	〃	47	52	39.4	44.6	48.2	40.4	42.4	41.7	42.9	41.5
10	童浦市民館	〃	62	63	63.8	65.1	62.2	62.9	61.0	61.3	64.2	61.9
11	泉市民館	〃	58	55	45.9	57.1	49.3	53.4	51.2	50.1	54.6	54.8
12	南部市民館	〃	56	57	49.4	56.6	52.9	58.3	51.9	59.3	52.9	50.4
13	野田市民館	〃	49	58	56.5	55.4	55.1	55.7	58.6	58.1	53.7	58.7
14	本町通り	近隣商業	52	59	58.0	59.5	58.1	55.9	59.5	56.6	57.6	57.4
15	赤羽根市民館(H18～) 赤羽根郵便局(～H17)	〃	54	58	53.4	54.3	57.8	52.6	60.0	57.2	58.0	55.9
16	消防署渥美分署	〃	64	68	66.8	67.4	66.2	67.5	66.4	68.5	66.3	65.3
17	東大浜地内	商　業	49	48	52.0	48.2	46.0	39.0	55.5	53.2	44.3	45.5

8 自動車騒音測定

(1) 測定結果

〔単位：dB（L_{Aeq}）〕

	調査地点	路線名	調査年月日	等価騒音レベル		自動車騒音の要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
27-1	石神町	一般国道259号	H27.11.16	64	58	75	70
27-2	野田町	一般国道259号	H27.11.16	67	60		
27-3	大久保町	田原赤羽根線	H27.11.16	66	59		
27-4	谷熊町	城下豊島線	H27.11.16	61	51		
27-5	小中山町	小中山伊良湖線	H27.11.16	59	47		
28-1	保美町	一般国道259号	H28.11.17	66	58	75	70
28-2	浦町	豊橋渥美線	H28.11.17	74	69		
28-3	豊島町	大草豊島線	H28.11.17	67	61		
28-4	赤羽根町	赤羽根野田線	H28.11.17	56	46		
28-5	赤羽根町	赤羽根泉港線	H28.11.17	62	52		
29-1	高松町	一般国道42号	H30.1.30	68	60	75	70
29-2	福江町	一般国道259号	H30.1.30	67	59		
29-3	田原町	田原赤羽根線	H30.1.30	66	60		
29-4	神戸町	六連三河田原停車場線	H30.1.30	66	56		
29-5	東赤石	六連三河田原停車場線	H30.1.30	65	58		
30-1	若見町	一般国道42号	H30.12.27	68	59	75	70
30-2	神戸町	一般国道259号	H30.12.27	66	60		
30-3	豊島町	一般国道259号	H30.12.27	68	62		
30-4	片浜町	豊橋渥美線	H30.12.27	66	60		
1-1	南神戸町	一般国道42号	R1.12.10	68	62	75	70
1-2	谷熊町	一般国道259号	R1.12.10	74	69		
1-3	田原町	田原高松線	R1.12.10	69	60		
1-4	村松町	高松石神線	R1.12.10	67	58		

9 道路交通振動測定

(1) 測定結果

〔単位：dB〕

調査地点	用途地域	調査月日	測定結果						要請限度
			L10	L50	L90	Max	Min	Leq	L10
A 清田小学校	第１種住居	R1.11.26	29.0	13.9	10.6	45.0	8.2	26.4	
B 保美交差点	〃	R1.11.26	30.7	21.0	14.5	46.1	10.9	27.1	
C 田原郵便局前	第２種住居	R2.1.17	39.9	37.2	29.4	53.5	15.1	35.1	65
D 漆田一区公民館	〃	R2.1.17	49.6	37.8	23.1	64.0	12.4	46.8	
E 田原市総合体育館	〃	R2.1.17	39.8	28.9	19.2	65.3	9.3	45.2	
F 大久保南交差点	市街化調整	R2.1.17	32.2	20.9	12.2	72.8	7.9	45.5	
G 赤羽根保育園	〃	R1.11.26	32.7	24.2	19.5	57.0	15.1	33.5	
H 農協六連集出荷場	〃	R2.1.17	41.6	22.7	11.6	66.0	7.5	43.6	
I 石神交差点	〃	R1.11.26	39.6	27.4	15.8	65.3	9.1	41.6	
J 野田今方地内	〃	R1.11.26	35.0	18.3	10.8	61.5	5.4	36.4	
K 童浦市民館	〃	R2.1.17	24.7	16.5	11.7	65.3	7.7	40.1	70
L 片浜公民館	〃	R2.1.17	30.6	15.9	9.8	65.3	6.6	40.6	
M まつり会館前	近隣商業	R2.1.17	43.1	24.5	16.8	65.3	11.0	43.5	
N 赤羽根市民館	〃	R1.11.26	29.4	23.5	17.7	48.3	13.7	27.0	
O 高田交差点	商業	R1.11.26	31.9	22.4	13.5	54.2	8.8	30.2	
P 船倉橋西	準工業	R2.1.17	34.4	25.8	19.6	65.3	9.3	40.5	

(2) 経年変化

〔単位：dB(LeqA)〕

調査地点	用途地域	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
A 清田小学校	第1種住居	26	22	21.1	22.0	23.6	19.5	40.2	24.5	40.3	26.4
B 保美交差点	〃	37	31	37.3	24.4	26.1	26.4	25.8	27.5	28.5	27.1
C 田原郵便局前	第2種住居	42	38	33.1	39.7	38.7	39.3	39.0	44.5	40.7	35.1
D 漆田一区公民館	〃	43	40	44.3	48.2	40.3	39.4	42.7	39.6	46.2	46.8
E 田原市総合体育館	〃	38	33	30.4	34.2	32.6	33.6	33.6	36.7	36.7	45.2
F 大久保南交差点	市街化調整	34	33	28.0	29.1	30.0	30.4	32.3	32.3	32.0	45.5
G 赤羽根保育園	〃	30	34	27.2	35.6	29.7	26.7	30.3	33.1	29.9	33.5
H 農協六連集出荷場	〃	39	35	35.9	36.8	37.1	34.5	38.9	38.8	33.4	43.6
I 石神交差点	〃	44	39	36.2	40.9	36.7	37.7	39.2	36.1	33.4	41.6
J 野田今方地内	〃	45	38	38.8	35.9	40.5	42.3	37.3	47.7	34.5	36.4
K 童浦市民館	〃	29	21	23.1	25.0	42.9	22.6	22.2	20.5	27.3	40.1
L 片浜公民館	〃	36	29	32.8	30.8	26.7	24.0	22.1	26.2	40.2	40.6
M まつり会館前	近隣商業	35	31	32.0	37.9	37.2	29.8	34.2	38.7	35.3	43.5
N 赤羽根市民館	〃	31	31	33.0	27.4	27.2	29.3	26.1	25.7	23.2	27.0
O 高田交差点	商業	28	33	22.2	23.5	27.9	28.1	28.0	41.0	40.6	30.2
P 船倉橋西	準工業	36	36	32.0	31.2	32.2	34.5	32.3	37.6	30.5	40.5

10　騒音・振動に係る特定施設設置等届出状況

(1) 特定施設設置等届出数

（件）

区分		設置	使用	変更			廃止	計
				構造等	数等	氏名等		
騒音規制法		1	0	0	2	1	0	4
振動規制法		1	0	0	0	0	0	1
県民の生活環境の保全等に関する	騒音	5	0	0	4	4	0	13
	振動	5	0	0	7	4	0	16
計		12	0	0	13	9	0	34

(2) 騒音発生施設数

	施設名	騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例
1	金属加工機械	22	622
2	圧縮機及び冷凍機	282	1,112
3	土石用破砕機等	19	48
4	織機	0	1
5	建設用資材製造機械	3	0
6	穀物用製粉機	3	2
7	木材加工機械	24	4
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	14	0
10	合成樹脂用射出成形機	18	48
11	鋳型造型機	0	0
12	ディーゼルエンジン等	0	65
13	送風機及び排風機	圧縮機及び冷凍機に含む	1,477
14	走行クレーン	0	136
15	洗びん機	0	0
16	真空ポンプ	0	97
	計	385	3,612

(3) 振動発生施設数

	施設名	振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例
1	金属加工機械	6	302
2	圧縮機及び冷凍機	117	1,187
3	土石用破砕機等	13	105
4	織　機	0	0
5	コンクリートブロックマシン	0	0
6	木材加工機械	1	0
7	印刷機械	14	0
8	ゴム練用ロール機等	0	0
9	合成樹脂用射出成形機	18	48
10	鋳型造型機	0	0
11	穀物用製粉機	0	0
12	ディーゼルエンジン等	0	90
13	送風機及び排風機	0	1,646
	計	169	3,378

11　騒音・振動に係る特定建設作業届出状況

(1) 騒音関係

（件）

	作業の種類	規制法対象	県条例対象
1	くい打ち機等を使用する作業	6	2
2	びょう打機を使用する作業	0	0
3	さく岩機を使用する作業	36	5
4	空気圧縮機を使用する作業	41	4
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	1
6	バックホウ(定格出力80kW以上)を使用する作業	70	153
7	トラクターショベル(定格出力70kW以上)を使用する作業	0	0
8	ブルドーザー(定格出力40kW以上)を使用する作業	15	0
9	建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	0	7
10	コンクリートミキサー等を使用する作業	0	116
11	コンクリートカッターを使用する作業	0	77
12	ブルドーザー等を使用する作業	0	0
13	ロードローラー等を使用する作業	0	123
	計	168	488

(2) 振動関係

（件）

	作業の種類	規制法対象	県条例対象
1	くい打ち機等を使用する作業	7	3
2	鋼球を使用して破壊する作業	2	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	1	4
4	ブレーカーを使用する作業	54	6
	計	64	13

Ⅷ　悪臭関係

1　臭気指数規制

近年、悪臭苦情の中には、悪臭原因物の複合臭や特定悪臭物質以外の未規制物質などの原因による事例が見られ、これらの事例にも対応するため、人の嗅覚を用いて、気体又は水の悪臭の程度に関する値「臭気指数」により規制する「臭気指数規制」が平成 18 年 10 月 1 日から適用された。

(1) 臭気指数の算定方法

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数「臭気濃度」から次式により算定する。

「臭気指数」＝$10\times\log_{10}$（臭気濃度）

(2) 計算例

問題となるにおいを 100 倍まで希釈してにおいを感知することができなくなった場合、「臭気濃度」は 100 となるので、臭気指数は、次のとおり算出される。

臭気指数＝$10\times\log_{10}(100)=20$

(3) 参考

臭気指数　10　　＝ ほとんどの人が気にならない臭気の状態
臭気指数　12～15　　＝ 気をつければ分かるにおい（希釈倍率 16～32 倍）
臭気指数　18～21　　＝ 楽に感知できるにおい（希釈倍率 63～126 倍）

2　規制基準

工場・事業場の敷地境界（１号基準）、着たい排出口（２号基準）、排出水（３号基準）

規制地域の区分		第１種地域	第２種地域	第３種地域
工場・事業場の敷地境界	（１号基準）	12	15	18
気体排出口	（２号基準）	悪臭防止法施行規則第６条の２に定める方法により算出		
排出水	（３号基準）	28	31	34

規制地域の区分

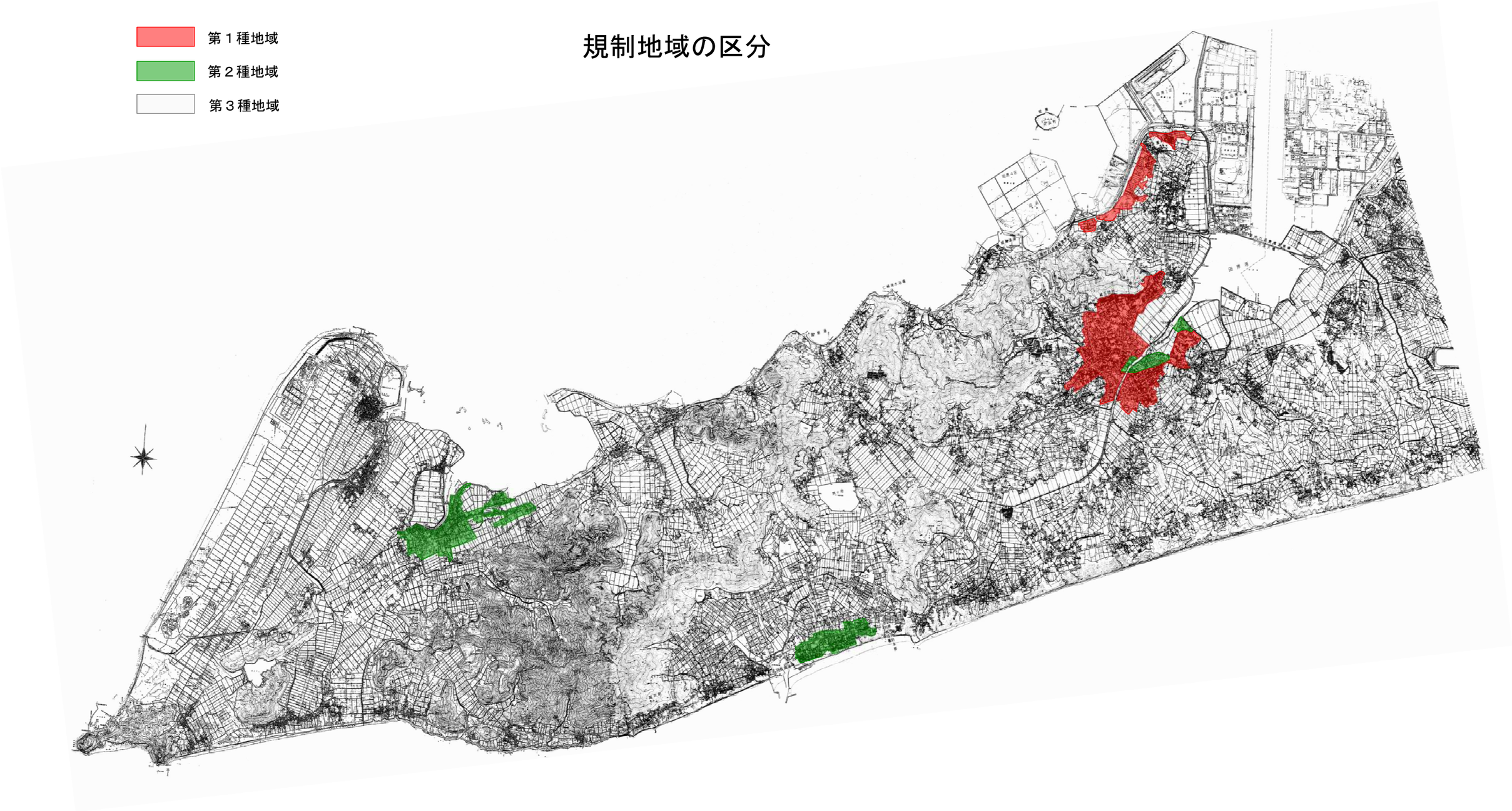

３　悪臭関係工場等届出状況

	業種	届出件数
1－イ	豚房施設（豚房の総面積が 50 ㎡未満のものを除く）	75
1－ロ	牛房施設（牛房の総面積が 200 ㎡未満のものを除く）	124
1－ハ	鶏を 3,000 羽以上を飼育するもの	34
1－ニ	うずらを 20,000 羽以上を飼育するもの	3
2	飼料・肥料製造業	20
11	鋳物製造業	1
13	し尿処理施設	1
14	ごみ処理場	4
15	終末処理場	4
	計	266

Ⅸ　廃棄物処理の状況

1　ごみの収集

各地区にごみステーションを設置し、市から委嘱を受けた廃棄物減量等推進員がごみステーションの管理、分別指導等を行っている。ごみの収集については、市から委託を受けた収集業者が行っている。

(1)　ごみの分別

１２区分の収集ごみと収集しないごみに分かれている。

	ごみの種類	収集回数	委託業者数
収集ごみ	もやせるごみ	週２回	1
	紙　類	月１回	1
	布　類	月１回	1
	こわすごみ	月１回	1
	空　缶（スチール･アルミ缶）	月１回	1
	小物金属	月１回	1
	電化製品類	月１回	1
	発砲スチロール	月１回	1
	埋めるごみ	月１回	1
	有害ごみ（乾電池・蛍光管等）	月１回	1
	ガラスびん	月１回	1
	ペットボトル	隔週	1
	プラスチック容器類	隔週	1
	白色トレイ	隔週	1
収集しないごみ	粗大ごみなど	―	―

(2)　廃棄物減量等推進員とごみステーションの数

校区名	推進員の数	ごみステーションの設置数（か所）					
		もやせるごみ	紙類・布類	こわすごみ	資源ごみ類・埋めるごみ	ガラスびん	プラスチック
東部	6	23	8	12	12	12	12
童浦	12	51	18	24	24	24	24
南部	2	9	1	3	3	3	3
中部	13	77	13	17	17	17	17
衣笠	8	37	10	17	17	17	17
神戸	16	34	17	18	18	18	18
大草	2	8	2	2	2	2	2
野田	13	23	12	12	12	12	12
六連	5	12	5	5	5	5	5
高松	2	8	7	7	7	3	7
赤羽根	3	11	11	11	11	3	11
若戸	3	9	9	9	9	3	9
泉	8	34	8	8	8	8	8
清田	5	20	4	4	4	4	4
福江	6	36	6	6	6	6	6
中山	4	13	2	2	2	2	2
亀山	2	15	2	2	2	2	2
伊良湖	2	7	3	3	3	3	3
堀切	2	15	2	2	2	2	2
和地	2	8	4	4	4	4	4
計	116	450	144	168	168	150	168

2 ごみ処理施設

市内には、もやせるごみを処理する田原リサイクルセンター炭生館、資源ごみ・粗大ごみを分別する東部資源化センター・赤羽根環境センター・渥美資源化センター、埋めるごみなど再利用できないごみを埋立処分する最終処分場がある。

(1) 中間処理施設及び保管施設

名称	施設区分(処理能力)	施設面積(㎡) 敷地面積(㎡)	供用開始	所在地	備考
田原リサイクルセンター(炭生館)	焼却施設:流動床式炭化炉(30t/日×2系列)	11,361	平成17年4月	緑が浜二号2−91	(運営)グリーンサイトジャパン㈱
赤羽根環境センター	分別保管施設	156 33,377	平成6年11月	赤羽根町西山1−68	平成24年度末に焼却炉の稼動停止
東部資源化センター	分別保管施設 破砕・圧縮設備(15 t/5h)	162 17,000	平成6年4月	相川町鴫森87−5	
渥美資源化センター	分別保管施設	346 12,237	昭和51年4月	福江町清荒子1−1	

(2) 最終処分施設

名称	埋立容量(㎥) 敷地面積(㎡)	浸出水処理能力(m^3/日)	供用開始	所在地	備考
赤羽根環境センター(埋立処分施設)	12,200 3,900	25	平成6年11月	赤羽根町西山1−68	
渥美最終処分場	150,500 44,080	76	平成7年7月	和地町南大坂2	
第二東部最終処分場	40,600 33,900	30	平成19年4月	谷熊町南御納7	炭生館からの固化飛灰、燃え殻のみ

3 ごみの処理量と資源化の状況

(1) ごみ処理量

(単位:トン)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01
もやせるごみ量	18,024	17,923	17,131	16,827	16,116	15,922
その他のごみ量	7,593	7,687	8,449	8,550	9,053	7,967
計	25,617	25,610	25,580	25,377	25,169	23,889

(2) 資源化量

(単位:トン)

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01
紙類	1,629	1,584	1,616	1,699	1,603	1,528
布類	446	459	438	506	445	458
金属類	792	817	793	801	721	770
ガラス瓶類	452	440	363	343	317	323
ペットボトル	195	190	192	201	196	193
プラスチック	160	156	212	310	371	360
木・枝類等	3,308	3,398	4,306	4,071	4,092	3,807
発砲スチロール	6	5	4	8	4	8
その他	45	40	48	37	42	40
計	7,033	7,088	7,973	7,977	7,791	7,487
資源化率	27.5%	27.7%	31.2%	31.4%	31.0%	31.3%

※各項目で端数処理されているため、計と各項目の数量の合計が一致しないことがある。

田原リサイクルセンター炭生館で、もやせるごみから作られた炭化物の量は、平成26年度が828ｔ、平成27年度が771ｔ、平成28年度が714ｔ、平成29年度が771ｔ、平成30年度が621ｔ、令和元年度が750ｔである。これらと炭生館で回収される金属類を含めた資源化率は、平成26年度が30.8%、平成27年度が30.8%、平成28年度が34.1%、平成29年度が34.6%、平成30年度が33.5%、令和元年度が34.6%である。

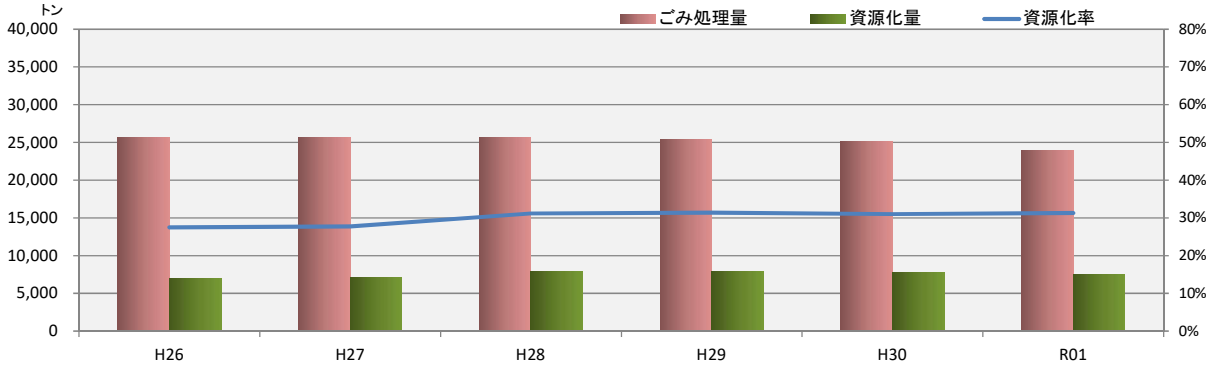

(3) 資源化の方法

ごみの種類	資源化の方法
もやせるごみ	炭化物になり燃料となる
こわすごみ	破砕・分解等し、炭化物となり燃料になる
紙類	リサイクル紙になる
布類	ウエス、詰め物などになる
空缶(アルミ)	アルミ缶に再生される
空缶(スチール)	建設用資材になる
小物金属	建設用資材になる
電化製品類	レアメタルを取り出し、再利用する
発砲スチロール	再生発砲スチロール等になる
有害ごみ	水銀、マンガンを適正処理し再生される
粗大ごみ	破砕し、金属ともやせる部分はそれぞれ建設用資材、炭化物になる
ガラスびん	びん、タイル、路盤材になる
ペットボトル	じゅうたん、文房具、衣類等になる
プラスチック容器類	プラスチック製品になる
白色トレイ	白色トレイやプラスチック製品になる

市民のごみ分別に対する意識が高まり、資源化が進んだ。

4 ごみ処理等経費とごみ処理手数料

(1) ごみ処理等経費

「もやせるごみ」の処理委託料は、田原リサイクルセンター炭生館の運営・ごみ処理の経費である。

区分	金額（千円）
一般廃棄物収集・処理	338,150
もやせるごみ処理委託料	690,878
処理施設運営・維持管理	197,335
不法投棄防止対策	2,931
産業廃棄物処理	2,132
その他の経費	709,315
計	1,940,741

(2) ごみ処理手数料

事業活動から出るごみは事業所の責任において処理しなければならないことになっており、ごみの種別や処理の方法による負担の公平化を進めるため、平成19年4月1日から事業系一般廃棄物処理手数料の徴収を開始し、平成30年2月に手数料を改定した。

①一般廃棄物処理手数料

100円/10kg（10kg未満は、10kgとみなす）　［手数料のかからないごみ：資源ごみ（古紙、繊維など）］

②利用状況

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01
搬入者数(人)	8,830	8,799	9,376	9,388	9,650	10,624
搬入量(t)	6,686	6,595	6,912	6,734	6,631	7,005

③ごみ処理手数料(家庭系)

45ℓごみ袋22.5円　30ℓごみ袋15円　20ℓごみ袋10円　10ℓごみ袋5円

④利用状況

項目	45ℓ	30ℓ	20ℓ	10ℓ	計
購入数(箱)	3,503	1,603	516	279	
金額(円)	39,408,750	12,022,500	2,580,000	697,500	54,708,750

5 普及啓発等

(1) 普及啓発活動

項目	H29		H30		R01	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
分別等説明会 ほーもん講座	123	7,881	20	1,107	83	3,143

ごみの分別・出し方の説明会や、ごみの減量に関する普及啓発としてほーもん講座の実施と、市の広報紙に記事を掲載した。

(2) 違反ごみ対策

平成19年4月から、ごみステーションに出された分別の悪いごみや、本来出せないごみに対して違反ごみシールを貼り、一定期間収集せずに置いておくことにより違反を認識させる。これにより、自治会で違反ごみをなくすよう取り組んでいる。

6 不法投棄防止対策

不法投棄を防止するため啓発等を行っている。また、市内で不法投棄された家電４品目・粗大ごみなどの処分を行っている。

不法投棄に関する苦情件数

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01
家電4品目	11	9	3	2	2	9
粗大ごみ等	49	35	16	10	11	27

7 産業廃棄物処分場

市内の個人の家屋を壊したときに出る産業廃棄物のうち、コンクリート破片やレンガ破片等の「がれき類」を処分する施設で、搬入する場合は事前に申請手続きを必要とし、廃棄物の処理に係る産業廃棄物処理手数料と、産業廃棄物税を徴収していた。平成31年2月に埋立を終了し、今後は施設閉鎖を行っていく。

(1) 施設の概要

名称	敷地面積(㎡)	埋立処分地面積(㎡)	埋立容量(㎥)	供用開始	所在地
片浜埋立処分場	43,538	32,156	140,280	平成8年4月	片浜町南瀬古120

(2) 産業廃棄物税と産業廃棄物処理手数料

産業廃棄物税　　1 円／kg

産業廃棄物処理手数料　　1 円／kg

(3) 利用状況

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01
搬入者数(人)	97	82	79	132	112	—
搬入量(t)	2,162	2,573	2,802	3,967	3,921	—

Ⅹ 公害苦情の状況

令和元年度の公害苦情件数は、93件あり、その中でも悪臭苦情、廃棄物投棄が多い傾向にある。
悪臭による苦情で多いのは、野焼きなどの屋外焼却と農地に搬入された未完熟堆肥によるものであった。
そこで、市広報誌を用いて回覧による啓発を実施した。
また、環境パトロールを実施し、完熟堆肥の施肥や堆肥の早期鋤き込みをＰＲした。
田原市は農地も多く、堆肥の需要は必至であることから、適正な堆肥を施肥するなどの指導や監視が今後も必要である。

１　苦情件数

年度	典型7公害								左記以外		計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	うち低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	
H20	2	14	1	1	1	0	0	30	52	26	126
H21	8	12	1	5	1	0	0	32	37	19	114
H22	5	6	0	4	0	0	0	35	56	32	138
H23	24	10	0	6	1	0	0	31	28	21	120
H24	9	15	0	4	1	0	0	72	67	35	202
H25	34	20	0	15	0	0	0	36	38	26	169
H26	29	12	0	13	0	1	0	33	59	35	182
H27	13	4	0	6	0	0	0	39	91	28	181
H28	11	8	0	4	0	0	0	56	41	36	156
H29	5	8	0	7	0	0	0	37	32	25	114
H30	4	2	0	5	0	0	0	65	21	28	125
R1	2	3	0	8	0	0	0	34	37	9	93

２　年度別苦情件数

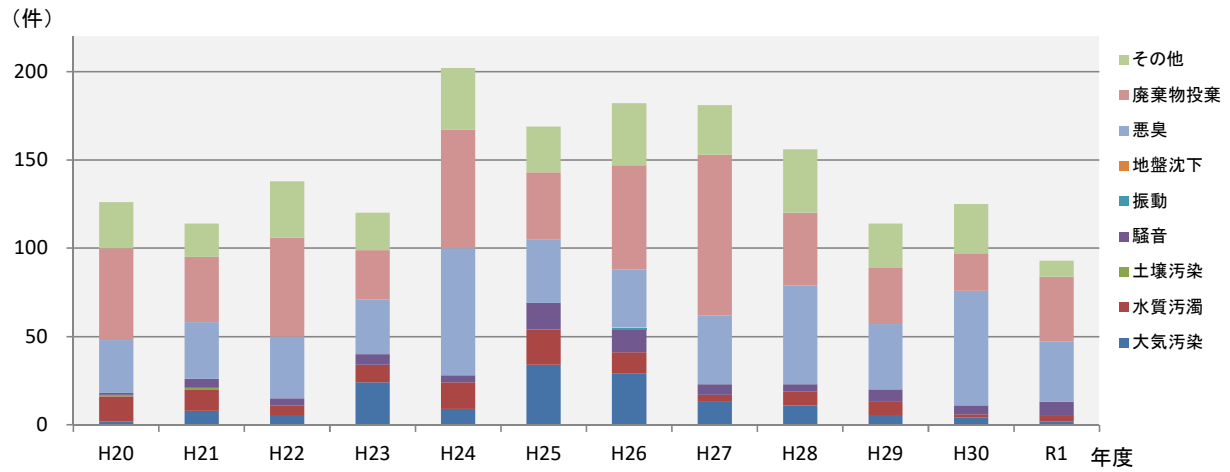

ＸＩ　自然環境保全関係

１ 自然公園

本市は、海・山に恵まれた自然環境を有している。これらの自然を守るため、自然公園法及び愛知県立自然公園条例により、三河湾国定公園の一角に指定され、特に遠州灘及び三河湾沿岸部や山地は特別地域となり、その内陸部も渥美半島県立自然公園の区域となっている。
これらの地域では、開発行為規制等により、自然景観の保全が図られている。

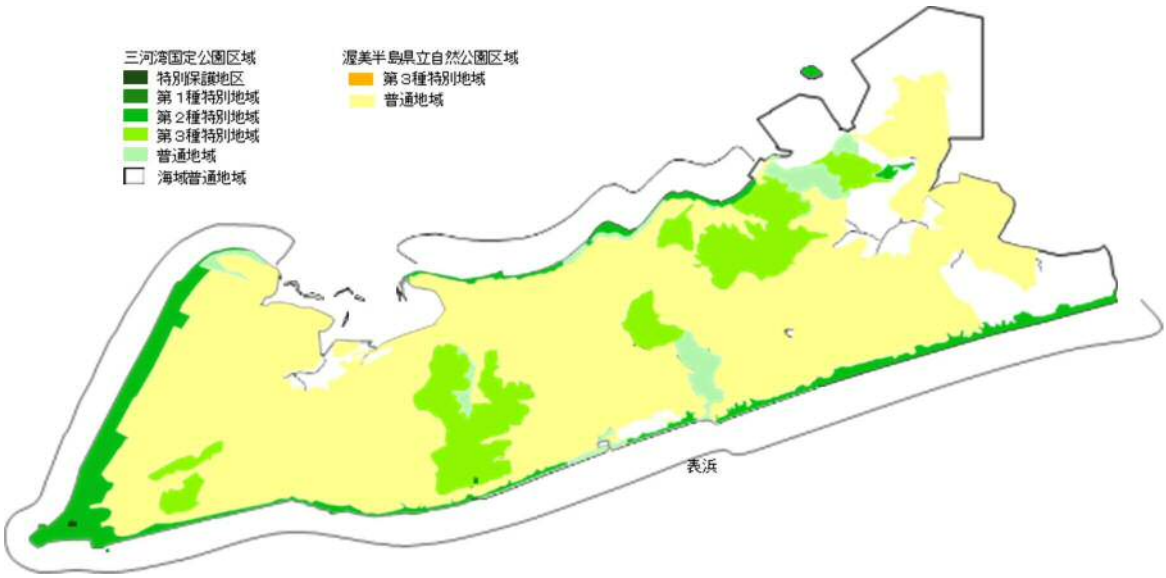

(1) 三河湾国定公園

黒潮流れる太平洋と三河湾に囲まれた豊かな自然を有する本市は、三河湾国定公園の一部に指定され、太平洋岸では片浜十三里と呼ばれる狭長な一直線の砂浜と一体となって、太平洋の荒波によって形成された海食崖が 30ｋｍにわたって発達し、豪壮な海食景観を形成しており、砂浜では毎年アカウミガメが産卵することでも有名である。

規制区域には特別保護地区（原生林が残っている伊良湖の宮山原生林）、第１種特別地域（大山の中腹）、第２種特別地域（太平洋岸と三河湾沿いの一部）、第３種特別地域（蔵王山、大山、芦ケ池周辺および初立池周辺）、普通地域（三河湾沿いの一部、赤羽根漁港周辺、蔵王山周辺、ロングビーチから芦ケ池南部までの地域及び伊川津椛地区周辺、海上部の一部）がある。

令和元年度の三河湾国定公園における工作物の新築行為等許可申請及び届出件数（件）

行為の種類	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域
工作物の新築等	0	0	32	10	1
木竹の伐採	0	0	1	0	0
土石の採取	0	0	2	0	0
広告物の掲出等	0	0	1	0	0
土地の形状変更	0	0	0	0	0
車馬等の乗入れ	0	0	3	0	0
水面の埋立	0	0	0	0	0
水位の増減	0	0	0	0	0
高山植物等の採取	0	0	0	0	0
非常災害応急措置	0	0	0	0	0
公園事業執行協議	0	0	0	0	0

(2) 渥美半島県立自然公園

渥美半島県立自然公園は、三河湾国定公園に囲まれるように市内の内陸部のほぼ一帯をしめており（六連地区の一部を除く）、全国でも有数の農業地帯が広がる自然豊かな地域である。

その中でも、第３種特別地域に指定されている黒河湿地は、東海地方固有のシデコブシ、シラタマホシクサ、トウカイコモウセンゴケなど貴重な植物が自生しており、県の天然記念物に指定されている。

令和元年度の渥美半島県立自然公園における工作物の新築行為等届出件数（件）

行為の種類	第３種特別地域	普通地域
土石の採取	0	0
工作物の新築等	0	13
土地の形状変更	0	1
水面の埋立	0	1
広告物の掲出等	0	0

2 有害鳥獣捕獲

本市では鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図るため、田原市猟友会に委託して有害鳥獣の捕獲を行っている。

令和元年度鳥獣別捕獲数

イノシシ（頭）	ハクビシン（頭）	アナグマ（頭）	タヌキ（頭）	ヌートリア（頭）	キツネ（頭）	アライグマ（頭）
477	101	44	21	10	1	1

3 特定外来生物の駆除

本市では特定外来生物は現在 13 種確認されている。捕獲した場合には駆除を行っており、毒を有するセアカゴケグモについては、殺虫剤を用いるか、直接肌に触れないよう注意して潰し、焼却処分している。

動物 9 種	ﾇｰﾄﾘｱ、ｱﾗｲｸﾞﾏ、ｳｼｶﾞｴﾙ、ｵｵｸﾁﾊﾞｽ、ﾌﾞﾙｰｷﾞﾙ、ｶﾀﾞﾔｼ、ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝｱﾘ、ｾｱｶｺﾞｹｸﾞﾓ、ｶﾜﾋﾊﾞﾘｶﾞｲ
植物 4 種	ｵｵｷﾝｹｲｷﾞｸ、ﾐｽﾞﾋﾏﾜﾘ、ｱﾚﾁｳﾘ、ｵｵﾌｻﾓ

本市で確認されている特定外来生物

（アルゼンチンアリの一斉防除）

平成 17 年、田原市街地を中心に特定外来生物であるアルゼンチンアリの生息が確認された。

これを受け、平成 18 年度からの 3 年間、環境省が防除試験を実施し、ベイト剤を用いた一斉防除の効果が高いことが確認された。

平成 21 年度からは、生息区域の自治会と市で対策協議会を発足させ、年 3 回の一斉防除を実施している。

令和元年度の防除では、平成 21 年度の防除を実施する前を換算値で 100%とした場合、9.0%まで個体数が減少した結果となった。

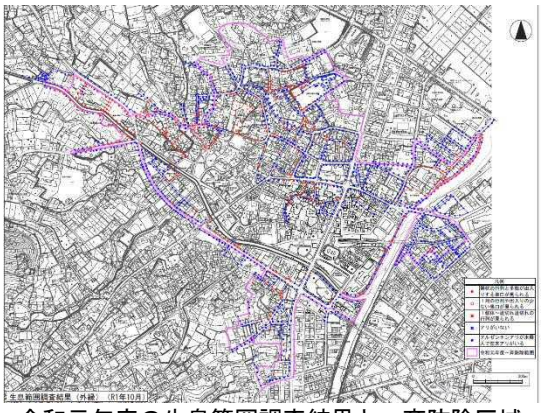

令和元年度の生息範囲調査結果と一斉防除区域

XⅡ　公園緑地･緑化推進の状況

近年、環境問題への関心の高まりを背景として、生物多様性保全、地球温暖化防止や水源のかん養、里山林の整備など、森や緑が有する多様な公益的機能に対する期待が高まっている。このため、本市においても平成21年4月から「あいち森と緑づくり事業」を活用して、里山林整備・保全する取り組みが始められた。

今後、里山林の整備、都市緑化、環境活動支援など「あいち森と緑づくり事業」が活用されることになる。

1　公園･緑地の状況

（公園・緑地・広場と通称呼ばれている施設の整備・保有状況）

本市の公園・緑地と呼ばれるものは、大別して「都市公園施設」と「都市公園施設以外の施設」の2つがある。それらの令和元年度末現在の状況は、以下に示すとおりである。

(1) 都市公園施設

種別	名称		面積(ha)	供用面積(ha)
街区公園	新清谷公園		0.19	0.19
	神戸第一公園		0.28	0.28
	汐見公園		0.25	0.25
	赤石3号公園		0.63	0.63
	赤石4号公園		0.20	0.20
	赤石5号公園		0.10	0.10
	赤石1号公園		0.10	0.10
	赤石2号公園		0.22	0.22
	姫見台公園		0.24	0.24
	木綿台公園		0.16	0.16
	吉胡台なかよし公園		0.27	0.27
	大手公園		0.31	0.31
	片西1号公園		0.35	0.35
	片西2号公園		0.10	－
	つばき公園		0.69	0.69
	夕陽が浜東公園		0.17	0.17
	夕陽が浜西公園		0.21	0.21
	西浦公園		1.44	1.44
	築出公園		0.22	0.22
	大久保公園		0.27	0.27
	福江公園		0.41	0.41
	浦片1号公園		0.16	0.16
	浦片2号公園		0.41	0.41
	浦片3号公園		0.57	0.57
	浦片4号公園		0.60	0.60
	計	25	8.55	8.45
総合公園 運動公園	滝頭公園		10.70	9.40
	白谷海浜公園		10.80	10.80
	中央公園		14.50	7.90
	計	3	36.00	28.10
都市緑地	緑が浜緑地		5.83	5.83
	新大坪緑地		0.11	0.11
	緑が浜2号緑地		0.57	0.57
	計	3	6.51	6.51
合計	28 公園	3 緑地	51.06	43.06

令和2年3月31日現在

市人口（人）	1人当り公園面積（㎡）	1人当り供用面積（㎡）
61,564	8.29	6.99

（用語の解説）

街区公園 ≫	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.10haを標準として配置する。
総合公園 ≫	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
運動公園 ≫	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都市緑地 ≫	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。

(2) 都市公園施設以外の施設

区分・種別	箇所数	面積（㎡）	供用面積（㎡）	備考
史跡公園	3	24,319	24,319	
風致公園	0	－	－	
自然公園	2	11,872	11,872	
農業公園	1	110,000	110,000	
街区公園	22	30,484	30,484	
その他公園	7	19,008	19,008	
運動公園	6	106,951	106,951	
農村公園	34	67,882	67,882	
園地	7	2,247,500	2,224,400	
遊園	22	18,856	18,856	
広場	30	100,474	100,474	
緑地	32	590,646	590,646	
計	166	3,327,992	3,304,892	

※ 公園の区分・種別については、公園台帳による。

(3) 田原市の公園緑地現況のまとめ

区分	都市公園施設		都市公園以外の施設	
	数（箇所）	面積（ha）	数（箇所）	面積（ha）
公園	28	44.55	75	37.10
広場等	0	0.00	59	236.70
緑地	3	6.51	32	59.10
小計	31	51.06	166	332.90
合計	197 箇所		383.96 ha	

2 環境緑化の推進状況

本市では、緑に囲まれた快適な生活環境づくりを推進するため、個人又は団体が行う緑化事業を支援している。また、まちぐるみ緑化運動の推進と緑化の啓発を図るため、各種団体代表で構成する「田原市緑のまちづくり推進協議会」を組織し、主な活動は「田原市緑化推進委員会」が行っている。

◇ 令和元年度に実施した補助事業の概要

事業名	対象	概要	実績
花壇設置奨励事業	市内の地域 住民団体等	花壇の新設、 継続管理	89団体、108箇所、6,307.61㎡
沿道花壇花苗配布事業	沿道花壇登録 者対象に配布	沿道花壇及び プランター	654件（花壇 7,602.64㎡、 プランター 4,173個）

3 里山保全その他の推進状況

市民との協働により、里山等の利活用推進のため、市民が里山保全に関する知識・技能の習得の場として、里山保全アドバイザースキルアップ研修会を開講した。この参加者は「たはら里山の会」会員として、市内の里山の保全にも取り組んでいる。

◇ 令和元年度に実施した事業の概要

「たはら里山の会」会員による市有地や地区所有地における里山保全活動の実施

4 公園緑地・緑化推進の成果と展望

田原市緑の基本計画（シンボル公園ネットワーク計画）では、市街地においては緑量が少なく、一人当たりの都市公園面積においても近隣都市と比較してやや低い値であるとされていたが、新たに整備供用開始された公園もあるため、値はやや向上した。

里山保全推進状況としては、里山保全アドバイザー養成講座の開講により、潜在的な里山保全を目指す市民の発掘があった。そして、19年度末から市有地の「サンテパルクたはら」の雑木林で里山保全活動に取り組んでいる。また、会員が地区の里山保全のリーダーとなり、保全活動に取り組む事例もある。

今後も引き続き、里山保全に取り組むことにより、森林が整備され、結果として生態系の保全、生物多様性の確保のための重要な拠点となるが期待できる。

資料編

1 臨海進出企業に対する公害防止指導基準

鬼塚内陸企業団地も臨海進出企業に対する公害防止指導基準を準用する。

区分		指導基準
大気	硫黄酸化物	1 燃料使用量 500㍑/h 未満 硫黄酸化物排出量が 0.893 Nm³/h 以下でかつ使用燃料中の硫黄含有率 0.8%に相当する量以下 2 燃料使用量 500㍑/h 以上 硫黄酸化物排出量が使用燃料中の硫黄含有率 0.3%に相当する量以下 3 K値 3.00 以下
	ばいじん	1 大気汚染防止法対象施設 同法に定める特別排出基準に掲げる量 2 県民の生活環境の保全等に関する条例対象施設 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第六付表第三の第二欄に掲げる施設の種類ごとに同表第四欄に掲げる量
	粉じん	処理施設等の排出口から排出する粉じん濃度の目標値は 0.05g/Nm³ 以下とする
	窒素酸化物	大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設の種類のうち、県民の生活環境の保全等に関する条例該当施設については、大気汚染防止法で定めるそれぞれの最小規模施設の規制値を目標値とする
悪臭	敷地境界において悪臭（生活環境をそこなうおそれのある不快なにおい）を感知しないこと 臭気指数規制 「臭気指数」は、問題となるにおいについて空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数「臭気濃度」から次式により算定する。 「臭気指数」＝10×$\log_{10}$（「臭気濃度」） 市街化調整区域は第 3 種地域であり臭気指数（工場･事業場の敷地境界）は、18 とする。	

区分		指導基準
水質	ｐＨ	6.0～8.5
	ＢＯＤ，ＣＯＤ	1 リットルにつき 20mg 以下
	ＳＳ	1 リットルにつき 20mg 以下
	n-ﾍｷｻﾝの抽出物質（鉱物油）	1 リットルにつき 1mg 以下
	n-ﾍｷｻﾝの抽出物質（動植物油）	1 リットルにつき 5mg 以下
	フェノール類	1 リットルにつき 0.5mg 以下
	銅	1 リットルにつき 0.5mg 以下
	亜鉛	1 リットルにつき 1mg 以下
	鉄	1 リットルにつき 5mg 以下
	マンガン	1 リットルにつき 5mg 以下
	クロム	1 リットルにつき 1mg 以下
	フッ素	1 リットルにつき 7mg 以下
	大腸菌群数	1,500 個／cm^3 以下
	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつき 0.01mg 以下
	有機リン化合物	検出されないこと
	鉛及びその化合物	1 リットルにつき 0.1mg 以下
	六価クロム化合物	1 リットルにつき 0.05mg 以下
	ヒ素及びその化合物	1 リットルにつき 0.05mg 以下
	水銀及びアルキル水銀化合物とその他の水銀化合物	検出されないこと
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	シアン化合物	1 リットルにつき 0.1mg 以下
	ＰＣＢ	検出されないこと

	臨海工業団地		鬼塚内陸企業団地	
騒音	AM 6:00～PM10:00 PM10:00～翌日の AM 6:00	70dB 以下 65dB 以下	AM 6:00～PM 7:00	60dB 以下
			AM 6:00～AM 8:00 PM 7:00～PM10:00	55dB 以下
			PM10:00～翌日の AM 6:00	50dB 以下
振動	AM 7:00～PM 8:00 PM 8:00～翌日の AM 7:00	70dB 以下 65dB 以下	AM 7:00～PM 8:00 PM 8:00～翌日の AM 7:00	65dB 以下 60dB 以下

緑化	1 工場立地法の規定による特定工場緑地の面積に対する割合 100 分の 15 以上（環境施設面積を含む） 2 当該法に該当しない工場等緑地の面積に対する割合 (1) 生産施設を伴わない売電用太陽光発電施設 100 分の 3 以上（環境施設面積を含まない）ただし、公道との接面道路は緑地を確保すること。 (2) 風力発電施設の変電施設 100 分の 3 以上（環境施設面積を含まない）ただし、風力発電機は緑化率を適用しない。 (3) その他当該法に該当しない工場、物流、倉庫等 100 分の 10 以上（環境施設面積を含む）ただし、緑地面積は、緑化基準の 75%を確保すること。

2 公害防止協定書（基本様式）

公　害　防　止　協　定　書

地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、田原市（以下「甲」という。）と、〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、田原市緑が浜〇号地内に乙が△△工場（以下「工場」という。）を建設するにあたって、企業の生産活動によって発生する公害の防止については、企業自体が重大な社会的責任を有するものであることにかんがみ、公害防止に万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

（公害の防止）

第1条　乙は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等(以下「大気の汚染等」という。）による公害を防止するため、別に定める公害防止計画書に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2　乙は、前項の公害防止計画に基づき必要な措置を講じたときは、甲にその内容を報告するものとする。

3　乙は、公害防止施設については、その機能を十分に発揮し得るよう維持管理し、公害の未然防止に努めるものとする。

4　乙は、公害防止に関する技術の研究、開発を積極的に進めるとともに、その進展に応じ、公害関係施設の改善等に努めるものとする。

5　乙は、第1項の措置を講じているにもかかわらず、なお公害の発生の恐れが生じ、又は公害が発生した場合において甲から公害防止の措置の要望があったときは、甲と協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

（施設の新増設等）

第2条　乙は、工場に公害関係施設を新増設し、又は構造若しくは使用の方法等を変更しようとするときは、甲と協議し、その同意を得るものとする。

2　乙は、前項の公害関係施設を新増設し、又は構造若しくは使用の方法等の変更が完了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（事故時の措置）

第3条　乙は、工場の公害関係施設において重大な故障、破損等の事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

（操業の停止等）

第4条　甲は、工場の操業による大気の汚染等により、住民若しくは農産物、水産物等に被害が生ずる恐れがある場合であって、その原因が乙に起因すると認められるときは、乙に対し、速やかに改善対策を講ずるよう勧告するものとする。

2　前項によっても、改善効果が上がらず、現実に被害が生じているときは、甲は乙に対し、大気の汚染等の公害が発生する施設の操業の短縮又は一時停止を指示することができるものとし、乙は、これに従うものとする。

（損害の補償）

第5条　乙は、乙の責に帰すべき公害により、住民若しくは農産物、水産物等に被害を与えた場合は、責任をもって損害について公正かつ適正な補償をするものとする。

2　前項の場合において、その解決が困難となり、乙又は被害者から申し出があったときは、甲は、当該当事者間のあっせんに努めるものとする。

（公害の自主的監視）

第6条　乙は、公害の発生を防止するため、自主的に地域の苦情、要望を常に把握するとともに、工場から排出される大気の汚染等を測定して公害の未然防止を図るものとする。

（関連事業所に対する指導、監督）

第7条　乙は、関連事業所に対し、公害の発生防止について積極的に指導、監督し、関連事業所に関して公害問題が生じたときは、誠意をもってその処理にあたるものとする。

（報告及び立入調査）

第8条　甲は、必要に応じて乙に対し、公害の防止に必要な事項について報告を求め、又は公害調査のため甲の公害担当職員をして工場に立ち入らせることができるものとし、乙はこれに積極的に協力するものとする。

2　公害が発生していると認められる場合において、甲が公害防止対策上必要として委任した者が乙に報告を求め、又は工場に立入調査するときは、これに協力するものとする。

3　第1項及び前項により立入調査で知り得た特許又はこれに準ずる権利を使用する生産活動等で乙から指定があったものについては、これを他へ漏洩しないものとする。

（公害担当機構の充実）

第9条　乙は、公害防止のための対策を積極的に実施するため、公害担当機構を充実し、公害の自体に速やかに対処し得る体制の確立に努めるものとする。

（環境の整備）

第10条　乙は、工場内の道路の舗装及び敷地の緑化等環境の整備を行うものとする。

（施策への協力）

第11条　乙は、甲が行う公害防止対策に誠意をもって協力するものとする。

（その他）

第12条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、及びこの協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項を定める必要が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙において記名押印のうえ各1通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　愛知県田原市田原町南番場30番地1
田　原　市　長

乙　××県××市××町
〇〇株式会社
代表者職氏名

3 田原市環境保全条例

平成 28 年 3 月 23 日
条例第 5 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条―第 5 条)
第 2 章　公害の防止(第 6 条―第 12 条)
第 3 章　生活環境の保全(第 13 条―第 20 条)
第 4 章　地球温暖化の防止(第 21 条・第 22 条)
第 5 章　雑則(第 23 条)
第 6 章　罰則(第 24 条)
附則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、田原市環境基本条例(平成 8 年田原町条例第 18 号。以下「基本条例」という。)第 2 条に定める基本理念に基づき、公害の防止のために必要な措置を講ずることにより、市民の健康の確保及び環境への負荷の低減を図るとともに、市、市民等及び事業者の協働による快適で清潔な生活環境の保全及び地球温暖化の防止に関する施策を推進し、もって本市の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　公害　環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(2)　市民等　市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3)　事業者　市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(4)　空き缶等　飲食物を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となる物をいう。

(5)　犬、猫等　動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 44 条第 4 項各号に掲げる動物をいう。

(6)　温室効果ガスの排出の抑制等　地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 2 条第 2 項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等をいう。

(市の責務)

第 3 条　市は、公害の防止に努め、市民の健康の確保、生活環境の保全及び地球温暖化の防止を図るため、必要な施策を実施するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条　市民等は、その日常生活において、生活環境の保全及び地球温暖化の防止に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条　事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害及び生活環境の保全上の支障を防止するため、自己の負担と責任において必要な措置を講ずるとともに、地球温暖化の防止に取り組み、市が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2　事業者は、その管理に係る工場又は事業場の敷地内において緑化を推進し、環境の美化に努めなければならない。

第 2 章　公害の防止

(公害防止に関する施設の整備等の推進)

第 6 条　市長は、良好な生活環境を確保するため、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進しなければならない。

(公害防止協定)

第 7 条　市長は、公害を防止するために必要があると認めるときは、事業者と公害の防止に関する方法、基準その他必要な要項を内容とする協定(以下「公害防止協定」という。)を締結するものとする。

2　事業者は、市長の求めに応じ、公害防止協定を締結し、当該協定事項を誠実に履行しなければならない。
3　市長は、公害防止協定を締結するに当たり、あらかじめ基本条例第16条に規定する田原市環境審議会の意見を聴くものとする。
4　市長は、公害防止協定が締結されたときは、その内容を市民に公表するものとする。
（監視、測定等）
第8条　市長は、公害の状況を把握するために必要な監視、測定等を行うとともに、公害の防止のための措置を適正に実施するための体制の整備に努めなければならない。
2　市長は、前項に規定する監視、測定等の結果を公表しなければならない。
（知識の普及等）
第9条　市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるように努めなければならない。
（苦情の適切な処理）
第10条　市長は、公害に関する苦情を適切に処理するように努めなければならない。
（事故等の報告）
第11条　事業者は、事故等の発生により当該工場又は事業場から、公害の原因となる物質等を発生させ、人の健康又は生活環境に被害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。
（小規模事業者に対する助成等）
第12条　市は、市長が規則で定める小規模事業者が行う公害の防止のための施設の整備等について必要な指導又は金融上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

第3章　生活環境の保全

（空き缶等の散乱防止）
第13条　市民等は、空き缶等をみだりに公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所（以下「公共の場所等」という。）に捨てるなどし、これを散乱させてはならない。
2　土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、空き缶等を捨てられないようにするため、その占有し、又は管理する場所の適切な管理に努めるものとする。
（犬、猫等のふんの適正処理）
第14条　犬、猫等を所有し、又は占有する者（以下「犬、猫等の飼い主」という。）は、当該犬、猫等のふんを公共の場所等に放置してはならない。
2　犬、猫等の飼い主は、当該犬、猫等を公共の場所等に連れ出すときは、ふんを回収するための容器等を携行するよう努めるものとする。
（悪臭の防止）
第15条　市、市民等及び事業者は、日常生活及び事業活動に伴って発生する悪臭により、周辺の生活環境を損なわないようにしなければならない。
（草木の管理）
第16条　土地所有者等は、その占有し、又は管理する場所の草木が外部に侵出することにより、周辺の生活環境を著しく害することがないよう、適切な管理に努めるものとする。
（重点区域）
第17条　市長は、空き缶等の散乱防止及び犬、猫等のふんの適正処理を推進するため、特に生活環境を保全する必要があると認める区域について、空き缶等散乱防止重点区域又は犬、猫等のふんの適正処理重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。
2　市長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の住民、関係団体等の意見を聴くものとする。
3　市長は、重点区域を指定したときは、その旨を公表するものとする。
4　市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
（指導又は勧告）
第18条　市長は、第13条第1項、第14条第1項、第15条及び第16条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。
（命令）

第19条　市長は、重点区域内において、前条に規定する勧告を受けた者(第13条第1項又は第14条第1項の規定に違反した者に限る。)が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第20条　市長は、第18条に規定する勧告を受けた者(第15条の規定に違反した者に限る。)が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)及びその違反の状況を公表することができる。

2　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を付与しなければならない。

第4章　地球温暖化の防止

(地球温暖化対策の推進)

第21条　市、市民等及び事業者は、地球温暖化防止のため、エネルギーの効率的な利用、環境への負荷の少ないエネルギーへの転換及び資源の循環的な利用により、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

(市、市民等及び事業者の取組)

第22条　市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定し、市の区域内における温室効果ガスの排出量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成するため、施策の実施に努めなければならない。

2　市民等及び事業者は、日常生活及び事業活動において、温室効果ガスの排出量の削減のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する削減目標を達成するための施策に協力しなければならない。

第5章　雑則

(委任)

第23条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第6章　罰則

(過料)

第24条　第19条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(田原市公害防止条例の廃止)

2　田原市公害防止条例(昭和49年田原町条例第26号。以下「公害防止条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3　この条例の施行の際現に公害防止条例第8条の規定に基づき締結されている公害防止協定(同条例附則第1項及び第2項の規定により当該公害防止協定とみなされたものを含む。)は、第7条の規定に基づき締結した公害防止協定とみなす。

4 田原市環境基本条例

平成 8 年 12 月 25 日
条例第 18 号

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条　環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

2　環境の保全は、すべての者の公平な役割分担の下に人の活動による環境への負荷をできる限り低減することによって、持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

（市の責務）

第 3 条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関し、地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2　市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組みが必要とされる場合には、国、県、近隣市町村その他関係機関と協力して行うよう努めるものとする。

（市民の責務）

第 4 条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第 5 条　事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（公表）

第 6 条　市長は、毎年、環境の状況に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

第 2 章　環境の保全に関する施策の策定等に係る指針

第 7 条　環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境が確保されること。

(2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 地域の歴史的、文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

第 3 章　環境保全計画

第 8 条　市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する計画（以下「環境保全計画」という。）を定めなければならない。

2　前項に規定する環境保全計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、環境保全計画を定めるに当たっては、あらかじめ田原市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前 2 項の規定は、環境保全計画の変更について準用する。

第 4 章　環境の保全のための施策

（規制等の措置）

第 9 条　市は、快適な生活環境を確保し、及び自然環境を適正に保全するため、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(助成措置)

第 10 条　市は、市民又は事業者が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための適切な措置を行うことを助長するため、適正な助成を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第 11 条　市は、環境の保全のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 12 条　市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が、環境の保全について理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 13 条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 14 条　市は、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査、監視等)

第 15 条　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、並びに監視等の体制の整備を図るように努めるものとする。

第 5 章　環境審議会

(設置)

第 16 条　環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため田原市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 17 条　審議会は、委員 12 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市議会の議員

(3) 関係行政機関の職員

2　学識経験のある者のうちから委嘱される委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第 18 条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 19 条　審議会は、会長が招集する。

2　審議会においては、会長が議長となる。

3　審議会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 20 条　審議会に専門の事項を調査審議させるため、そのつど専門委員若干人を置くことができる。

2　専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3　専門委員は、審議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第 21 条　審議会の庶務は、所管担当課において処理する。

第 6 章　委任

(委任)

第 22 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(田原町公害対策審議会条例の廃止)

2　田原町公害対策審議会条例(昭和 46 年田原町条例第 5 号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年田原町条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(田原町公害防止条例の一部改正)

4　田原町公害防止条例(昭和 49 年田原町条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成 17 年 9 月 22 日条例第 79 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

５ 田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成６年６月23日
条例第12号

田原町廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和４９年田原町条例第１０号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(2) 事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(3) 再利用　活用しなければ不要となる物及び廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(4) 資源ごみ　再利用を目的として分別された廃棄物をいう。

（市の責務）

第３条　市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の排出の抑制、廃棄物の減量の推進及び廃棄物の適正な処理に関し必要な施策を実施しなければならない。

２　市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動の促進及び支援に努めなければならない。

３　市は、第１項の責務を果たすため、市民及び事業者に対し廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の提供に努め、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

２　事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

３　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第６条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

２　法第５条第３項の規定による大掃除は、市長が定める計画に従い実施しなければならない。

３　何人も、公園、広場、海岸、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚してはならない。

（指導又は助言）

第７条　市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

（市の減量義務）

第８条　市は、資源ごみの収集、廃棄物処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量を図らなければならない。

（市民の減量義務）

第９条　市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用を図るよう努めなければならない。

２　市民は、商品の購入に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

（事業者の減量義務）

第１０条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、原材料の合理的使用、再利用に関する技術開発等廃棄物の減量を推進するため必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用の自己評価等）

第１１条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発及び普及に努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装の推進等）

第１２条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生を抑制しなければならない。

２　事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又は返却をする場合には、当該包装、容器等の回収に努めなければならない。

（資源回収業者への協力要請等）

第１３条　市は、廃棄物の再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者を支援するよう努めるものとする。

（一般廃棄物処理計画）

第１４条　市長は、法第６条第１項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を定めたときは、公告又は適当な方法により、市民に周知しなければならない。

（家庭系廃棄物の処理）

第１５条　市は、処理計画に従い家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

（指定袋）

第１５条の２　市が行う家庭系廃棄物（処理計画に規定するもやせるごみ及びこわすごみに限る。）の収集を受けようとする者は、市長が指定するごみ袋（以下「指定袋」という。）に収納して、排出しなければならない。

（占有者等の協力義務）

第１６条　占有者等は、一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる物については、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない物については、処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

（排出禁止物）

第１７条　占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

(1) 有害性物質を含む物
(2) 危険性のある物
(3) 引火性のある物
(4) 著しく悪臭を発する物
(5) 前各号に掲げるもののほか、処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を及ぼす物

２　占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（多量の一般廃棄物）

第１８条　市長は、法第６条の２第５項の規定により事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生じる占有者等に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

２　前項に規定する多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

（事業系廃棄物の処理）

第１９条　事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者に収集若しくは運搬させ、かつ、廃棄物の処分を業とする者に処分させなければならない。

（廃棄物処理施設等を利用できる者）

第２０条　次の各号のいずれかに該当する者は、市の廃棄物処理施設及び最終処分場並びに市長が指定する廃棄物処理施設（以下「廃棄物処理施設等」という。）を利用することができる。

(1) 市の区域内で発生した家庭系廃棄物を自ら搬入する者若しくは市の区域内で発生した家庭系廃棄物を排出する者から当該廃棄物の収集及び運搬を委託された法第７条第１項の許可を受けた者

(2) 市の区域内で発生した事業系廃棄物を自ら搬入する者若しくは市の区域内で発生した事業系廃棄物を排出する者から当該廃棄物の収集及び運搬を委託された法第７条第１項又は法第１４条第１項の許可を受けた者

（廃棄物処理施設等の受入基準等）

第２１条　前条の規定により廃棄物処理施設等を利用することができる者（以下「施設利用者」という。）が廃棄物処理施設等において廃棄物の処分を受けようとするときは、市長が別に定める受入基準に従わなければならない。

２　市長は、前項の受入基準に従わない施設利用者に対し、その廃棄物の受入れを拒否することができる。

（適正処理の自己評価等）

第２２条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発及び普及に努めなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理方法について情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

（適正処理困難物の製造等の抑制）

第２３条　事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物については、その製造、加工、販売等を自ら抑制するよう努めなければならない。

（適正処理困難物の回収）

第２４条　事業者は、適正な処理が困難な廃棄物となるおそれのある製品、容器等については、自ら回収する等適切な措置を講じるよう努めなければならない。

（廃棄物の処理手数料）

第２４条の２　市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料の額は、別表第１に定めるものとする。

２　市が行う法第２条第４項に規定する産業廃棄物の処分についての手数料の額は、別表第１の２に定めるものとする。

３　前２項に規定する手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（処理手数料の減免）

第２４条の３　市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条に規定する手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可等）

第２５条　法第７条第１項及び第６項に規定する一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業の許可又は浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第３５条第１項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

２　法第７条の２第１項に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その許可を受けた事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

３　市長は、前２項の許可をするときは、規則で定めるところにより許可証を交付するものとする。
４　前項の許可証の交付を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。
（許可等手数料）
第２６条　前条に基づく許可若しくは変更許可又は許可証の再交付に関する手数料は、別表第２に定めるところによる。
（処理手数料及び許可等手数料の還付）
第２６条の２　既納の処理手数料及び許可等手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（技術管理者の資格）
第２７条　法第２１条第３項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。
(1) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第２次試験に合格した者に限る。）
(2) 技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(3) ２年以上法第２０条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
(4) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10) １０年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
（報告の徴収）
第２８条　市長は、法第１８条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。
（委任）
第２９条　この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成６年１０月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の際、改正前の田原町廃棄物の処理および清掃に関する条例第８条の規定により許可若しくは許可証の再交付を受け、又は許可若しくは許可証の再交付の申請をしている者は、改正後の田原町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第２５条の規定による許可若しくは許可証の再交付を受け、又は許可若しくは許可証の再交付の申請をしている者とみなす。
（赤羽根町の編入に伴う経過措置）

３　赤羽根町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に赤羽根町廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成６年赤羽根町条例第１８号。以下「赤羽根町条例」という。）によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

４　編入日前に赤羽根町条例第２８条及び第２９条の規定により課された、若しくは課されるべきであった一般廃棄物の投入処理手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、赤羽根町条例の例による。

（渥美町の編入に伴う経過措置）

５　渥美町の編入の日前に渥美町廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成７年渥美町条例第８号）又は田原渥美清掃施設組合手数料条例（昭和４９年渥美郡清掃施設組合条例第４号）によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成１１年３月２９日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年８月２０日条例第８１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年９月２４日条例第１１０号）

この条例は、平成１５年１２月１日から施行する。

附　則（平成１７年９月２２日条例第７７号）

この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３１日条例第１４号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１２月２８日条例第３７号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１２月２０日条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年３月２８日条例第９号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物について適用し、同日前に処理した一般廃棄物については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　新条例別表第１に規定する家庭系廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成３１年３月２５日条例第１７号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表第１（事業系廃棄物処理手数料に限る。）の規定は、市の区域内で発生した事業系廃棄物を平成３１年１０月１日以後に新条例第２０条に規定する廃棄物処理施設等に搬入する者について適用する。

別表第１（第２４条の２関係）
一般廃棄物の処理手数料

種類	種別	算定基礎	金額	備考
ごみ	家庭系廃棄物処理手数料	指定袋４５リットル用１０枚につき	２２５円	家庭系廃棄物（処理計画に規定するもやせるごみ及びこわすごみを除く。）は、無料とする。
		指定袋３０リットル用１０枚につき	１５０円	
		指定袋２０リットル用１０枚につき	１００円	
		指定袋１０リットル用１０枚につき	５０円	
	事業系廃棄物処理手数料	１０キログラムごと	１００円	１　資源ごみは無料とする。 ２　１０キログラム未満は、１０キログラムとみなす。
し尿	し尿汲取手数料	１８リットルごと	２００円	１８リットル未満は１８リットルとみなす。
	浄化槽汚泥投入手数料	１車（１，８００リットル）ごと	１，５００円	１，８００リットル未満は、１車とみなす。

別表第１の２（第２４条の２関係）
産業廃棄物の処理手数料

種別	算定基礎	金額	備考
産業廃棄物処分手数料	１キログラムごと	１円	１キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第２（第２６条関係）
一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可等手数料

種別	区分	金額	備考
一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業	許可	１，０００円	
	変更許可	５００円	
	許可証再交付	５００円	
浄化槽清掃業	許可	５，０００円	
	変更許可	５００円	
	許可証再交付	５００円	

６ 用語説明（50 音順）

赤潮

１　プランクトンが一時に急激に異常増殖し、海面が赤色又は赤褐色になる現象のことを言う。

２　赤潮は、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内において、①降雨の後、②日射が強く、③水温が高く、④栄養塩類が多い等の条件が重なった時に発生しやすいと言われている。
最近の赤潮の多発の原因は、工場排水や都市排水の流入により、沿岸や内湾域が富栄養化したためとも言われている。

３　赤潮のプランクトンとしては、ケイ藻類、べん毛藻類、せん毛虫類などが知られているが、このうちべん毛藻類による赤潮の被害が一番大きいと言われている。

４　赤潮による漁業被害の原因としては、①プランクトンが魚介類のえらに詰まり窒息する。②プランクトンの急激な増殖と死滅の過程で海水中の溶存酸素（ＤＯ）が急激に消費される。③プランクトンが有害物質を生産する。④細菌が増殖する。等の説がある。

硫黄酸化物（ＳＯx）

１　硫黄（Ｓ）と酸素（O_2）の化合物全体のことをいい、主に重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生するもので、二酸化硫黄（SO_2）がその主なものである。

２　二酸化硫黄は、無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは、眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼすと言われている。
また、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりすると言われている。

３　大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄について「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること」とされている。
また、硫黄酸化物は、大気汚染防止法に定める「ばい煙」の一種で、Ｋ値規制及び総量規制によりその排出が規制されているほか、燃料使用基準により燃料中の硫黄分が規制されている。

一酸化炭素（ＣＯ）

１　無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生する。

２　発生源は、自動車によるものが最も多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生する。

３　人体への影響は、呼吸器から体内に入り血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすと言われている。

４　大気汚染に係る環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること」とされている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。ごみ、し尿、浄化槽汚泥のことをいう。

エコモビリティ

環境の「エコ」と移動の「モビリティ」をつなげた言葉で、自家用車と電車、バスなどの公共交通、自転車、徒歩を賢く使い分けて、環境に優しい交通手段を利用すること。

ＳＳ

1　Suspended Solids（浮遊物質量）の略

2　粒径 2 ㎜以下の、水に溶けない懸濁性の物質のことを言う。一定量の水をとってろ過したあと、残留物を乾燥してその重量を測り、それを水中の濃度（㎎/ℓ）で表したものである。

3　浮遊物質には無機質のものと有機質のものとがあり、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

4　浮遊物質は、単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、また、有機質の場合には腐敗し、水の中に溶けている酸素（溶存酸素（ＤＯ））を消費する。更に、魚類のえらに付着してへい死させたり、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与えたりする。

5　水質汚濁の環境基準では、河川及び湖沼の利用目的に応じて 25 ㎎/ℓ 以下、50 ㎎/ℓ 以下等の 4 段階に分けて定められている。

海水放射性物質

1　主にヨウ素１３１、セシウム１３４及びセシウム１３７の 3 種類を測定する。

2　ヨウ素１３１
放射能を持つヨウ素で、ウランの核分裂によって生成されます。
大気中に大量に放出されると、甲状腺機能障害を引き起こす場合があります。

3　セシウム１３４、１３７
同じ元素で中性子の数が違うもの。放射能汚染の原因となる主要三核種である。揮発性が高く飛散しやすい。半減期も 2 年から 30 年と長いため、土壌・海洋汚染の原因にもなります。

空間放射線量率

空間中の放射線γ（ガンマ）線量を測定したもの。単位は、マイクロシーベルト毎時（μSv/h）

光化学オキシダント（Ｏｘ）

光化学オキシダントとは、自動車や工場、事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称です。
光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」とよびます。

降下ばいじん

1　大気中の粒子状物質のうち、比較的大きいものが重力や雨の作用によって地上に降下したものです。

2　発生源は、石炭、コークス、重油等の燃料の燃焼に伴い大気中に放出されたもの、風により土砂が舞い上げられたものなどがあります。

3　降下ばいじん量は、1 か月の間に 1km^2 当たり何トン降下したか（t/km^2･月）で表わし、気象条件等の影響を受けると言われている。

4　降下ばいじん量は、一定の地域の平均的な汚染の変化を概括的に示すもので、時系列的な変化や他地区との比較のための指標の 1 つとして利用される。

産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同施行令で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材など 19 種類が指定されている。

酸性雨

1　通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもｐＨは 5.6 程度となっている。このため、一般的にはｐＨが 5.6 より低い雨を酸性雨と言う。

2　酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質と言われている。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものであるが、火山の噴煙のように自然現象によるものもある。

3　諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生している。

ＣＯＤ

1　Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略

2　ＢＯＤと同じように、主として有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を 100℃で酸化剤（過マンガン酸カリウム）で酸化するときに消費される酸素量（単位はmg/ℓ（水 1ℓ当たり消費される酸素のmg数））で表す。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味する。微生物により酸化分解される有機物質とそうでない有機物質の区別、有機物質と酸化される無機物質の区別ができないため、ＢＯＤとは異なった値を示す。

3　水質汚濁の環境基準は、利用目的に応じて、湖沼では 1～8 mg/ℓ 以下、海域では 2～8 mg/ℓ 以下と定められている。

資源化率

収集や持ち込まれたごみのうちどれだけ資源化されたかの割合のこと。

「資源化率」＝「資源ごみ量」÷「ごみ総排出量」×100

事業系一般廃棄物

一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じる廃棄物のこと。

自然公園

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的としている。

自然公園には、自然公園法に基づく「国立公園」、「国定公園」と都道府県立自然公園条例に基づく「都道府県立自然公園」の 3 種類がある。

臭気指数

臭気指数（しゅうきしすう）とは、臭気濃度を指数尺度でレベル表示したもので、数値の大きさの差異が感覚的強度の大きさの差異と同程度になるように臭気濃度を対数表示したものである。

臭気指数＝$10\times\log_{10}$（臭気濃度）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

1　窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。

2　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などは、富栄養価の要因物質になる。

3　公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準は、硝酸イオン、亜硝酸イオンの濃度をそれぞれ窒素濃度に換算したものの和として、10mg/L 以下とされている。

大腸菌群数

1　人や動物の糞便中には大腸菌が多く存在するため、これを測ることにより糞便による汚染の程度を知ることが出来る。

2　大腸菌群には、人や動物の腸内に生存している大腸菌と水中、土壌など広く自然界に分布している細菌とがあるが、それぞれ分離することが困難であるため、一括して大腸菌群としている。大腸菌群が検出された場合には、赤痢菌、チフス菌等他の病原菌の存在が疑われる。

3　大腸菌群数は、水質汚濁の環境基準では 50～5,000 MPN/100mℓ 以下、水質汚濁防止法の排出基準では 3,000 個/cm^3（日間平均）とされている。

（注）MPN: Most Probable Number（最確数）の略。大腸菌群数を調べるには、直接その数を数えることなく、統計的確率から割り出した「大腸菌群数最確数表」を使って読みとる場合があり、ＭＰＮとはこれを使って読みとった大腸菌群の数のことを言う。

窒素酸化物（ＮＯx）

1　窒素（N_2）と酸素（O_2）の化合物全体のことをいい、一酸化窒素（ＮＯ）、二酸化窒素（NO_2）がその主なものである。

2　燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生するなど、物を高温で燃焼させることにより発生するほか、発生源は、工場、自動車、家庭等多岐にわたる。

3　二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、高濃度のときは、眼、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすと言われている。

4　大気汚染に係る環境基準は、二酸化窒素について「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること」とされている。

低炭素モデルハウス

田原市低炭素施設園芸づくり協議会が、太陽光の豊富な地域特性を活かした自然エネルギーの活用と省電力機器による低炭素施設園芸を実現するために平成 22 年 11 月に建設した。この活動により、地球環境・地域環境に配慮する生産者と住民を増やし、地域全体における低炭素施設園芸の普及を目指す。

特定外来生物

外来生物のうち、「特定外来生物被害防止法」で指定されたもの。在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある生物。渡り鳥に付着して流入する植物の種や、海流にのってやってくる魚などは含まない。

ＤＯ

1　Dissolved Oxygen（溶存酸素量）の略

2　水中に溶けこんでいる酸素量のことをいい、単位はmg/ℓ で表す。

3　一般に清浄な河川では、ＤＯはほぼその温度での飽和値（0℃、1 気圧で 14 mg/ℓ 程度で、温度が上がるにつれて数値が低くなり、25℃では 8 mg/ℓ 程度になる。）に達しているが、有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸素分解し、酸素を消費するため、ＤＯの値は低くなり、ひどいときには 1 mg/ℓ 以下になることもある。

4　（ＢＯＤやＣＯＤとは逆に数値が低いほど、汚染が進んでいることを表す。）

5　コイのような腐敗物を食用とする魚などはＤＯが 2～3 mg/ℓ の水中でも生息できるが、普通の魚では、ＤＯが永続して 4～5 mg/ℓ 以下になると生息できないと言われている。

６　水質汚濁の環境基準では、河川等の利用目的に応じて、7.5～2 ㎎/ℓ 以上と定められている。

75%水質値

１　年間の日間平均値の全データ（n 個）をその値の小さいものから順に並べた時、0.75×n（整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータのことをいいます。

２　河川のＢＯＤや海域のＣＯＤについて、環境基準地点において、年間を通じて環境基準を達成していたか否かを判断する場合に、この 75%水質値を使います。

苦潮（青潮）

苦潮とは、青潮とも言われ、海水の底層に分布する極端に酸素の少ない水の塊（貧酸素水塊）が海面に浮上し、海水の色が乳白色を帯びた青又は緑色を呈する現象を言う。

日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道

渥美半島の魅力や美しさを発見し、自然や観光、歴史、文化などの地域資源を活かして原風景を作り上げていく運動を市内全域で進め、観光振興や地域の活性化を図ろうとするもの。平成 19 年 1 月に国土交通省が展開する日本風景街道ルートに登録された。

ｎ－ヘキサン抽出物質（ノルマルヘキサン抽出物質）

１　油脂、ワックス、グリスなど酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で、通常「油分等」といわれており、鉱油、動植物油等の量を表す指標として使われている。

２　石油系油分による異臭魚の発生、ノリ漁業の被害、海水浴場の環境悪化等があり、水質汚濁の環境基準では、異臭魚に着目して海域において「検出されないこと」と定められている。

３　水質汚濁防止法第３条第１項及び第３項による排水基準では、ノルマルヘキサン抽出物質含有量は、鉱油類にあっては 2～5 ㎎/ℓ 以下、動植物油脂類にあっては 5～30 ㎎/ℓ 以下とされている。

パークアンドライド

従来市街地まで自動車を乗り入れていた通勤者などが、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから市街地へは公共の鉄道やバスなどで移動するように誘導するシステム。平成 22 年４月に 380 台が駐車可能な田原駅南公共駐車場が共用開始した。

バイオマス

光合成によって作り出される生物由来の資源で化石燃料と異なり太陽と水、二酸化炭素そして植物があれば永遠に作り続けることができるもの。バイオマスは生産される段階で、植物が二酸化炭素を吸収することから環境に優しいエネルギーとして注目されている。

ＰＦＩ

Private Finance Initiative の略
公共施設等の建設や維持管理、運営などを民間の資金経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
この手法により一般廃棄物固形燃料化施設田原リサイクルセンター「炭生館」が平成 17 年 3 月に完成した。

ｐＨ

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示す。

ｐＨ 0～7 …… 酸性（数値が小さくなるほど酸性の度合が強くなる。）

ｐＨ 7 …… 中性

ｐＨ 7～14 …… アルカリ性（数値が大きくなるほどアルカリ性の度合が強くなる。）ｐＨの急激な変化は、酸、アルカリ等の有害物質の混入などの異常があったことを推定させる。

ｐＨが 6.5～8.5 の範囲から出ると、河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響が出ると言われている。

水道用水として望ましい水質は、ｐＨ 6.5～8.5 までの範囲であるとされている。

ＢＯＤ

1 Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略

2 有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が 20℃で 5 日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量のことで、単位は㎎/ℓ（水 1ℓ 当たり消費される酸素の㎎数）で表す。

3 ＢＯＤが高い（数値が大きい）ことは、その水の中に微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けている酸素（溶存酸素（ＤＯ）という。）を多量に消費し、魚介類に被害を及ぼす。

4 人為的な汚染のない河川では通常 1 ㎎/ℓ 以下である。
ヤマメ、イワナなどの清水性魚類は 2 ㎎/ℓ 以下、アユ、マスなどは 3 ㎎/ℓ 以下、コイ、フナなどは 5 ㎎/ℓ 以下が適当と言われている。
5 ㎎/ℓ を越えるとコイやフナでも生息が困難となり、10 ㎎/ℓ 以上になると有機物が腐敗、分解し、臭気を発生することがある。

5 水質汚濁の環境基準では、河川の利用目的に応じて 1～10 ㎎/ℓ 以下の範囲内で 6 段階に分けて定められている。

ＢＤＦ（バイオディーゼル燃料）

バイオマス（生物資源）から作った燃料の 1 つ。菜種油や大豆油、ひまわり油、コーン油などの植物由来の油や廃食用油から作り、軽油の代わりにディーゼルエンジンの燃料に使う。田原市では軽油を混ぜないＢ１００燃料を使用している。

富栄養化

1 富栄養化という言葉は、元来湖沼学で用いられてきた専門用語で、窒素、燐等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼（貧栄養湖と言う。）が長い年月の間に栄養物質の豊富な生物生産性の高い湖沼（富栄養湖と言う。）へと次第に変せんしていく現象のことを言う。

2 貧栄養湖が富栄養化する速度は、人為的な汚染のない自然界では非常にゆっくりしたものであるが、人間活動により大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行する。

3 近年、海域でも同様の現象が起きており、特に内湾のような閉鎖性水域では、プランクトンの異常増殖や水質悪化をひきおこし、また、異常増殖したプランクトンの死がいが堆積、腐敗することにより、海底付近の酸素が消費されるため、底生動物相にも大きな影響を与えている。

浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

1 Suspended Paticulate Matter（浮遊粒子状物質）の略

2 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン（1 ㎛=1/1000 ㎜）以下のものを言う

３　発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがある。

４　この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは健康上影響を与えると言われている。

５　大気汚染に係る環境基準は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.10 ㎎/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 ㎎/㎥以下であること」とされている。

リサイクル（再資源化）

廃棄物を資源として回収・処理し、再利用すること。リサイクルの主な手法としては、新しい製品の原材料として再利用するマテリアルリサイクル※1（原料リサイクル）と、ごみを燃やし、その際に発生する熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクル※2（熱回収）がある。

※1 マテリアルリサイクル…廃棄物を原料として再利用すること。具体的には、使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うこと。

※2 サーマルリサイクル…廃棄物を焼却・溶融など熱処理する際に、単に処理するだけではなく、発生する熱エネルギーを回収・利用すること。